



大分城址公園整備・活用基本計画

平成 29 年 2 月 大分市





## はじめに

大分城址公園の歴史は、慶長3年に福原直高が府内城の築城に着手したことに始まります。現在でも、中心市街地には当時の城下町の名残があり、府内城の歴史は大分市の都市形成の歴史ともいえます。

築城から400年余りの歳月を経て、現在、城址公園は大分市の歴史を伝える場所として、またサクラの名所として多くの方に親しまれています。

本市では、平成5年、大分市発足30周年記念事業として「府内城再発見」を企画し、その一環として提言された「府内城整備基本構想報告書」に基づき、大分城址公園内の廊下橋等の整備を行いました。

その提言から20余年が経過し、本市の中心市街地は、JR大分駅の高架化をはじめ、「大分いこの道」の整備、「JR おおいたシティ」や大分県立美術館のオープンなどにより大きな変貌を遂げ、中心市街地の都市づくりは次なる段階を迎えております。さらに今後は、2018年の国民文化祭、2019年のラグビーワールドカップなど、全国的、世界的なイベントの開催により、本市を訪れる観光客の増加も期待されています。

こうした社会情勢の変化や本市のまちづくりの進展に伴い、大分城址公園についても本市の貴重な資源として整備・活用を図るため、このたび「大分城址公園整備・活用基本計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、大分城址公園を新たな魅力を有する「歴史文化観光拠点」として整備を進め、大分市のさらなる魅力の向上に努めてまいります。

最後に、今回の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係各位に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進に向け、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年2月

大分市長 佐藤 樹一郎

# 目 次

## 第1章 計画の前提

1-1. 目的	1
1-2. 対象エリア	1
1-3. 計画期間と段階的整備の考え方	1
1-4. 計画の体系	2

## 第2章 与条件と課題の整理

2-1. 上位・関連計画での位置づけ	3
(1) 上位計画	
(2) 関連計画	
2-2. 計画対象地及び周辺の概況	12
(1) 自然的特性	
(2) 歴史的特性	
(3) 社会的特性	
2-3. 史跡府内城の概況	34
(1) 府内城の歴史	
(2) 府内城の縄張り	
(3) 調査の経緯	
(4) 指定概要	
2-4. 大分城址公園の概況	52
(1) 施設の概要	
(2) 空間特性	
2-5. 利用者の意見	56
2-6. 課題の整理	57

## 第3章 史跡府内城跡保存管理計画

3-1. 史跡府内城跡の価値	59
(1) 史跡府内城跡の本質的価値	
(2) 史跡府内城跡の副次的価値	
3-2. 保存管理の基本的な考え方	61
3-3. 保存管理の基本方針	61
3-4. 史跡地を構成する諸要素	62
(1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素	
(2) 史跡の保存管理上有効な諸要素	
(3) 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素	
3-5. 史跡の地区区分	65
(1) 対象範囲	
(2) 地区区分	
(3) 区分ごとの保存管理方針	

3-6. 現状変更の取扱い基準	66
(1) 現状変更にあたる行為	
(2) 現状変更に係る取扱い	
(3) 現状変更等の取扱い基準	
<b>第4章 整備活用計画</b>	
4-1. 基本理念	70
4-2. 基本方針	71
4-3. 利活用イメージ	73
4-4. 整備基本計画	81
(1) ゾーニング	
(2) 調査・研究計画	
(3) 歴史的施設・建造物整備計画	
(4) 動線計画	
(5) 建築施設計画	
(6) 便益施設計画	
(7) 植栽修景計画	
(8) サイン計画	
(9) 維持管理施設計画	
(10) 中期整備計画イメージ図	
<b>第5章 管理運営計画</b>	
5-1. 基本的な考え方	103
(1) 管理運営の方向性	
(2) 管理運営方針	
5-2. 企画運営計画	105
(1) イベント・利用プログラム目標	
(2) 情報発信目標	
5-3. 維持管理計画	109
(1) 維持管理目標	
5-4. 地域連携・体制づくり	111
(1) 地域連携の方向性	
(2) 体制づくりの方向性	
(3) その他	
<b>第6章 事業概要</b>	
6-1. 事業概要	114
(1) 短期整備	
(2) 中期整備	
(3) 将来整備	
<b>参考資料</b>	118

# 第1章 計画の前提

## 1-1. 目的

大分城址公園（以下：城址公園）は、府内城の歴史的・文化的資源を活かしながら、市民や大分市を訪れた人々が親しむことのできる大分市のシンボルとなる公園である。

平成5年（1993）に企画された大分市発足30周年記念事業「府内城再発見」では、その一環として「府内城整備基本構想報告書」が提言され、平成7年（1995）から平成9年（1997）にかけて廊下橋の復元と周回路の整備が行われた。

「府内城整備基本構想報告書」の中期整備計画では、大分文化会館の移転後に城内の発掘調査及び整備を行うとされ、平成26年（2014）年に老朽化のため大分文化会館の解体・撤去が行われた。近年、大分駅周辺の整備や大分県立美術館の開館、都市の広場としての役割を「大分いこいの道」が担うなど、中心市街地の状況はめまぐるしく変貌を遂げた。今後城址公園は新たな魅力を有する歴史文化観光拠点としての整備が求められている。

こうした状況を受け、基本構想の提言から20余年が経過し、地域環境及び社会情勢の変化に伴い、大分文化会館の跡地を含む城址公園のあり方の見直しが必要となったため、平成5年（1993）の「府内城整備基本構想報告書」を基に、新たな城址公園のあり方を示す整備・活用基本計画を策定し、今後の整備・活用の方針を定めるものとする。

## 1-2. 対象エリア

本計画の対象エリアは、城址公園の公園区域及び府内城跡の史跡指定範囲とする。なお、大手公園、遊歩公園を含む周辺を中心市街地についても、整備後の連携を視野に入れた検討の対象とする。

## 1-3. 計画期間と段階的整備の考え方

城址公園の整備については、今後実施される文化財調査の進捗や、長期の事業期間を必要とする府内城の構成要素の復元という諸状況を勘案し、ゾーンごとの段階的な整備が必要であると考えられる。

特に、本丸や東丸御殿といった建造物の復元については、今後の調査及び研究により具体的な復元手法等の検証及びそれに基づく実施が求められる。そこで、調査研究、検証の期間においては、暫定的な供用を含めた空間全体の整備の方向性を示すものとする。

本計画の計画期間は、平成29年（2017）から概ね10年間とする。この計画期間を「短期整備」（3年間）と「中期整備」（概ね7年間）に区分し、城址公園の利活用イメージと整備内容を連動させて、具体的な整備活用計画を描くものとする。さらに中期整備以降を「将来整備」として位置づけ、城址公園の整備活用に関する将来的な方向性を示すものとする。

なお、本計画において設定する各段階の整備事項は、今後の調査研究の進捗や社会情勢等を踏まえて取り組むものとし、必要に応じて計画の見直しを行う。



図 1-1：計画期間

## 1-4. 計画の体系

本計画は、城址公園の整備・活用基本計画であるが、同時に史跡府内城跡の整備基本計画としての内容も含んでいる。

一般に史跡の整備・活用を行う場合、遺構をはじめとする史跡の価値を確実に保存することが前提となる。歴史的特性を活かした城址公園の魅力向上のため、史跡保存管理計画の策定を併せて行うこととした。

以上から本計画書は、史跡の価値の明確化、構成要素の整理、保存管理の方針といった保存管理計画の内容を受けて、城址公園の整備・活用計画へと展開する構成としている。

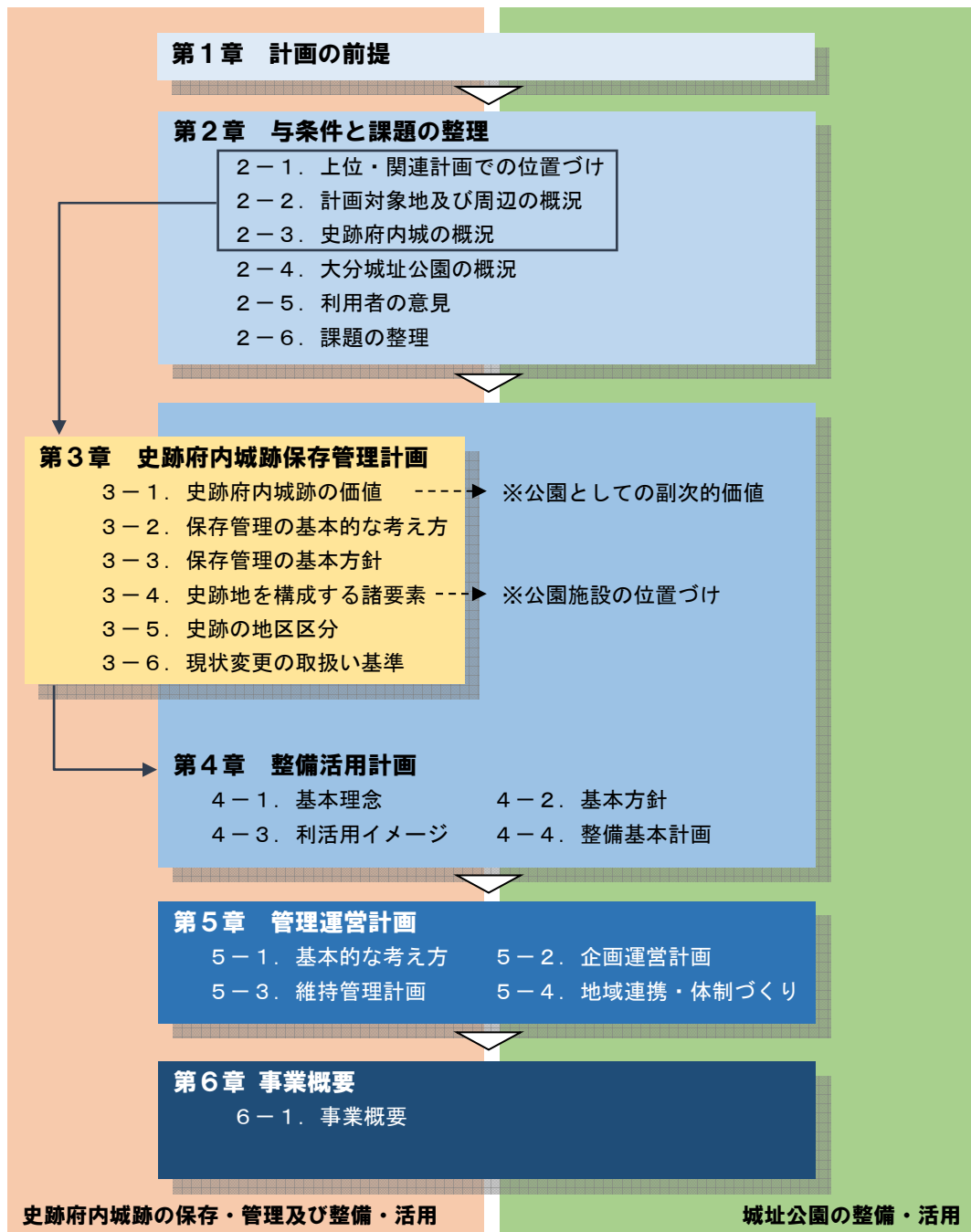


図 1-2 : 計画の体系

## 第2章 与条件と課題の整理

### 2-1. 上位・関連計画での位置づけ

本計画は、「大分市総合計画」、「まち・ひと・しごと創生大分市総合戦略」、「大分市都市計画マスタープラン」等の上位計画に基づき、「府内城整備基本構想」をはじめとする、その他関連計画と連携を図りながら、城址公園の整備・活用を実現するための全体計画として位置づける。

以下に上位計画及び関連計画における位置づけを示すとともに、関連性の高い計画の概要について整理する。

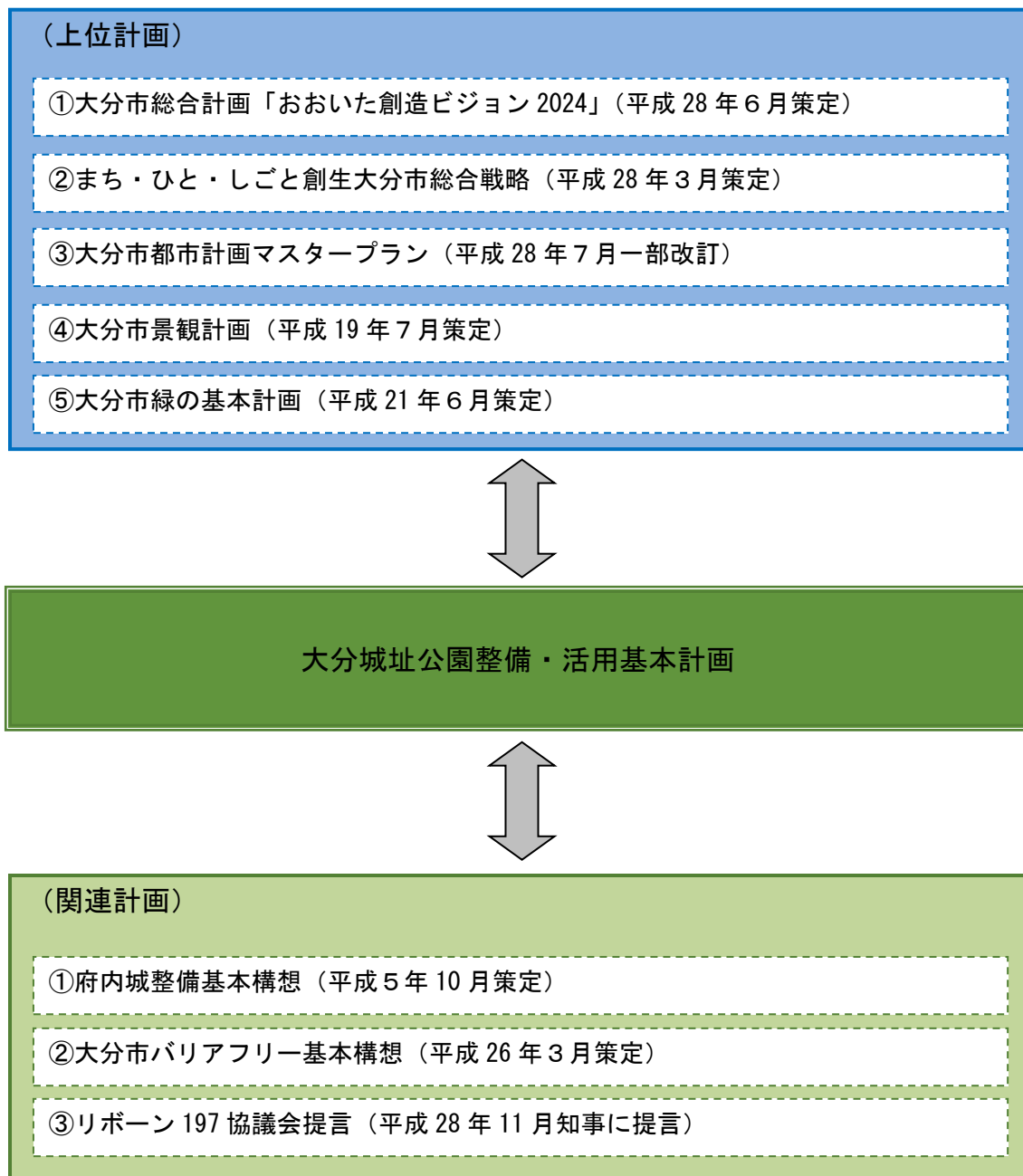


図 2-1：計画の位置付け



## (1) 上位計画

### ①大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」（平成28年6月策定）

大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」においては、「観光資源の魅力向上」、「人にやさしく美しい都市空間の創造と整備」、「公園・緑地の整備と保全」、「個性豊かな文化・芸術の創造と発信」の観点から、城址公園に関連する事項として、以下のような位置づけがなされている。

#### (観光資源の魅力向上)

- ・本市の歴史や文化を学ぶ観光や参加体験型の観光、さらには本市の産業を活用した産業観光など、既存観光資源の磨き上げや新たな観光資源の掘り起こしに取り組みます。

#### (人にやさしく美しい都市空間の創造と整備)

- ・風格のある質の高い都市景観づくりや地域の特性を生かした個性ある都市空間形成を推進するとともに、歴史・文化・芸術を生かした観光拠点の整備を推進し、魅力的で歩いて楽しい都市を創造します。
- ・緑地や河川は、都市に残された貴重な自然であり、市民の憩いの空間として環境に配慮した整備に取り組みます。

#### (公園・緑地の整備と保全)

- ・大友氏遺跡歴史文化公園や大分城址公園など、歴史的文化遺産を生かした公園の整備促進に努めます。

#### (個性豊かな文化・芸術の創造と発信)

- ・大友氏遺跡や府内城址などの歴史的文化遺産を生かした効果的な情報発信に努めます。

### ②まち・ひと・しごと創生大分市総合戦略（平成28年3月策定）

まち・ひと・しごと創生大分市総合戦略においては、「観光資源の魅力向上」、「独自の文化・芸術の創造と発信」、「人にやさしく美しい都市空間の創造と整備」の観点から、城址公園に関連する事項として、以下のような位置づけがなされている。

#### (観光資源の魅力向上)

- ・本市の歴史や文化、景観等の既存観光資源の磨き上げや新たな観光資源の掘り起こしに取り組みます。

#### (独自の文化・芸術の創造と発信)

- ・大友氏遺跡や府内城址などの歴史的文化遺産を生かした効果的な情報発信に努めます。

#### (人にやさしく美しい都市空間の創造と整備)

- ・風格のある質の高い都市景観づくりや地域の特性を生かした個性ある都市空間形成を推進するとともに、歴史・文化・芸術を生かした観光拠点の整備を推進し、魅力的で歩いて楽しい都市を創造します。
- ・緑地や河川は、都市に残された貴重な自然であり、市民の憩いの空間として環境に配慮した整備に取り組みます。

### ③大分市都市計画マスタープラン（平成 28 年 7 月一部改訂）

大分市都市計画マスタープランにおいては、「中心市街地の将来都市構造」「まちづくりの方針」のなかで、城址公園に関連する事項として以下のような位置づけがなされている。

#### ●中心市街地の将来都市構造

- ・ 駅南北の都心、大分市美術館を中心とする緑の拠点、さらに芸術文化拠点としての大分県立美術館や交流人口を生み出す J R おおいたシティなどの新たな拠点や大分城址公園、大友氏遺跡などの歴史文化観光拠点の拠点形成を進めるとともに、都心南北軸及び国道 197 号再整備事業（リボーン 197）により形成する東西軸と拠点の連携により、「面的な拡がりをもった都市構造」を目指します。

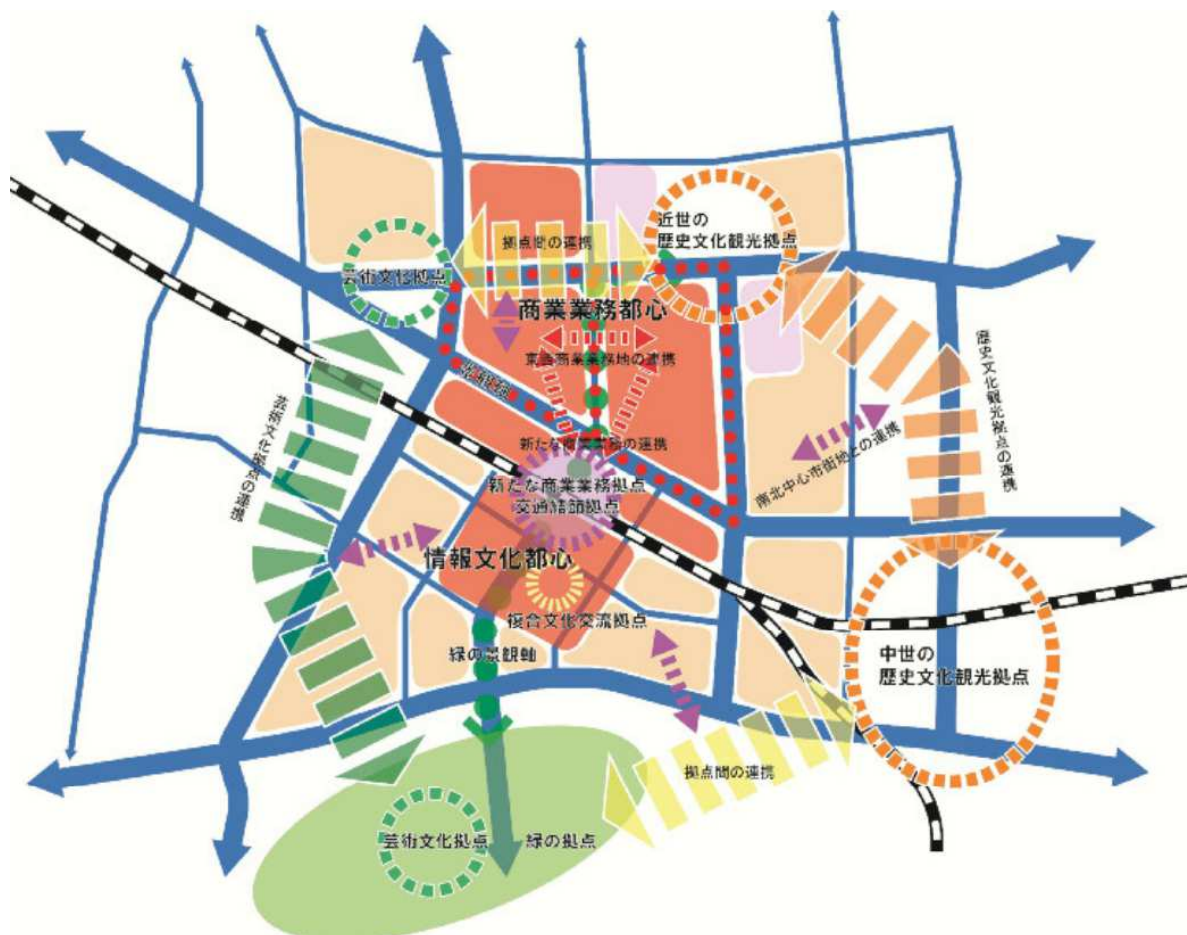


図 2-2：中心市街地の将来都市構造図

## ●まちづくりの方針

### (土地利用のゾーニング)

- ・歴史的に行政の中心であった府内城址周辺は、市役所や県庁など多くの公共施設が集積している行政サービスの拠点的なエリアと位置づけ、施設間における連携の促進による市民サービスの向上及び施設の有効活用を図ります。
- ・公共施設を中心にバリアフリー化や緑化を推進し、大分城址公園と一体となった緑豊かな快適でうるおいある公共空間の整備を推進し、市民が憩い・ふれあえる交流空間の形成を図ります。

### (都市環境・景観形成)

- ・大分城址公園は、中心市街地のオアシス空間として、歴史的・自然的な環境・景観の保全・形成を図ります。
- ・さらに、大手公園との一体整備による近世の歴史文化観光拠点として、城跡としての風格を備えた市民の公園として整備を図ります。

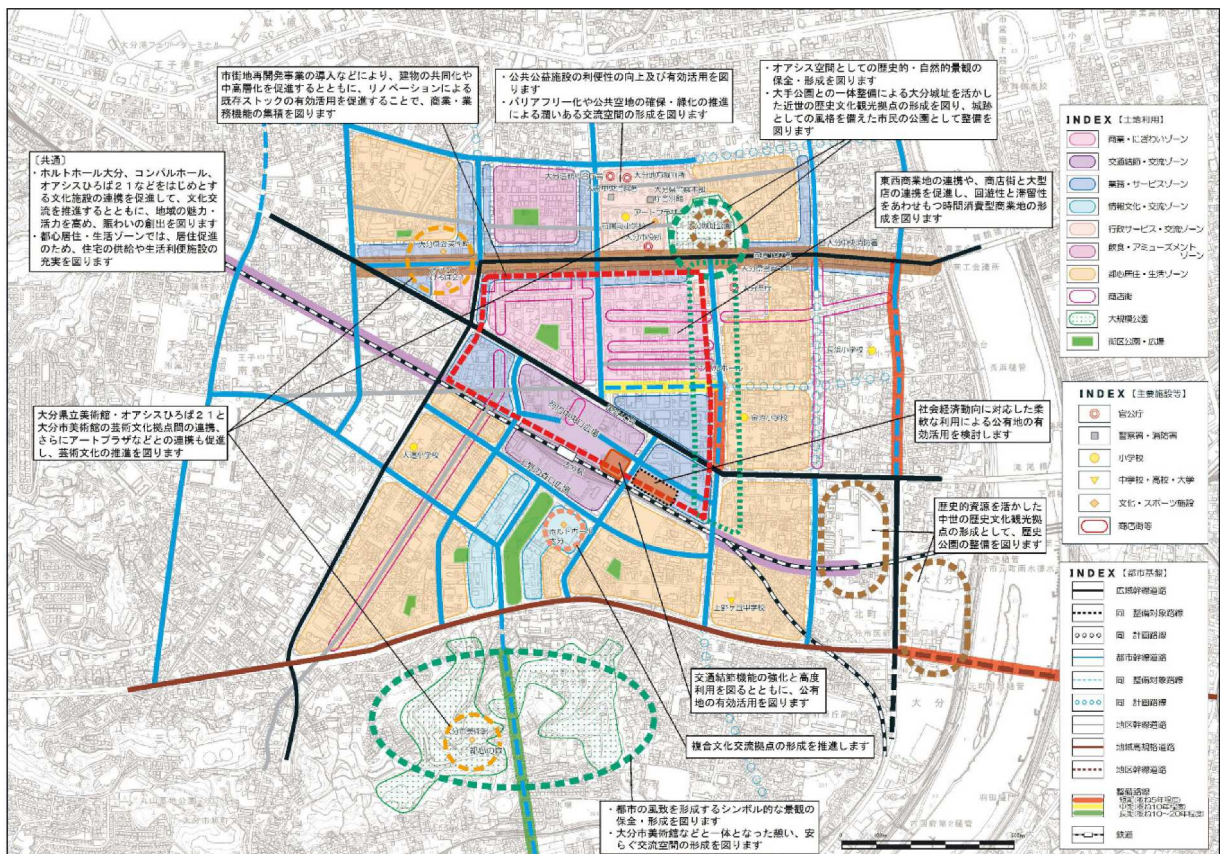


図 2-3 : 中心市街地のまちづくり方針図〈土地利用〉

#### ④大分市景観計画（平成19年7月策定）

大分市景観計画において、城址公園を含む「おおいた都心地区」は「リーディングプロジェクト（重点地区）」とされ、その中で「城址公園周辺地区」は以下のような位置づけがなされている。

#### （城址公園周辺地区）

- ・城址公園と一体となった緑とうるおいのある街並み景観の形成
- ・城址公園から眺望圏範囲内の建築物の形態・意匠制限
- ・広告物に関するルールづくり
- ・城址公園および周辺の再整備

#### 1. おおいた都心地区

##### ●取り組みの対象

以下では、緑の都市軸（都心南北軸）においての景観を構成する主たる要素として取り組みを行うものとする。

##### ●駅南地区

- A 駅南シンボルロード沿線
- B 庄の原佐野線沿線及び上野丘
- C 都心魅力回廊周辺地区

##### ●駅北地区

- D 城址公園周辺地区
- E 中央通沿線地区
- F 駅北にぎわい空間地区

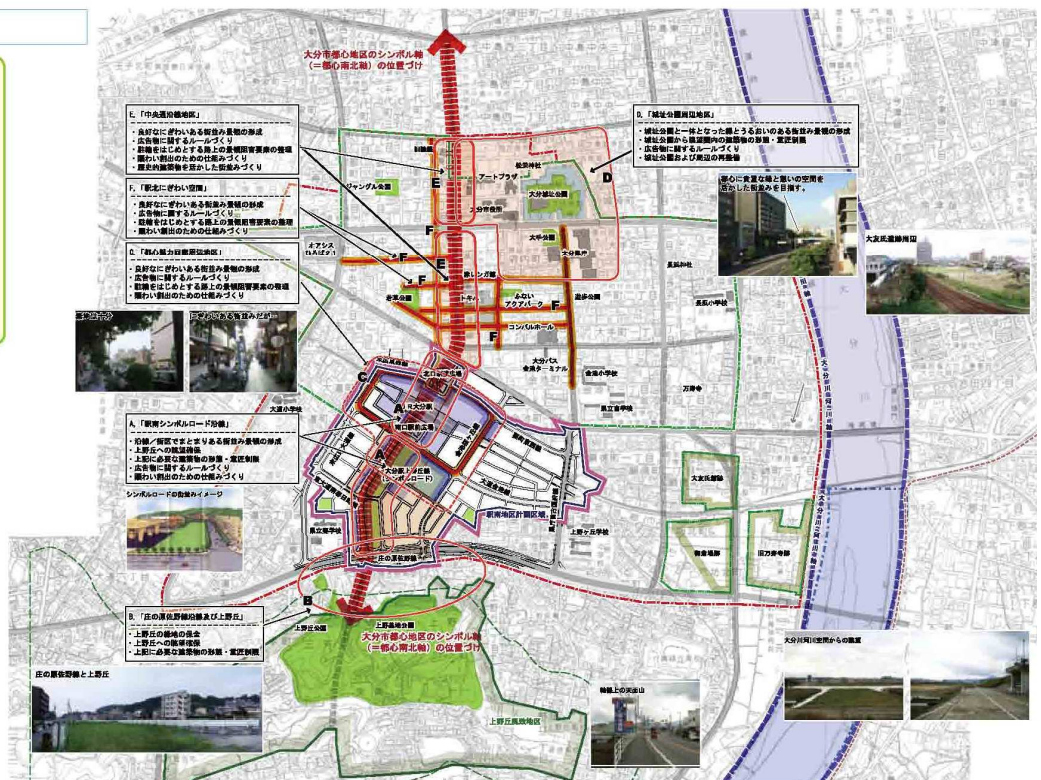


図2-4：リーディングプロジェクト（重点地区）の取り組み

### ⑤大分市緑の基本計画（平成21年6月策定）

大分市緑の基本計画において、城址公園は、緑化重点地区である大分駅周辺地区に含まれている。

#### （大分駅周辺地区における緑化方針※城址公園に関わる箇所を抜粋）

- ・大分城址公園周辺、大分駅周辺、上野丘周辺、大友氏館跡歴史公園周辺を、緑の拠点と位置づけ、緑化重点地区のシンボルゾーンとしてふさわしい空間形成を図ります。
- ・行政の中心地となっている大分城址公園周辺では、敷地緑化、屋上緑化、壁面緑化を積極的に進め、緑化のモデルにふさわしい緑豊かな街区を形成していきます。また、緑化手法、支援策など緑に関する情報発信を積極的に行います。

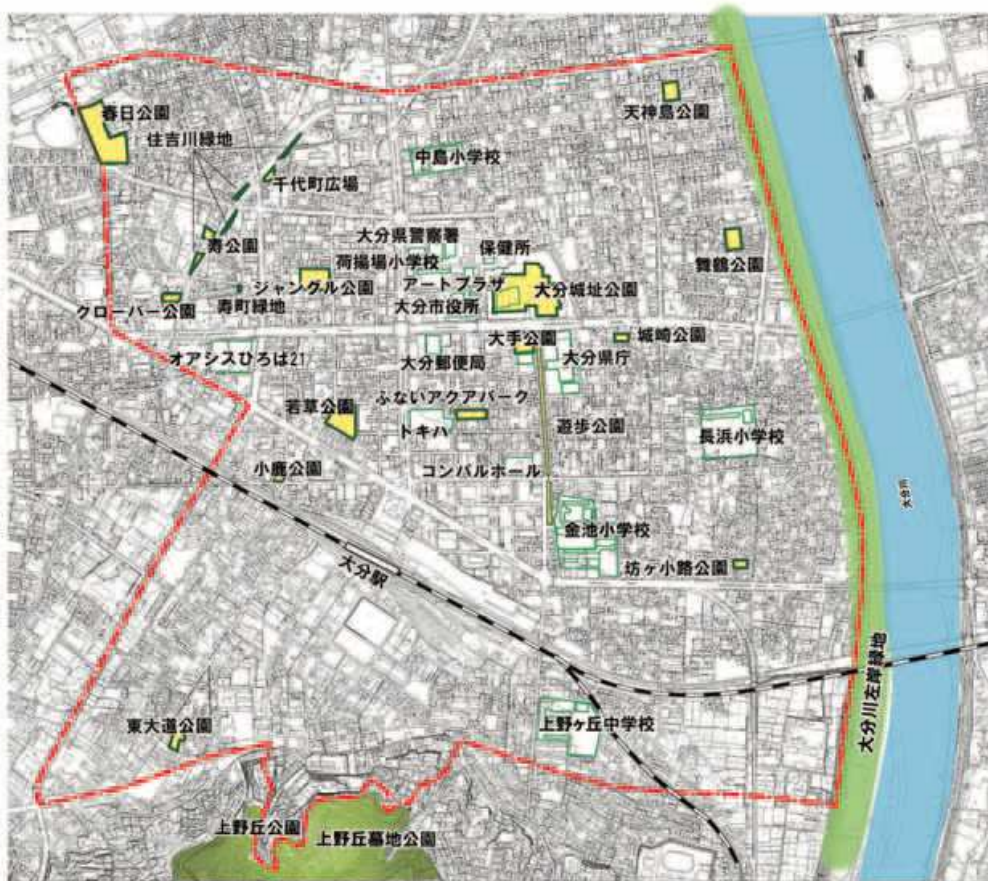


図 2-5：緑化重点地区

## (2) 関連計画

### ① 府内城整備基本構想（平成5年10月策定）

平成5年（1993）に大分市発足30周年記念事業「府内城再発見」が企画され、その一環として「府内城整備基本構想」が提言された。以下に、その概要を記す。

#### （整備方針）

- ・ 府内城跡の整備に当たり、まず全体の将来像を描き、目的達成のための方向を定め、その基本方針に沿った整備計画の工程をたてること。
- ・ 市民に府内城跡が文化財として学術的価値ある遺産であり、誇りうる財産であることを作成する基本構想で示し、再確認させること。
- ・ 府内城跡を可能なかぎり城の存在した時代に戻すことを根底に、公園整備計画をたてること。
- ・ 史跡整備の観点から、不必要な施設は排除することも整備であることを認識すること。

#### （整備の基本条件）

- ・ 整備工事に先立ち必要な箇所は、発掘調査を行う。
- ・ 近代的な施設はできるかぎり排除し、歴史公園としての機能を有した整備計画とする。ただし、管理事務所、休憩所、便所などは景観や形状を考慮すること。
- ・ 水堀にはスイレンを移動可能な木枠柵に植え、部分的に配置する。

#### （整備事業の工程）

表 2-1 工程

短期整備	中期整備	長期整備
目標年次 5年	目標年次 10年	目標年次 20年
周回路の整備 廊下橋の復元	城内の発掘調査 城内の整備 (文化会館の移転時期による)	城郭の整備復元

## ②大分市バリアフリー基本構想（平成 26 年 3 月策定）

「大分市バリアフリー基本構想」は、市内全域において地域特性や社会情勢の変化などを考慮し、市民の意見を反映しながらバリアフリー化の推進に取り組むこととし、様々な計画と連携を図り、高齢者や障がい者を含むすべての人が、安心・安全に回遊できる人にやさしいまちづくりを目的に平成26年（2014）3月に策定された。

### （基本理念）

#### 人やまち 暮らし広がる 大分市

障害の有無や年齢にかかわらず、安心して生活できるようにバリアフリーに対する人々の理解がさらに深まり、まちの環境整備が進むことで、暮らし（総合的なバリアフリー）が大分市全体に広がっていく。

### （基本方針）

1. ユニバーサルデザインを基本としたまちづくり
2. だれもが円滑に移動できるバリアフリー環境の形成
3. 市民・事業者・行政の協働によるバリアフリーの推進
4. 心のバリアフリーの推進
5. 継続的、効果的なバリアフリーの推進

本構想において、城址公園は「生活関連施設」に位置づけられており、施設のバリアフリー化を可能な限り推進するとしている。また城址公園へ至る道路についても、生活関連経路としてのバリアフリー化を図っていくこととしている。

### （心のバリアフリー）

人々の意識にある障がい者、高齢者、外国人などに対する差別や偏見、理解の不足、誤解などによるバリアをなくすこと。

物理的なバリアフリーを進めるだけでは本基本構想の目指す基本理念の実現が不可能なことから、「心のバリアフリー」では、市域全体、市民全体で高齢者や障がい者等への理解と思いやり、そして実践を推進していきます。

### ③リボン197 協議会提言（平成28年11月知事に提言）

リボン197協議会とは、国道197号（舞鶴橋西交差点～中春日交差点）において、県都の顔となる幹線道路の再生（リボン）に向けて、国道197号の再整備の方針や通行区分のあり方、道路付属物等の意匠などについて提言をとりまとめることを目的とし、設立されたものである。以下、リボン197協議会からの提言内容の概要を記す。

#### （整備コンセプトと整備方針）

##### 道路景観整備のテーマ

「大分の街並みを引き立て、落ち着いた・品格のある昭和通り」

##### ■街並みを引き立てる

周辺の風景や沿道施設を引き立てるような通りとする。

##### ■落ち着いた・品格のある

府内城の城址と周辺の風情や県立美術館・庁舎などが立ち並ぶ、大分の中心的な通りとしての、落ち着いたと品格ある雰囲気を守り・育てる。

##### 整備方針①

##### 全体的に統一感のある通り

- ・植栽の統一
- ・街並みに相応しいデザインの統一（舗装、照明、車止めなど）

##### 整備方針③

##### 住む人にとって誇りに感じられる通り

- ・大分県の顔としてふさわしい通り

##### 整備方針②

##### 歩きやすく、日常的に利用しやすい通り

- ・誰もが利用しやすい通り（バリアフリー）
- ・歩行者・自転車に特に配慮し、幅員を広く確保
- ・舗装材は維持管理がしやすくすべりにくいものを使用
- ・歩行者と自転車の分離を図る



図 2-6：大分城址公園周辺部の将来イメージ図



## 2-2. 計画対象地及び周辺の概況

### (1) 自然的特性

#### ①地勢

大分市の東端は豊後水道を望む佐賀関半島・高島で、西は別府市・由布市に接しており、東西距離は約42kmの広がりをもつ。北は別府湾に面し、南は臼杵市・豊後大野市・竹田市と接しており、南北距離は約20kmである。豊後大野市との境界は、鎧ヶ岳（標高約859m）をはじめ、烏帽子岳、御座ヶ岳等といった標高700～800mの急峻な山が連なっている。東に進むにしたがって、比較的なだらかな山並みが続く。

市内には、大分川と大野川の2つの一級河川がある。大分川は、由布市狭間町から大分市横瀬、賀来、光吉を蛇行して東流し、古国府付近から北流して別府湾に注ぐ。大分川支流のひとつである七瀬川は、豊後大野市付近の源流から大分市野津原を経て、光吉付近にて本川に合流する。大野川の源流は宮崎県との県境にある祖母山に発し、市域では北流し別府湾に至る。

高崎山から東に延びる上野台地、大野川と大分川に挟まれた鶴崎台地、大野川右岸の丹生台地は標高200m以下の丘陵地及び台地で、農地・里山から住宅地や工業地帯に変貌しつつある。下流域は両河川によって形成された大分平野が広がっている。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で、いずれも天然の良港となっている。



図 2-7 : 大分市地勢図

## ②活断層

大分市内に位置する活断層について、大分県活断層調査結果を以下に示す。

地層調査によって、城址公園下を通る「府内断層」は、最新の活動時期が2,300年前で、活動間隔が、1,100年～3,300年とされている。



図 2-8 : 大分市内の伏在活断層の位置 (出典 大分県ホームページ)

### ③地質・地形

市域の表層地質の分布についてみると、佐賀関山地の変成岩類、大野山地の古生層、高崎山山地一帯の火山岩類に分けられ、これらの縁辺に第三紀層や洪積砂礫層、河川沿いの段丘堆積物や沖積層などが分布している。

地層の古い順に、時代未詳の超塩基性岩、ジュラ紀の三波川変成岩類・朝地変成岩類（野津原古生層）、前期白亜紀の花崗岩類、後期白亜紀の大野川層群、新第三紀の大野火山岩類、新第三紀から第四紀にかけての碩南層群、第四紀の大分層群や火山岩類などがある。また、大野川・大分川・七瀬川流域に沿って、大分層群を被覆するように阿蘇3 火流堆積物・阿蘇4 火砕流堆積物が広範囲に堆積している。

城址公園は、大分平野の標高3～5mの沖積地で大分川と住吉川（毘沙門川）に挟まれた河口近くに位置している。大分川下流に広がる沖積地は、大分川デルタと呼ばれ、東西に延びる上野丘陵上流側で自然堤防の卓越する地帯と下流側の三角州帯により二分される。沖積面は上位（Ⅰ）と下位（Ⅱ）の二つの面（段丘）に区分され、城址公園は生石から萩原にかけての下位面に位置している。

近年の研究では、基本的には上位面は、弥生時代の前期末～中期初頭に河床低下が生じて段丘化した地形であり、下位面は、古代末～中世初頭頃に段丘化したと考えられている。三角州帯は、今から約7,300年の温暖期に海進が生じた時に海域となった範囲が、後に河川の搬出する土砂によって陸化した範囲にあたる。

一方、金谷迫に源流を発し、椎迫あたりで北東に流れ、別府湾に注ぐ住吉川（毘沙門川）流域の沖積地は、上流域の上位面（椎迫～三芳）と中・下流域の下位面（大道～中心市街地）に区分されるが、中・下流域の左岸と右岸では異なる地形帯となる。右岸の大道から中心市街地一帯には大分川の旧河道や住吉川による自然堤防がみられ、左岸の新川から勢家・生石にかけては、別府湾に沿って浜堤と後背湿地帯が卓越している。

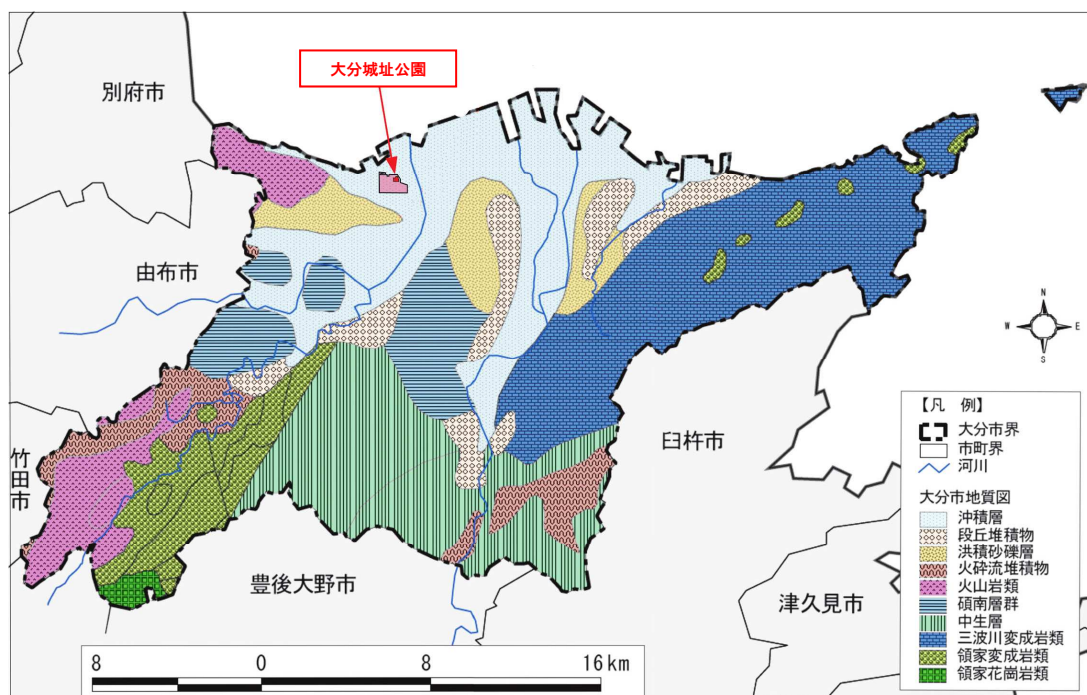


図 2-9：地質図（出典『大分市地域防災計画』資料編 大分市地質図を一部改変）

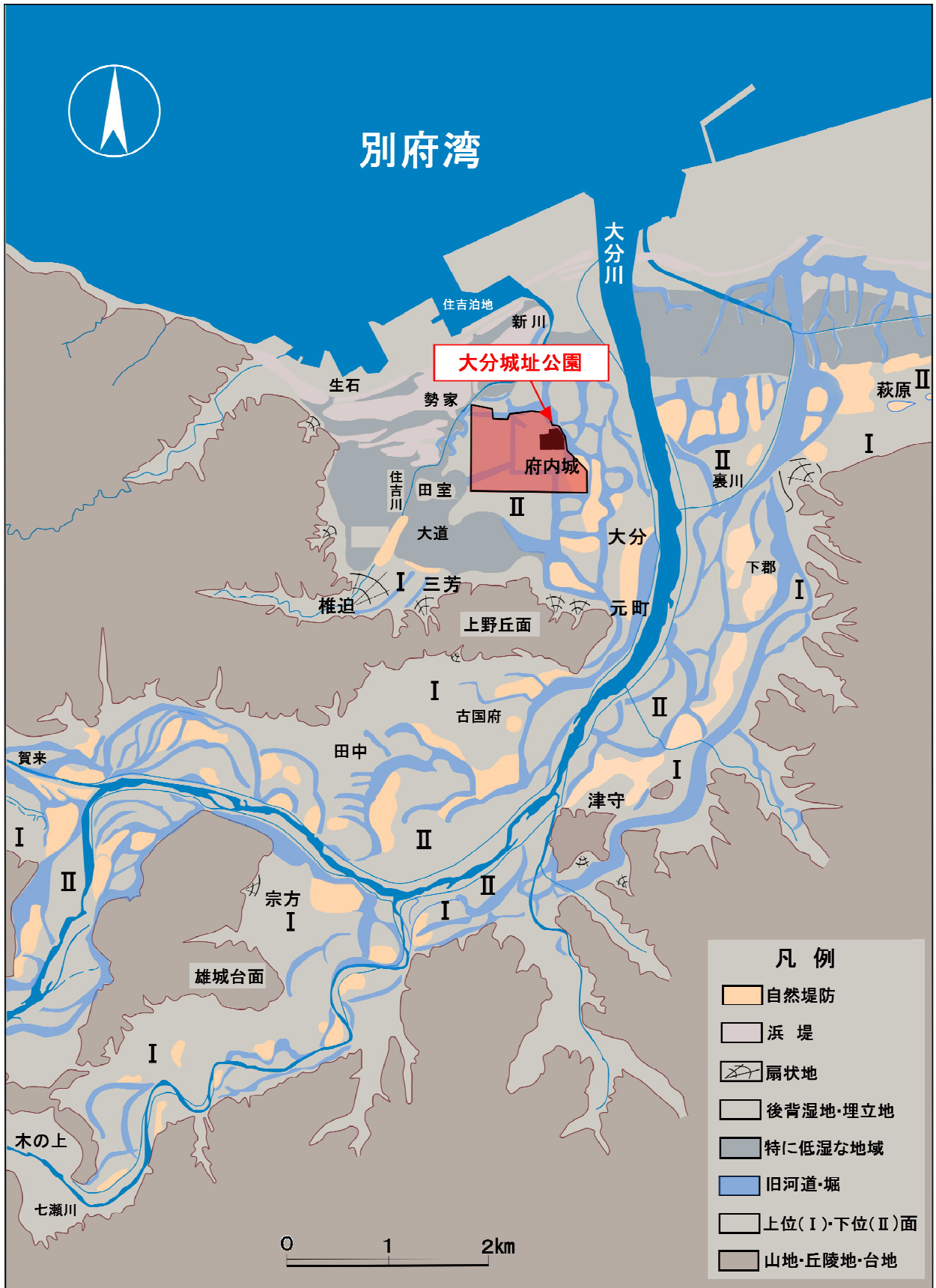
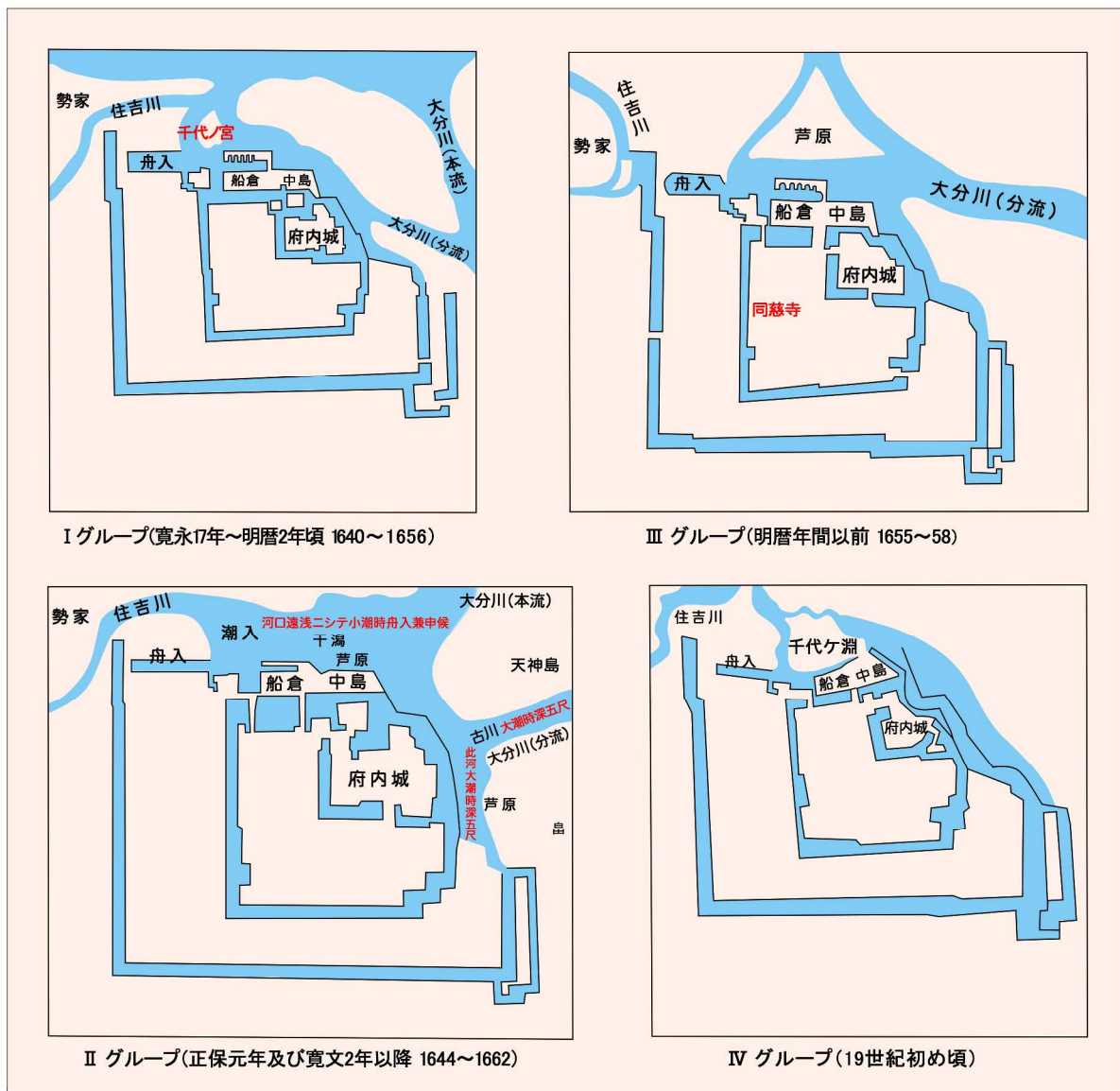


图 2-10：地形分類図（出典「大分市史上巻」）

#### ④地形環境の変遷

府内城下町を描いた近世絵図からは、当時の大分川の流れや河口部の地形景観とその変遷を知ることができる。以下に示すⅠ・Ⅱ・Ⅲグループの絵図は、江戸時代の前半（17世紀半ば）頃の景観を描いており、大分川は二つに分流し、大分川分流と住吉川の合流点あたりまで海水が入ってきている。手前には干潟や芦原が広がる千代ヶ淵や中島といった中州（三角州）を含む広い水域が形成されており、港湾として整備している。しかし、Ⅱグループの絵図では、すでに河口部の水域が徐々に陸地化してきており、Ⅳグループの19世紀初め頃になると、水域はほとんど陸地化している。



※ 山村重紀「中世豊後国府の港湾とその周辺の景観」『農村空間の研究』(上)石原 潤編 大明堂発行 2003より

- ◆ I グループ 「豊州府内之城之絵図」(大分県立図書館蔵)を標識とする。千代ヶ淵に「千代ノ宮」が存在した寛永17年(1640)から明暦2年の景観。
- ◆ II グループ 「正保絵図」(内閣文庫蔵)を標識とする。正保元年(1644)ないし千代ノ宮が移転した寛文2年(1662)以降の景観。
- ◆ III グループ 「豊後国府内城城下町絵図」(大分県立図書館蔵)を標識とする。同慈寺が廃絶する明暦年間(1655～58以前)の景観。
- ◆ IV グループ 「清水流規矩元法分間絵図」(大分県立図書館蔵)を標識とする。享和2年(1802)の清水流規矩元法による測量で作成されており、19世紀初期の景観。

図 2-11 : 近世絵図に描かれた大分川・住吉川河口部の景観

現在は、河川による陸地化や近現代の埋め立てなどによって、大きく地形景観は変化している。そこで、明治時代の地籍図の地割形態と、昭和23年（1948）米軍撮影の空中撮影にみる旧河道の痕跡及び大正3年（1914）測図25,000分の1地図、大分川下流沖積低地の地形分類図に記載された旧河道や浜堤、自然堤防などを対照させ、絵図との同定が試みられている。それによると、大分川分流は次の図におけるA-B-C及びD-B-C、大分川本流としてはC-DないしE-Fの河道が相当し、港湾として整備された水域は、大分川が浜堤に面して北東に大きく流れを変える住吉川との合流地点や住吉川両岸に広がる水田（H）部分に推定されている。

また、A-B-Gは、府内城の東（塩九升）の舟入から帯曲輪を経て、船倉、北西（堀川）の舟入といった近世の水運に関連する施設が繋がる河道であり、府内城の築城前からの河道や水域であった可能性がある。戦国時代のまちを描いた「府内古絵図」や絵図をもとに復原した「戦国時代の府内復原想定図」では、町の北辺（今在家町）あたりを西流し、住吉川と合流するあたりに描かれる豊後府内の外港「沖の浜」に至る河道に同定できる。

さらに、南の古川町あたりにも河道（A-B）が確認できる。この河道は、「古川」とあるように府内に天開図画楼（アトリエ）を構えた雪舟が文明8年（1476）に府内の景観を「二水右流」と詠んだ、15世紀まで遡り得る大分川の支流のひとつと考えられる。また、「勢久世宇（塩九升）」の地名は、史料によれば13世紀から15世紀にかけて「塩田」として利用されており、近世の東の舟入（塩久升）あたりは、潮の干満を利用できる川ないし海沿いであった。

このように河道が推定できるとすれば、大分川の分流の流れ込む三角州と浜堤の間に形成された水域は、中世の前半頃、史料に現れる国津的な「勢家津」、戦国時代には府内の外港で南蛮貿易の中心港であった「沖の浜」として古くから利用されていた。しかし、大分川の運搬する土砂の堆積により徐々に陸地化が進み、地籍図の作成された明治時代には消滅した。

府内城は、大分川と住吉川が合流して北東に流れ、別府湾に注ぐ河口から約1 km上流に位置し、不安定な三角州を避け、比較的安定した沖積下位面の北辺を造成して中世以来の港湾を取り込み、城下町と一体化して建設されている。

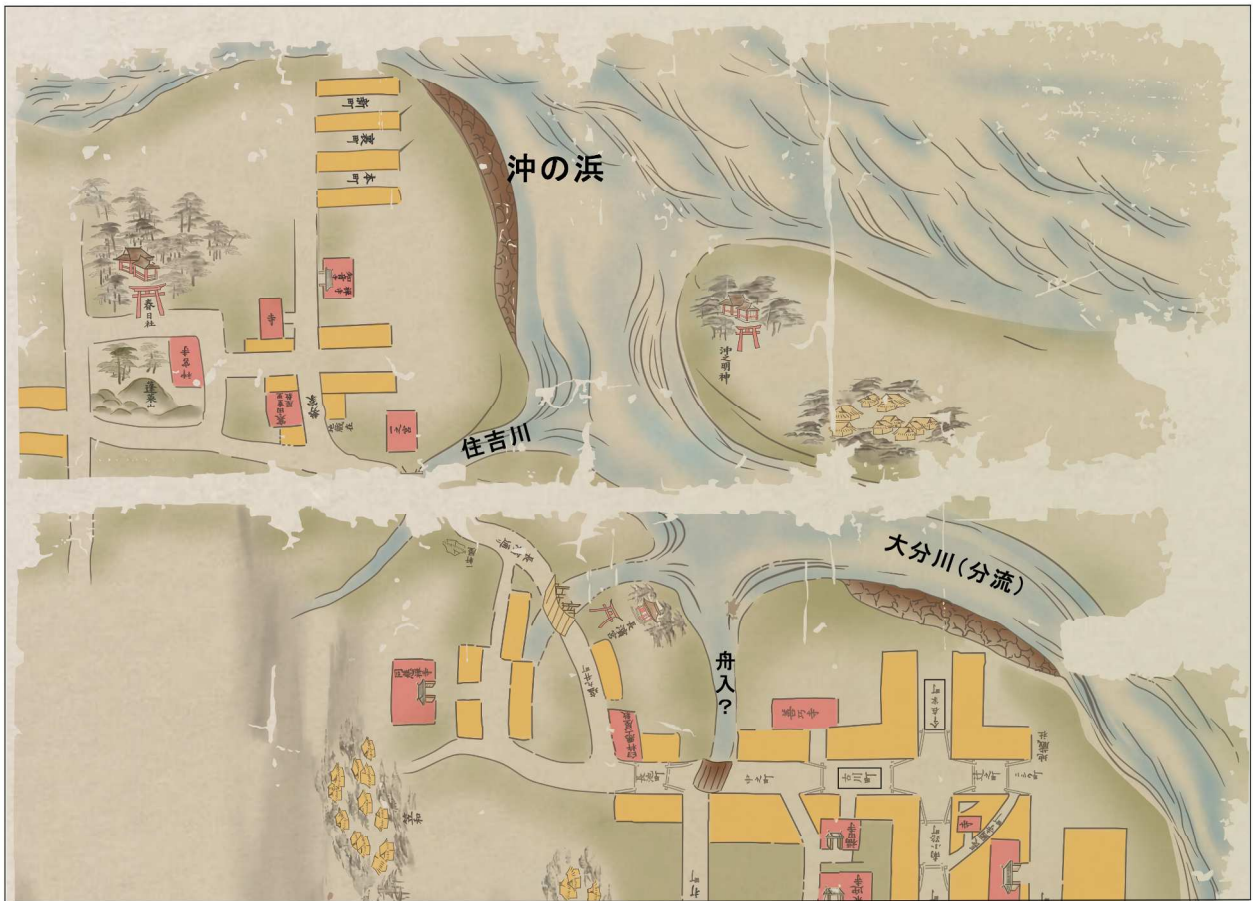


- 凡例**
- 水田
  - 川・池
  - 畑
  - 道路
  - 宅地
  - 旧河道
  - 藪地・森林
  - 浜堤

※ 旧河道は、戦国後半～江戸時代前半ころの大分川本流と分流を示す。

※ 本図は、大正3年測図25000分の1をベースマップにして、大分県立図書館蔵の「大分県内町村地引絵図」のうち「豊後国大分郡第三大区一小区大分町地図 全」及び「豊後国大分郡第三大区二小区勢家町 二枚之内」(明治8年～12年)と大分市歴史資料館蔵の字図「大分町・東大分村・勢家」の地籍図を調整して作成。  
 ※ 旧河道・浜堤は、『大分市史 上巻』「大分川下流沖積低地の地形分類図」1987をもとに地籍図での同定をおこなった。  
 ※ 白抜き線は、現在の人口海岸線を示す。  
 ※ 緑色破線は、神宮寺浦海岸線(明治8～12年)を示す。

図 2-12 : 地籍図にみる大分川・住吉川河口部の地割形態



※ 「府内古図」(個人蔵) 裏打ちのズレなどを修正してトレース・着色した図

図 2-13 : 戦国時代を描いた絵図の大分川・住吉川河口景観



### ⑤植生

大分市の植生は、南部の山地、丘陵地ではスギーヒノキ林、クヌギーコナラ林などの植栽林が大半を占めている。柞原八幡宮、西寒多神社などでは、コジイやイチイガシが優占する社寺林がみられるほか、本宮山山頂にもアカガシ林が分布するなど比較的森林の状態が残されているところもある。

一方、城址公園が位置する市街地内の緑には、都市公園や河川、教育施設などの公共の緑地や社寺境内地などの民間の緑地があり、城址公園や大手公園には、クロマツ、タブノキ、クロガネモチ、ケヤキ、イチョウ、エノキ、ソメイヨシノ、ヤブツバキ、ウバメガシ、ナンテン、ハマヒサカキ、ソテツ、ツゲ、ヒラドツツジ、サツキツツジなどが植栽されている。

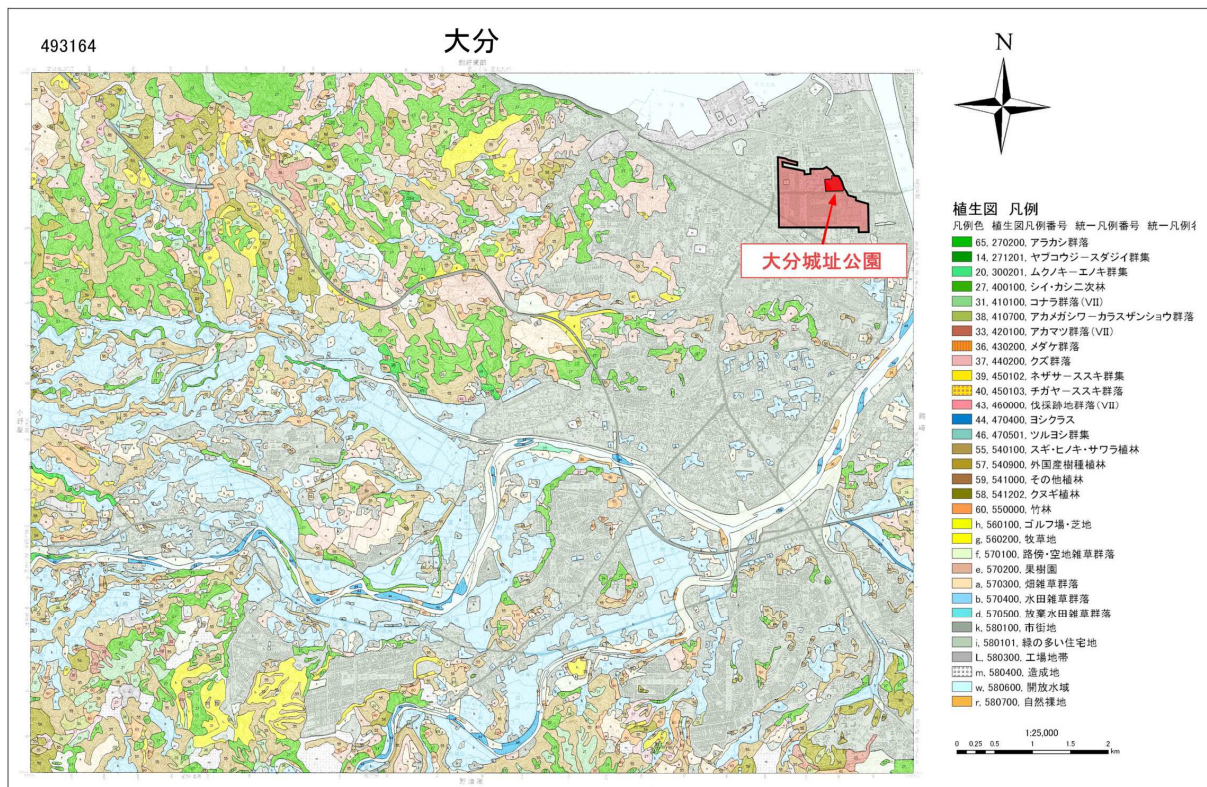


図 2-14 : 大分市植生図 (出典 第 6 回環境省自然環境保全基礎調査植生調査)

## (2) 歴史的特性

### ①豊後の府

大分市は、豊後国の府内と呼ばれ、奈良時代に国府が置かれて以来、大分地域の政治・経済・文化の中心であり、歴史・文化の資源に恵まれている。元禄7年(1694)、府内を訪れた儒学者貝原益軒は、城と町の大きさ、活気に満ちた町人たちの様子に感嘆して「府内の町は、すこぶる大きな構えで町もまたすこぶる広い。この町にはたくさんの商品が揃っており、ここ府内の地は豊後の府だ。」(豊国紀行)と記している。益軒が記したように、大分市中心部の特徴は、この「府」という言葉に代表される。

### ②中心部の遺跡の変遷

大分川の河口に近い左岸地域では、古くは縄文時代後期や弥生時代の遺跡が多く確認されているが、古墳時代後期から7世紀になると、上野台地の周辺には重要な遺跡が集中して見られるようになる。

上野台地の南方に位置する永興地区付近では、古墳時代の後半から7世紀にかけて巨石を用いた横穴式石室墳が、市内で唯一まとまって形成されている。その一つである弘法穴古墳は、当地を治めた大分国造に関わる古墳の可能性が高い。古国府遺跡群の西部では、近年の発掘調査より、7世紀を中心とした地方官衙に関係する大型建物跡が確認されている。このように、石室墳と官衙的な遺跡が集中する地域は市内の他には見られず、当地が飛鳥時代における政治の中心地であった。

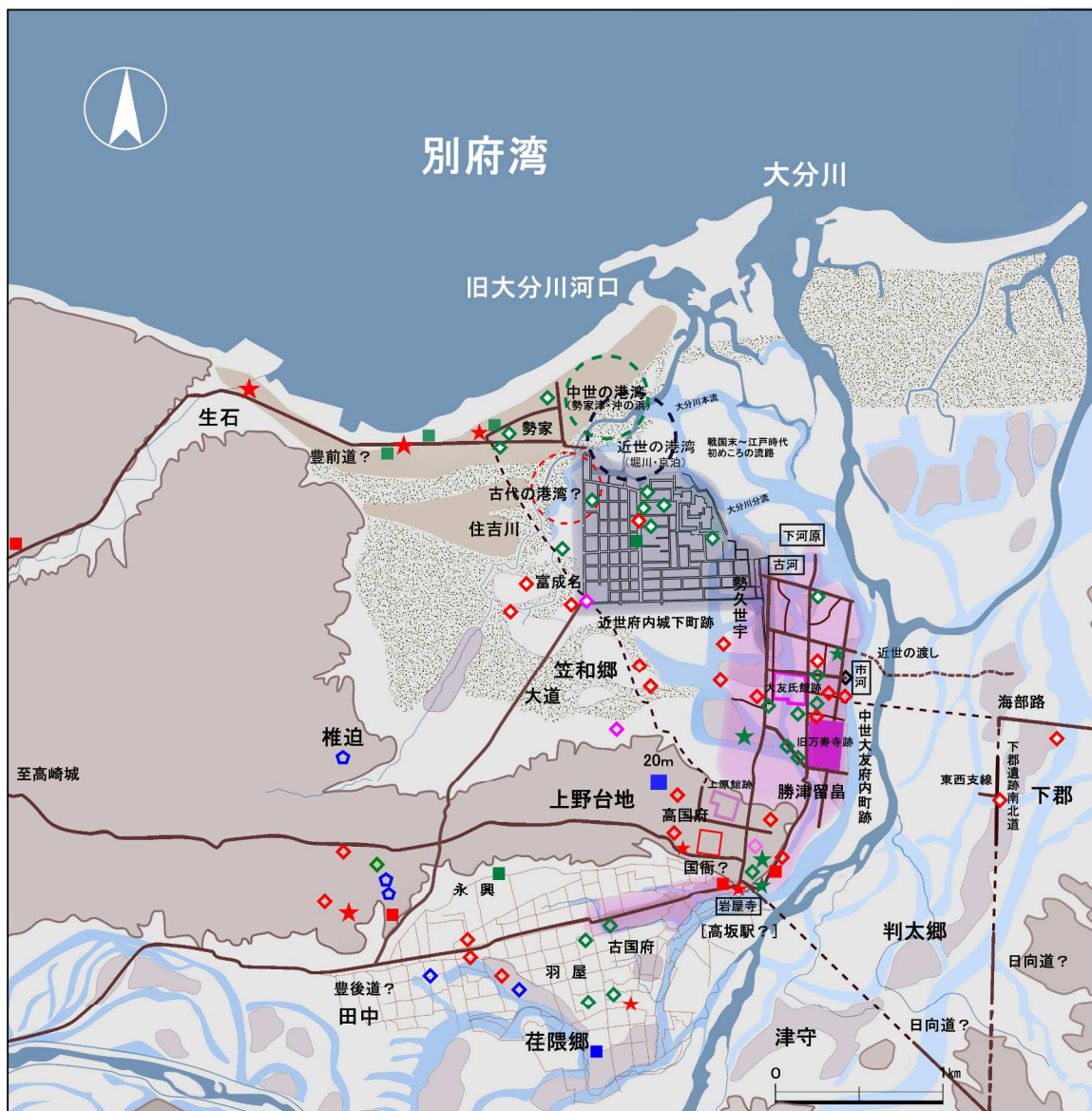
奈良・平安時代になると、古代の国府推定地とされる上野台地の東端部に位置する上野遺跡群では、国府に付随した国司館とされる遺跡(竜王畑遺跡)が形成され、基壇と礎石を有した古代寺院(上野廃寺)が建立されている。また、台地の東斜面には平安時代末期に元町石仏が造営されるなど、上野台地の東端部は「高国府」と呼ばれ、古代における豊後国の中心地であった。さらに、北側の沖積下位面の自然堤防にも遺跡の分布が広がる。特に、大分駅南の大道遺跡群では、運河とされる大溝、規格的な配置の掘立柱建物群、石帯に加え、国府推定域と同様な組成の遺物群が発見されており、水運にかかる国府関連施設と考えられ、旧河道と住吉川が合流する河口に古代の港湾が想定される。また、大分川左岸の自然堤防では9世紀の掘立柱建物跡が見つかっており、対岸の郡衙推定地(下郡遺跡群)や海部路、日向道へ向かう渡河地点と考えられ、交通の要衝地であった。このように、上野台地東端部を中心として、ここを起点とした陸上・水上交通、それらに関連する諸施設などが点在し、国府の中核域として機能していたと考えられる。

中世になると、大友氏の豊後国守護補任に伴い、徳治元年(1306)の万寿寺の創建を契機として、大分川左岸の沖積地上、現在の元町から長浜にかけて都市的な景観が形成され、鎌倉～室町時代は「府中」と呼ばれた。14世紀後半頃に顕徳町付近に守護所(大友館)が設けられ大友氏の拠点となり、戦国時代の北部九州6国を支配した大友宗麟・義統の時代には「府内(Funai)」と称され、その名は遠く西洋にまで知られ、国際貿易都市として繁栄を極めた。

安土桃山(織豊)時代の末になると、大分川の河口に府内城の築城が始められ、江戸時代

の初めの慶長7年（1602）頃には中世府内町の諸寺院や町組を取り込み、新しい城と城下が完成するとその地名を「府内」と呼び、豊後最大の商都として繁栄した。現在の中心部は、近世城下町を踏襲している。

このように、飛鳥時代から現代まで大分市の中心部は上野台地を起点に反時計回りに変遷するものの、「豊後の府」「国中ノ咽喉」としての地域の特徴を継承し発展させ、「県都」さらには東九州の「雄都」として今の大分市の都市像につながっている。そして、これら豊富な歴史資源が、現代のまちの中に重なりあい良好に遺されていることは、全国的にも珍しい。特に、大友氏遺跡と府内城跡・城下町跡を面的につなげる整備は、大分市中心部の歴史資源を活かしたまちづくりを進めるうえで重要な視点といえる。



※ベースマップは大正3年測図25000分の1

- 凡例
- ◇ 遺跡・遺構
  - 寺院
  - 城館
  - ★ 神社
  - ☆ 古墳
  - 飛鳥(7世紀)
  - 古代(8~10世紀)
  - 中世前半(11~14世紀代)
  - 中世後半(15~16世紀代)
  - 近世(17世紀以降)

図 2-15 : 大分市中心部の時代別遺跡の分布図

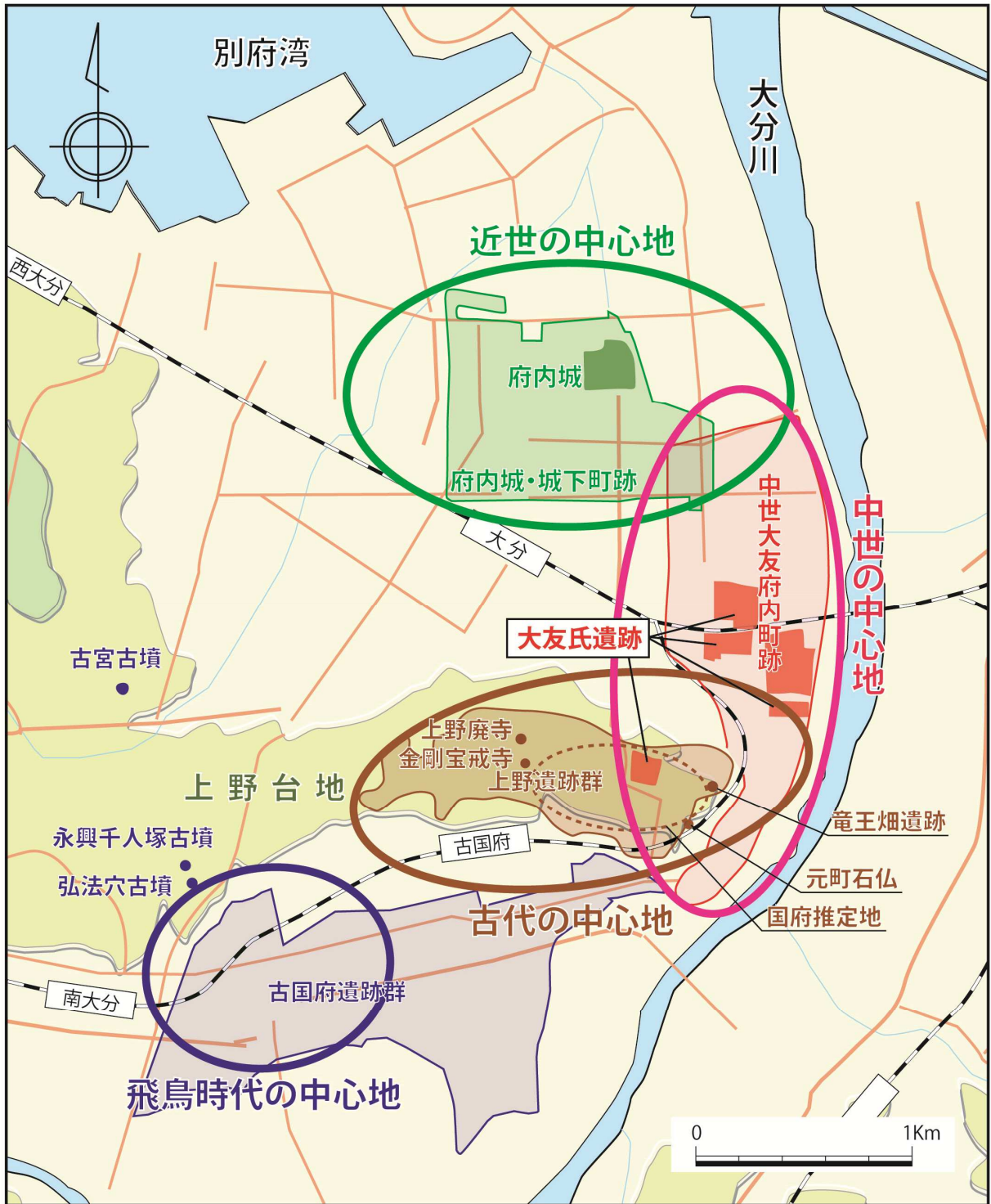


図 2-16 : 大分市中心部の遺跡の変遷

### ③大分市中心部の変遷

【明治45年】

- ・府内の城下町以外は市街化がなされていない。
- ・埋め立てが進んでおらず、城下町は海岸線に近く位置している。



図 2-17：明治 45 年の大分市中心部の地図（出典 九州医学大会大分・別府記念地図/大分県立図書館資料）

【大正11年】

- ・府内城の北東部は、まだ、市街化がなされず、湿地等である。
- ・府内城内は大分県庁である。
- ・城下町は、江戸時代から町割りや町名を引き継いでいるが、既に、外堀は埋め立てられている。ただし、外堀の名残を想起させる水路を確認することができる。



図 2-18：大正 11 年の大分市中心部の地図（出典 大分市街地図/大分県立図書館資料）

### 【昭和15年】

- ・府内城の北東部は、中島地区等として市街化が進んだ。
- ・府内城内は大分県庁である。
- ・城下町は、江戸時代から町割りや町名を引き継いでいるが、既に、中堀、外堀は埋め立てられている。ただし、外堀の名残を想起させる水路を確認することができる。路面電車の駅名にも「そとぼり」が確認できる。



図 2-19 : 昭和 15 年の大分市中心部の地図 (出典 大日本職業別明細地図/大分県立図書館資料)

### 【昭和28年】

- ・大分市の中心部は、戦災でほとんどの建物が消失してしまった。戦災復興区画整理事業により城下町の町割りを基本としながら新しい街区編成がなされた。
- ・外堀の名残として「外堀通」という通り名で確認できる。
- ・遊歩公園、若草公園、ジャングル公園等も整備されている。



図 2-20 : 昭和 28 年の大分市中心部の地図 (出典 大分市内図/大分県立図書館資料)

### (3) 社会的特性

#### ①法規制等

##### (用途地域の指定状況)

城址公園及びその周辺区域の用途地域は商業地域に指定されている。

ただし、地区の北東側の中島地区はまちなかでありながら閑静な住宅地であり、第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域に指定されている。

また、城址公園は準防火地域に指定されている。

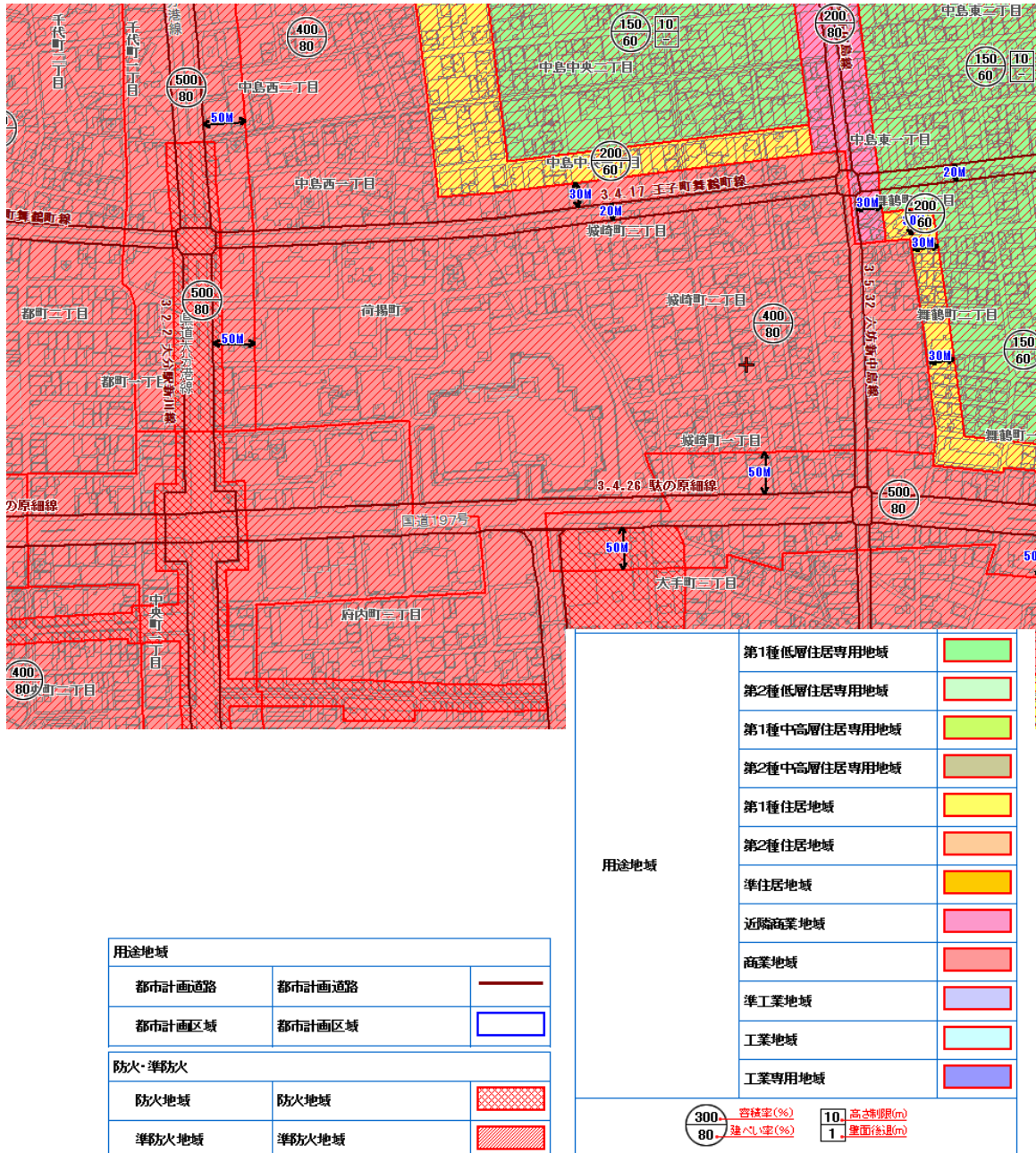


図 2-21 : 用途地域の指定状況 (出典 大分市資料)

(地区計画の指定状況)

大分城址公園周辺地区は、地区計画により「建築物等の用途の制限」、「建築物の緑化率の最低限度」、「かき又はさくの構造の制限」を定めている。

表 2-2 地区計画の方針

名 称	大分城址公園周辺地区 地区計画
位 置	大分市荷揚町の全部、および大手町三丁目、城崎町一丁目、城崎町二丁目、城崎町三丁目、千代町一丁目、中央町一丁目、中島西一丁目、中島中央一丁目、府内町三丁目、都町一丁目の各一部
面 積	約 33.8 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p><b>地区計画の目標</b></p> <p>大分城址公園は、大分市の重要な歴史的シンボルであると同時に、都心部に残された数少ないまとまった緑であり、都心の貴重なオアシス的な空間となっている。</p> <p>また、大分城址公園の周辺には大分県庁、大分市役所をはじめとして、大分中央警察署、大分地方裁判所、大分家庭裁判所、アートプラザなどの重要な公共公益施設が集中しており、大分県、大分市の行政機能の中心地ともなっている。これらは西側で都市計画道路大分駅新川線、南側で都市計画道路駄の原細線に面し、優れた形態意匠の建築物と年月を経た緑とが相まって風格ある街並みを形成しており、大分市の目抜き通りを演出している。</p> <p>一方で、大分城址公園の北側から東側にかけては、古くからの低層住宅と新しい高層住宅の入り交じった地区が形成されており、新しい都心居住の時代に向けて居住環境の維持と増進が望まれている。</p> <p>このような特徴を持つ本地区では、別途定める景観地区と併せて、「歴史を感じさせるゆとりとおもみがあり、水と緑のうおいある成熟したまちづくり」を目標に、以下の街並みの形成を図ることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>大分城址公園に調和し、緑の印象豊かな落ち着いた街並みの形成 敷地内の緑の保全・緑化を誘導するとともに、高さを抑えることで緑と調和した建築物を誘導し、目にも身体にも優しい落ち着いた街並み景観・街並み環境をつくる。</li> <li>目抜き通りにふさわしい連続感と調和のとれた街並み景観の形成 都市計画道路大分駅新川線と都市計画道路駄の原細線沿いでは、既存の優れた街並み景観の維持と増進を図るべく、壁面位置や建物高さ、建築物の形態意匠のコントロールを行い、通り全体として連続感と調和のとれた街並み景観をつくる。</li> <li>散歩や散策に適した、安心して楽しく歩ける界わいの形成 道路に面した空地や敷地内の緑化の誘導により、居住者の散歩や来訪者の散策に適した、魅力ある街並み・界わいをつくる。</li> </ol>
	<b>土地利用の方針</b>



区域の整備・開発及び保全の方針	建築物等の整備方針	<p>目標に基づき、敷地内における積極的な緑の創出を図るため、本地区計画により緑化率の制限やかき又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>建築物については、それらの緑や大分城址公園と調和した建築物とするため、別途定める景観地区により、建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める。</p>			
		<p>・都心景観形成業務ゾーンその1</p> <p>都市計画道路大分駅新川線沿いでは、目抜き通りにふさわしく、連続感があり、互いに調和のとれた風格のある建築物とする。このため別途定める景観地区により、建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める。</p>	<p>・都心景観形成業務ゾーンその2</p> <p>都市計画道路駄の原細線沿いでは、目抜き通りにふさわしく、連続感があり、互いに調和のとれた風格のある建築物とする。このため別途定める景観地区により、建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める。</p>	<p>・城址界わい都市型居住ゾーン</p> <p>大分城址公園北側から東側にかけての住居や事務所などの混在する地区などでは、道路に沿って、散歩や散策に適した木陰や憩いのスペースを積極的に設けるものとする。このため別途定める景観地区により、建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める。</p>	<p>・官公庁業務ゾーン</p> <p>大分城址公園西側の官公庁の集中する区域では、道路に沿って、散歩や散策に適した木陰や憩いのスペースを積極的に設けるものとする。このため別途定める景観地区により、建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める。</p>

表2-3 地区整備計画

名称	大分城址公園周辺地区 地区計画
面積	約 33.8 ha
建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>①工場など(建築基準法別表第二(と)項第二号、第三号、第四号に該当するもの)</p> <p>②倉庫業を営む倉庫</p> <p>③畜舎</p> <p>④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項及び第六項に該当する施設</p> <p>⑤射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>⑥カラオケボックスその他これに類するもの</p>
	<p>建築物の緑化率の最低限度</p> <p>建築物の緑化率の最低限度は10%以上とし、緑化に努めるものとする。</p>
	<p>かき又はさくの構造の制限</p> <p>道路に面して設けるかき又はさくの構造は、生垣、あるいはついでじ塀・木板塀・石垣その他これらに類するものとする。</p> <p>ただし、かき又はさくの前面に緑化を施したものはこの限りでない。</p>

(景観地区の指定状況)

大分城址公園周辺地区は、景観地区により「建築物の形態意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度」、「壁面の位置の制限」を定めている。

表2-4 景観地区の概要

名称	大分城址公園周辺地区 景観地区			
位置	大分市荷揚町の全部、および大手町三丁目、城崎町一丁目、城崎町二丁目、城崎町三丁目、千代町一丁目、中央町一丁目、中島西一丁目、中島中央一丁目、府内町三丁目、都町一丁目の各一部			
面積	約 33.8 ha			
地区の区分の名称	都心景観形成 業務ゾーンその1	都心景観形成 業務ゾーンその2	城址界わい 都市型居住ゾーン	官公庁業務ゾーン
地区の区分の面積	約 5.6 ha	約 7.4 ha	約 9.1 ha	約 11.7 ha
建築物の形態意匠 の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋根、外壁その他外部から見える部分の形態意匠については、周囲の街並みに調和し、既存の良好な街並みの継承に資するものとして、次に掲げる色彩を用いないこと。なお、色彩に関する表示については、日本工業規格 Z8721(色の表示方法—三属性による表示)に規定されたマンセル表色系によるものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 色相が0YR~10YR、0Y~5Yの範囲にあつて、彩度が3を超えるもの</li> <li>2. 色相が上記1以外の範囲にあつて、彩度が1を超えるもの</li> </ol> </li> <li>・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建築設備は、景観に配慮し、囲いを施す等直接見えない構造とする。</li> </ul>			
建築物の高さの 最高限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さの最高限度は、31mとする。ただし、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（大分県規則第二十九号）第九条に定める緑地率の算定方法により算出される緑地率が10%(官公庁にあつては20%)以上、かつ有効空地面積が33%以上確保されているものについては、この限りではない。</li> </ul>			
壁面の位置の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路大分駅新川線に面する壁面の位置は、道路境界線から1m以内とする。ただし、道路に面した高木植栽などにより、壁面にかわる工夫がされている場合はこの限りでない。</li> <li>・都市計画道路大分駅新川線以外の道路に面する壁面の位置は、道路境界線から1m以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の位置は、道路境界線から1m以上とする。ただし、都市計画道路駄の原細線に面する壁面の位置は、この限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の位置は、道路境界線から1.5m以上とする。ただし、都市計画道路駄の原細線に面する壁面の位置は、この限りではない。</li> </ul>	

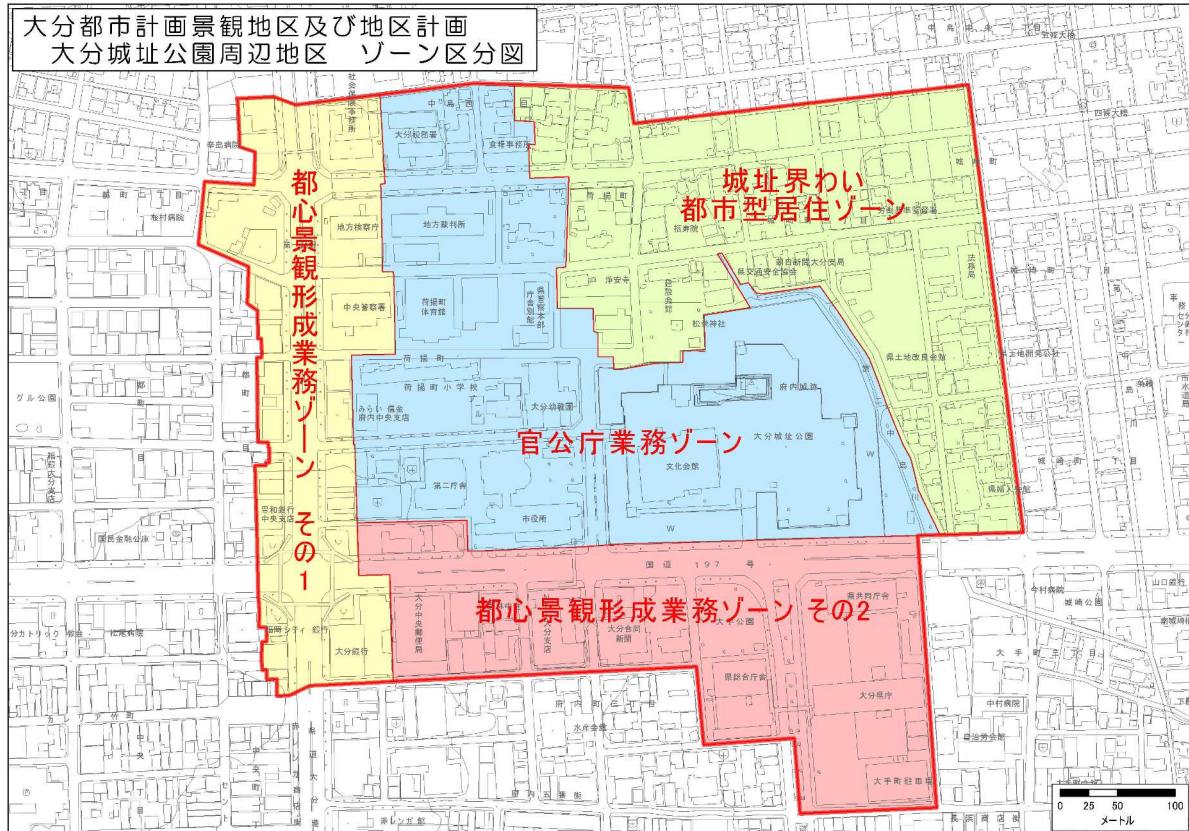


図 2-22: 大分市都市計画景観地区及び地区計画 大分城址公園周辺地区 ゾーン区分図 (出典 大分市資料)

### (大分市屋外広告物条例の指定状況)

城址公園周辺地区は、大分市屋外広告物条例による特別規制地区に指定され、以下の「広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想」及び「広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項」が定められている。

#### ◆広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

「歴史を感じさせるゆとりとおもみがあり、水と緑のうるおいある成熟したまちづくり」を目標に、以下の街並みの形成に向け、地区の特性にあわせた広告物の表示及び掲出物件の設置を目指す。

- ア 大分城址公園に調和し、緑の印象豊かな落ち着いた街並みの形成
- イ 目抜き通りにふさわしい連続感と調和のとれた街並み景観の形成
- ウ 散歩や散策に適した、安心して楽しく歩ける界わいの形成

#### ◆広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

- ア 必要最小限の広告数で効率よく配置する。
- イ 広告物の規模（高さ、表示面積等）や派手さを抑え、落ち着いた形態意匠、色彩にする。
- ウ 建築物による美しいスカイラインを維持し保全する。
- エ 屋上広告物の掲出や表示、並びに形状に対しては、街並みの連続性を確保する。
- オ 突出広告物、自立広告物、壁面広告は、建築物壁面の連続性と正面性の統一を確保する。
- カ 自立広告は、歩行者の回遊性を配慮することや緑や街並み景観と調和した意匠デザインにする。
- キ 突出広告は、歩行者の安全な歩行に配慮する。

大分市荷揚町の全部、および大手町三丁目、城崎町一丁目、城崎町二丁目、城崎町三丁目、千代町一丁目、中央町一丁目、中島西一丁目、中島中央一丁目、府内町三丁目、都町一丁目の各一部



図 2-23 : 位置図

## ②周辺地域のまちづくりの動き

大分市の中心市街地は、近年、戦後復興以来の大きな都市構造の変化を迎えている。

また、大分駅周辺総合整備事業により「大分いこいの道」「ホルトホール大分」「駅前広場（南口、北口）」などの供用が開始され、鉄道で分断されていた南北市街地が一体化された。さらに、平成27年4月には「JRおおいたシティ」や「大分県立美術館」が開業した。

大分市の中心市街地は、駅の南北が一体となり、都市計画マスタープランに示されているよう「面的な広がりをもった都市構造」を目指すとして、大分城址公園の整備・活用が、その都市構造の形成に寄与することが求められている。

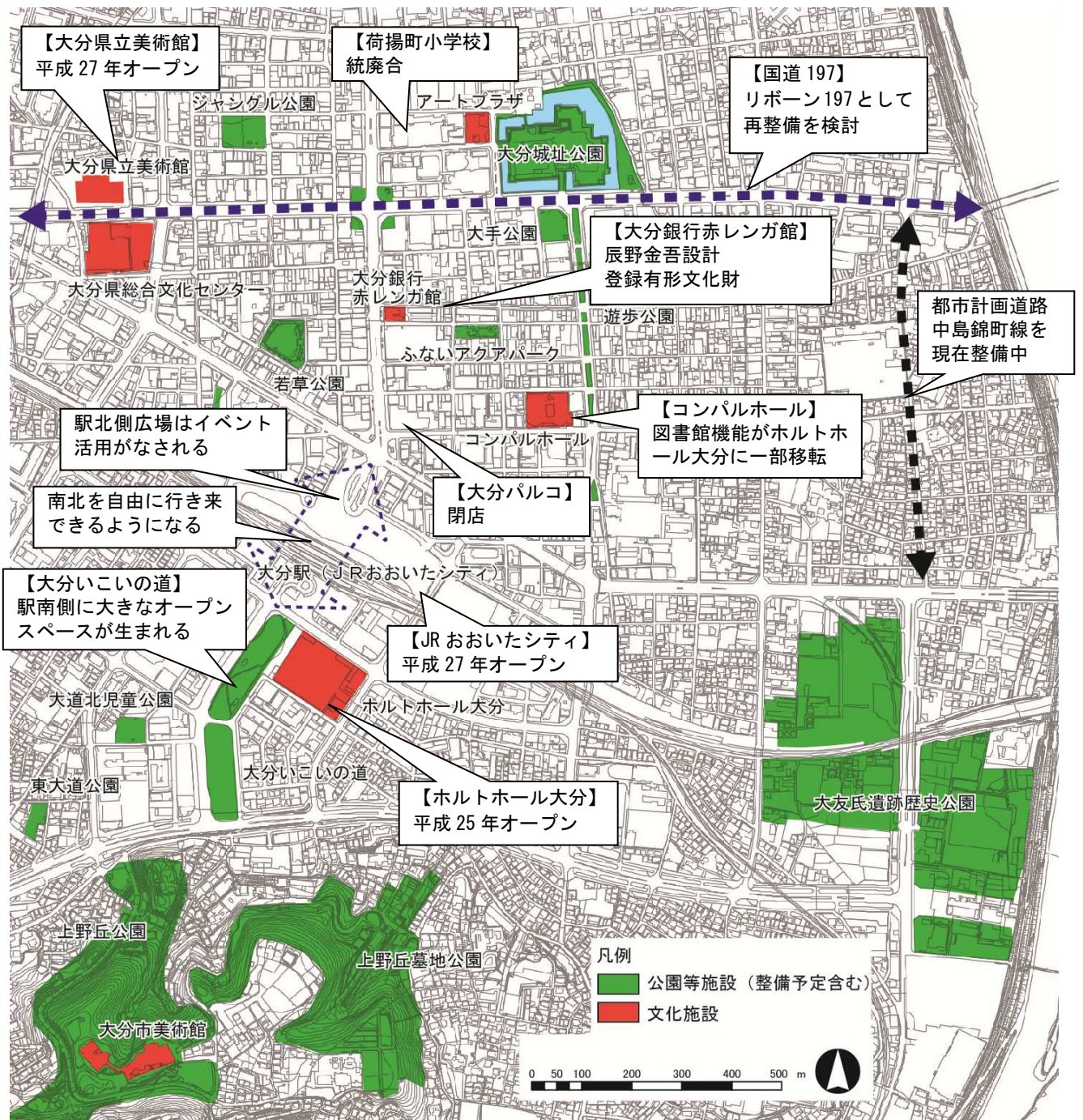


図 2-24：近年における大分市中心部のまちづくりの動き

### ③歴史・文化資源の活用

中心市街地においては、府内城の城下町の名残を残す旧町名や府内城の解説サインを設置し、4つの散策ルートを通ることで、大分の歴史を学ぶことが可能となっている。



図 2-25：府内城下町散策ルートマップ

## 2-3. 史跡府内城の概況

### (1) 府内城の歴史

#### ①近世城郭の出現

中世城郭と近世城郭を本質的に分ける最も重要な指標は、大名を中心とした権力の階層的な編成をかたちに反映した、求心的な構造をもつ城郭の成立とその全国的な展開とされる。

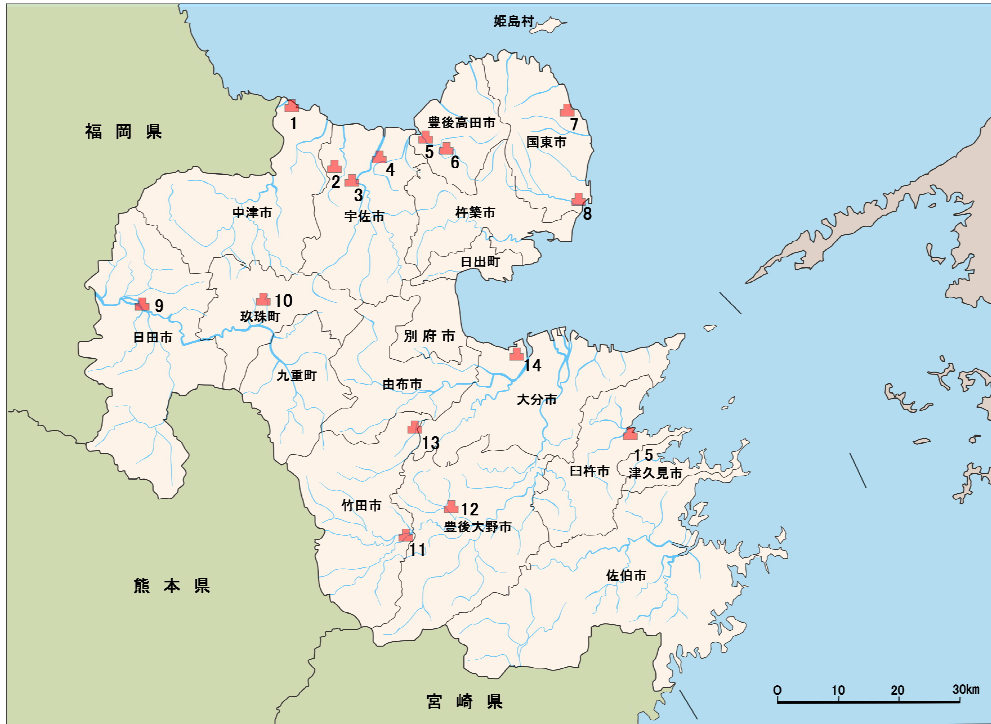
こうした城郭の出現は、織田信長の安土城をはじめとするが、信長は石垣・瓦・礎石建物という要素を、求心的な城郭構造をつくり出す素材として再定義することで、近世城郭の祖型、安土城を生み出したといえる。次の豊臣政権は、天正11年（1583）に摂津大坂の石山本願寺・寺内町の故地に大坂城と城下を築き、続いて天正15年（1587）に京都に聚楽第、天正19年（1591）に御土居、さらに文禄3年（1594）に伏見城を築き、直線道路で整然と区画された矩形街区の町割が施され、大名地と武家地、町人地が階層的に隔される総構の先進的な城下町を建設した。そうした城下町づくりの「作法」が「豊臣大名マニュアル」として諸国の大名城下町に伝播していったとされ、信長・秀吉の城を元形として広く近世大名に採用されていった系統的な城郭プランが「織豊系城郭」と呼ばれている。

関白になった豊臣秀吉は、天正15年（1587）に九州平定の大事業に着手する。秀吉は、大友宗麟の懇請により島津氏討伐の軍勢を差し向け、長い戦乱に終止符を打ち、九州の国分けを行った。大友吉統は豊後一国とされ、新たに小早川隆景を筑前に、黒田孝高および森吉成を豊前に、筑後三郡は小早川秀包に、佐々成政を肥後に配置した。豊前6郡（宇佐、仲津、下毛、上毛、築城、京都）を与えられた黒田孝高は、はじめ馬ヶ岳城（福岡県行橋市）に入り、その後12万石の大名として新城中津城を築いたのが九州における最古期の織豊系城郭とされる。

九州の平定後、秀吉はかねてから抱いていた大陸侵攻のため、天正19年（1591）10月に肥前国（佐賀県）の名護屋に城（肥前名護屋城）と諸大名の陣城を築き、文禄元年（1592）4月、朝鮮半島への出兵を始める（文禄の役）。大友吉統は三番隊の黒田長政と同陣することが決まり、兵員は6,000人であった。この出兵で吉統は、敵前逃亡したとの理由で文禄2年（1593）豊後国を除国され、約400年続いた大友氏の治世は終わった。

これにより、豊後国は朝鮮半島出兵の恩賞供給地に充てるため太閤蔵入地となり、秀吉は文禄2年に山口宗永と宮部継潤の二人を検地奉行に命じ、同年7月から検地が開始された。その結果、豊後国の総石高は42万石とされ、その内府内のある大分郡は5万7929石であった。そして、文禄3年（1594）前後に直系の家臣を大名兼蔵入地代官として送り込んだ。

大分（豊後）の織豊系城郭は、この時入部した秀吉大名によって築かれていくことになる。その背景には肥前名護屋城を朝鮮半島侵攻の基地として、これを支える幾重もの兵站網整備が必要だったことにある。秀吉はこの野望を実現するために、畿内と肥前名護屋城を繋ぐため陸路・海路の要衝地に城を配置したと考えられる。



- 1 中津城[黒田孝高]
- 2 光岡城[中津城の支城?]
- 3 山本切寄[中津城の支城?]
- 4 高森城[黒田利高:孝高の美弟]
- 5 高田城[竹中重利]
- 6 佐野鞆懸城[高田城の支城?]
- 7 富来城[垣見家純]
- 8 安岐城[熊谷直陳]
- 9 日隈城[宮木長次]
- 10 角牟礼城[毛利高政]
- 11 岡城[中川秀成]
- 12 小牟礼城[岡城の支城?]
- 13 法螺貝城[岡城の支城?]
- 14 府内城[早川長敏:築城状況は不明]
- 15 臼杵城[福原直高]

図 2-26 : 天正 15 年～文禄期の織豊系城郭及びその要素を備えた城

表 2-5 府内藩の歴代藩主

姓	代	諱	官途・幕府役職	通称	在任期間	生没年月日	戒名	菩提所	石高
早川	1	長敏	主馬首		文禄3(1594)～慶長2(1507)				12,000 (13,000)
福原	1	直高	右馬助		慶長2(1597)～慶長4(1599)				120,000
早川	1	長敏	主馬首		慶長4(1599)～慶長5(1600)				20,000
竹中(外様)	1	重利	伊豆守		慶長6(1601)/03～元和元(1615)/10	～元和元(1614)/10	同徳寺殿 逸峯玄俊大居士	同徳寺(大分市)	20,000
	2	重義	采女正・長崎奉行[寛永6～10](1629～1633)		元和元(1615)/10～寛永11(1634)/2/22	天正16(1588)～寛永11(1634)/02/22	春岩院殿 以松宗和大居士		20,000
日根野(外様)	1	吉明	織部正	徳太郎	寛永11(1634)/07/29～明暦2(1656)/03/26	天正15(1587)～明暦2(1656)/03/26	深松院殿 月峯浄覚大居士	円寿寺(大分市)	20,000
大給松平(譜代)	1	忠昭	左近将監	主税之助	万治元(1658)/02/27～延宝4(1676)/03/27	元和3(1617)/11/25～元禄6(1639)/09/12	宝林院浄善堂月如円	浄安寺(大分市)	22,200
	2	近隣	对馬守・奏者番[貞享2～元禄12](1685～1699)	虎之助	延宝4(1676)/03/27～宝永2(1705)/11/11	寛永15(1638)/03/03～享保4(1719)/12/10	證真院観音延寿如元	浄安寺(大分市)	21,200
	3	近衞	相模守・奏者番[宝永5～](1708～)/寺社奉行[兼]<[正徳元～享保10]1711～1725>	巳之助	宝永2(1705)/11/11～享保10(1725)/08/24	寛政5(1665)/07/24～享保10(1725)/08/24	大智院雲峯徳水如真	伝通院(東京都)	21,200
	4	近形	对馬守	内記	享保10(1725)/10/18～延享2(1745)/09/18	元禄2(1689)/01/22～宝暦7(1757)/05/12	雲晴院現善徳翁智山	伝通院(東京都)	21,200
	5	近形	主膳正	五左衛門	延享2(1745)/09/18～明和7(1770)/07/02	享保8(1723)/09/28～安永2(1773)/06/07	観光院昭善無涯寿玄	伝通院(東京都)	21,200
	6	近衛	長門守	五左衛門	明和7(1770)/07/21～文化元(1804)/12/06	宝暦5(1755)/03/27～天保11(1840)/02/16	光沢院馨善華月不齋	伝通院(東京都)	21,200
	7	近義	主膳正	欣彌	文化元(1804)/12/6～文化4(1807)/8/27	明和7(1770)/04/01～文化4(1807)/08/27	浄岳院映善翻然清遊	伝通院(東京都)	21,200
	8	近訓	左衛門尉	五左衛門	文化4(1807)/10/29～天保2(1831)/02/20	寛政11(1799)/03/06～嘉永5(1853)/3/2	大鏡院寂善知徳開山	伝通院(東京都)	21,200
	9	近信	信濃守	主税助	天保2(1831)/02/20～天保12(1841)/03/28	文化元(1804)/10/08～天保12(1841)/03/28	寂静院心善所著超勝	浄安寺(大分市)	21,200
	10	近説	左衛門尉・奏者番<[文久元～文久2]1861～1862/[文久4]1864～/寺社奉行[兼]<[元治元]1864/[慶応2～3]1866～1867/若年寄<[慶応3～4]1867～1868>	五左衛門	天保12(1841)/07/18～明治4(1871)/07/14	文政11(1828)/12/05～明治19(1886)/11/18	心寛院仁善崇山	伝通院(東京都)	21,200

■『大分歴史辞典』大分放送大板歴史辞典刊行部1990 ■『シリーズ藩物語 府内藩』大野雅之著 (株)現代書館発行2014より



## ②城と城下の建設

文禄3年(1594)春、大分郡には早川長敏が入部し、郡内の家島の地に仮館を構え、後に上野の「大友屋形」を修理して移り住んだ。長敏の府内在任期間は短く、慶長2年(1597)には杵築に転封された。その後、石田三成の妹婿である福原直高が入部し、はじめて府内城の築城に着手する。「豊府聞書」によれば、直高は入部後すぐに家臣生嶋新助とともに上野の飯盛塚に登って城ト(城の選地を占う)をし、大分川の河畔で俗に「荷落」と呼称されていた場所を築城地と定めた。直高は直ちに築城を開始したが、慶長の役で朝鮮半島に出兵し工事が一時中断する。慶長3年(1598)府内に戻った直高は工事を再開し、慶長4年(1599)には二之丸の東三階櫓と三之丸(武家屋敷)が完成した。これに伴い、築城地の地名を「荷落」から「荷揚」に改名し、新城を「荷揚城」と命名した。しかし、直高は完成直後の慶長4年(1599)に軍督の役務に不公平があったとして改易となり、早川長敏を経て関ヶ原の戦後、同年6年(1601)豊後高田から竹中重利が府内に入部することとなった。

新しく城主となった重利は、徳川家康の許可を得て城の増改築を行った。石垣築造のため領民に命じ府内近郊の山や海岸、旧館(大友館)や寺跡から巨石を運ばせ、重利が親しく築城の名手とされる熊本藩主加藤清正に数十名の石工を派遣してもらい、石垣を築いたとされる。木材は土佐から巨船で、竹木は領内から切り集め、数百人の人夫をつかって、天守の工事に取りかかった。このとき、大坂や伏見から大工や瓦師を招き、最新の建築技術を導入して城郭建築に当たらせている。慶長7年(1602)3月には四層の天守と諸櫓・門・三之丸堀、そして、城下から三之丸に入る東・西・北の三つの入り口(東口・西口・北口)、同年秋には城の北西に砦を築き、府内城の中心部がほぼ完成した。

そして、三之丸の外側、東西10町(約1200m)、南北9町(約950m)の範囲を長方形に区画した中に、街路をはさみ短冊形に整然と配置した町屋を建設し、旧府内の町と町民・寺院などを移転させ40余りの町となった。さらに、慶長10年(1605)に町屋の外側に堀(外堀)を掘削し、慶長12年(1607)には城下への入り口として堀川口(北西)・笠和口(西)・塩丸口(東)に門(三口御門)と番所を設け、慶長13年(1608)には城下の北西に商船が出入りできる堀江(堀川)を開削し、その入り口に「京泊」と呼ぶ港を設けた。これにより、総構の城下町及び関連施設がほぼ完成した。

元和元年(1615)に家督を継いだ重義(重利の子)は、幕府への不遜から改易された家康の第二子結城秀康の嫡男で、越前北之庄の大名であった松平忠直(一伯)の身柄を預かり、長崎奉行の要職も務め、寛永8年(1631)には旧府内の万寿寺を現在の金池町に移した。しかし、寛永11年(1634)2月、長崎奉行在職中の不正を理由として江戸で切腹を命じられ、重利・重義の親子二代にわたる府内支配は終わる。

同年7月、下野国(栃木県)壬生城主日根野吉明が府内に入部し、浜の市の再興・豪商守田山弥之助(山弥長者)一族の処刑・初瀬井路の掘削など、積極的な領国経営を行った。吉明は、寛永15年(1638)に三之丸の北口・西口・東口の出入り口に門楼(櫓)を設け、守りを固めるとともに、寛永18年(1641)、北之丸に枯山水の庭園を築き山里と名づけた。さらに、承応2年(1653)には、豊前道に向う住吉川に架かる仙石橋を、土橋から両岸に石垣を使っ

た木橋に造り替えた。吉明は明暦2年（1656）に病死し、嗣子がなかったため日根野家は断絶となった。

その後、府内城は江戸幕府の管轄下に置かれ、2年間杵築藩主松平英親・日出藩主木下俊治・臼杵藩主稲葉親通が順番で城代を務め、万治元年（1658）には大給松平忠昭が新藩主となる。大給松平家は、松平（徳川氏）宗家を含む4家の内のひとつで、近正の代に独立して、三河国加茂郡大給を本貫とする。近正から4代目の忠昭は、丹波国亀山藩主から豊後亀川・中津留・高松藩主を経て府内に入部する。

忠昭は、万治3年（1660）、帯曲輪を築き直し、続いて寛文7年（1667）には二ノ丸の改修、さらに三之丸北口に多門櫓を設けている。

表 2-6 櫓・門等の位置

曲輪	規模	櫓・門等
本丸	東西45間余（約90m） 南北47間（約94m）	天守（四重櫓）・北西二階櫓・南北二階櫓・北大櫓門・東大櫓門・渡櫓・取付櫓・多間櫓門・廊下橋・東北角菱櫓・同扇櫓・北西角二階櫓（人質櫓）
二之丸	東西106間（約212m） 南北54間（約108m）	東之丸 一北東角二階櫓・東三階櫓・南東角平櫓・南西角二階櫓（着到櫓）・北平櫓 西之丸 一北西角二階櫓・南西角二階櫓・南平櫓（宗門櫓） 追手曲輪一多間櫓門・廊下橋・南平櫓
三之丸	周囲8丁（872m）	北之口・西之口・東之口にそれぞれ多間櫓門・二重櫓・番所・西の口に時鐘楼

注：規模は「府内城絵図（慶長10年附箋）」による。同絵図の間尺は『大分市史』中巻付図により1間=約2mと推定されている。



凡 堀・舟入・川 街路・道路 大手へのメインストリート  
例 石 垣 土居(土塁)

■ 旧府内町から移転した町・寺院  
府内町(組) 千手堂町(組) 寺 院  
笠和町(組) 松末町(組)

※ 『大分市史中巻』付図Ⅳ 府内城下の復原図をベースに虎口や道路、地形など「正保城絵図 豊後府内城之絵図」の情報を基に一部改変している。

※ 門内47町の内、19町は旧府内にあった町名。  
※ 近世城下町へ移転後変更された町名は、工座町→松物町、御西町→西町である。  
※ 笠和はもともとった町名。

図 2-27：府内城城下町の復原図

以上のような、史資料にみる府内城築城の過程は、近年における府内城下町跡の発掘調査においても実証されつつあり、おおよそ、史資料と整合することが分かってきた。

特に、平成6年度（1994）に行われた大分中央警察署本部別館庁舎新築工事に伴う三之丸北口跡、平成17年度（2005）の大分市保健所建設に伴う北之小丸跡〔報告書では、府内絵図（慶長10年附箋）の名称、北丸名を使用〕の調査によって、曲輪や櫓台の拡張・改修の変遷が明らかとなった。

三之丸北口跡では検出された櫓台の寸法が、多門櫓が描かれている慶長10年附箋の府内絵図（以下、「伝慶長絵図」と呼ぶ）に記される寸法にほぼ合致することが分かり、その変遷の状況や出土遺物の年代観などから、寛文7年（1667）に松平忠昭が普請した多門櫓跡との結論を得た。併せて伝慶長絵図についても、発掘調査によって寛文7年以降の内容であることが実証された。また、北之小丸跡の調査では、福原氏段階には北之小丸は建設されておらず、曲輪の造成・拡張に伴って中嶋口も整備され、竹中氏段階に完成することが分かった。

このように、築城過程については、概ね史資料と合致するものの、築城初期の府内城は、防御力の更なる強化を目指して頻繁に改修・拡張を繰り返し、日根野氏段階の正保城絵図から忠昭段階に伝慶長絵図の縄張り（構造）になったと考えられる。

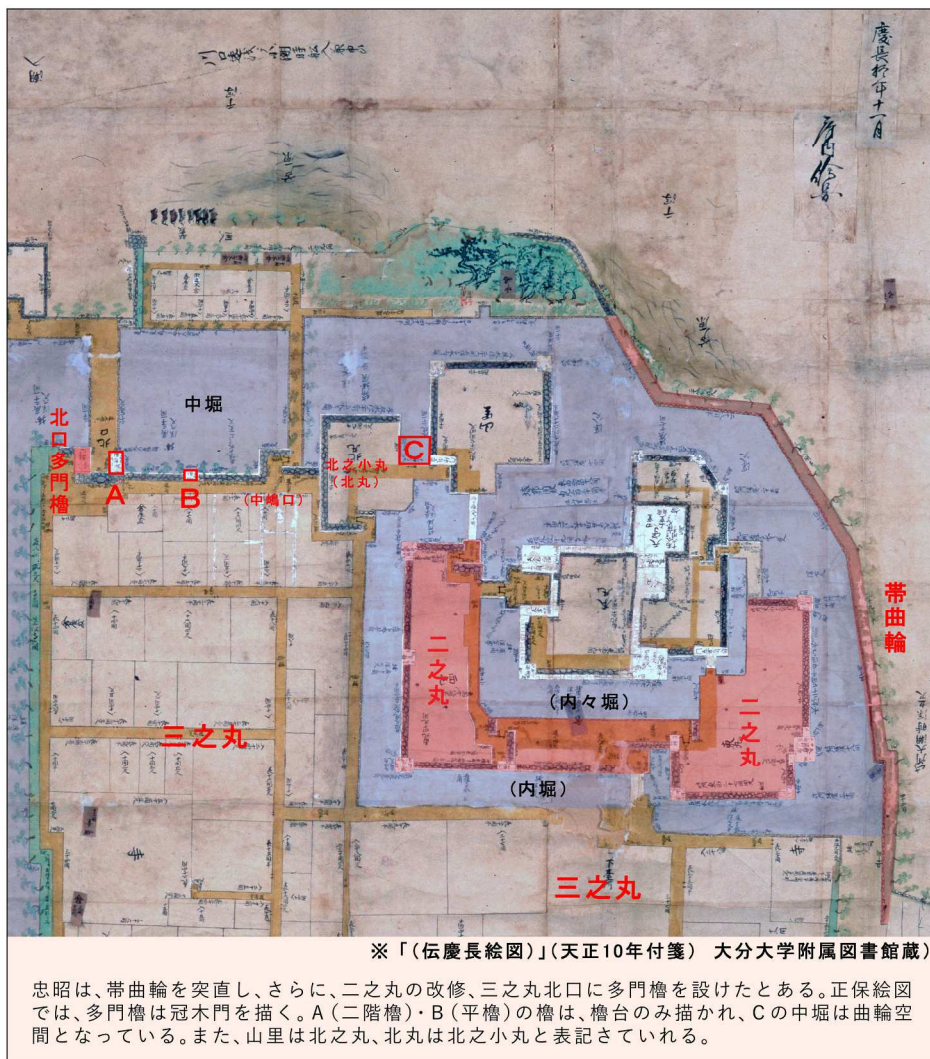


図 2-28：松平忠昭の改修箇所及び正保城絵図との比較

### ③災害と府内城

松平忠昭が入部した17世紀半ば以降には、江戸幕府体制も安定化をみせ、乱世から平和の時代へと向かう。築城の考え方も織豊系城郭の戦う城から城の正面に巨石（鏡石）を使い、壮大な櫓門を設けるなど、防御より「見せる城」へと変わり、平和の時代に即した城づくりとなる。忠昭が三之丸北口の冠木門を多門櫓に建て替えたのも、こうした時代の変化を反映した普請であったとも考えられる。以後、廃藩置県が行われる明治4年（1871）までの約210年間を10代にわたり、大給松平氏が府内城を預かることになる。

しかし、大給松平氏の府内支配の時代は、度重なる火災や地震などの災害、老朽化などにより、建物や石垣などの建替え・修復の連続する時代でもあった。

「府内藩記録」によれば、火災は、元禄～安政年間に24件の大火が起きている。特に、寛保3年（1743）の大火は府内城下町最大と言われ、城の天守をはじめ、城内の大半の諸櫓・門などが焼失した。

4代近貞は、幕府に再建計画書を提出（「府内御城再築御願一件」）するが、焼失した天守や諸櫓は再建できず、忠昭が入城して83年間、天守や櫓がそびえ立っていた府内城の雄姿は、以後見られなくなる。

地震は少なくとも7回確認される。最も大きな被害を与えたのは10代近説の安政元年（1854）11月に起きた地震である。特に、5日の地震はマグニチュード8.4、震度5～6と推定されており、三之丸北口の多門櫓、山里丸の櫓、人質櫓は潰れ、残る櫓や天守台石垣、さらに藩主の御殿も大破した。近説一家は、廊下橋前に仮御殿を建て、震災の処理にあたった。



図 2-29 : 寛保3年（1743）の大火で焼失した建物

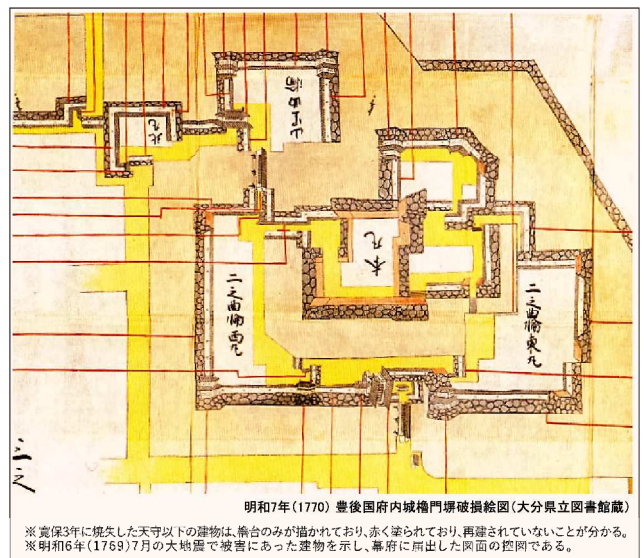


図 2-30 : 明和6年（1770）の地震で被害にあった諸施設

#### ④大分県庁から大分城址公園へ

慶応3年(1867)10月14日、幕府は朝廷に大政奉還の上表を提出した。これに対して討幕派は12月9日に王政復古の号令を出し、天皇中心の新政府を樹立するものの、府内藩はそのまま存続した。新政府は諸侯に徳川慶喜の追討を命じたが、江戸にあって幕府の若年寄となっていた近説はなかなか決断を下せないため、岡本外記等国元の家老等はひとまず朝廷に恭順の意を伝えた。そして、正式に新政府側につくことを決し、手島善太夫を上京させ、藩の意向を朝廷に報告するとともに、岡藩主中川久昭に朝廷との仲立ちを依頼する。

近説は、慶応4年(1868年)2月6日、若年寄を辞職し、江戸を発って上京し、その途中の3月12日駿府で東征軍大総督有栖川宮熾仁親王(ありすがわのみやたるひとしんのう)に、朝廷遵奉(じゅんぱう)の誓紙を渡した。20日には朝廷から松平の姓を名乗る家は本姓に復せとの命により、苗字を大給と改めた。

25日、京都に着いた近説に新政府は謹慎を命じるが、近説は自己の不行届を詫げる文書を27日に京都の弁事御伝達所に届け出た。そして、5月13日謹慎が解かれ、同年7月10日、ようやく帰藩を許可され、明治2年(1869年)6月、版籍奉還により府内藩知事に任命された。しかし、旧藩主が藩知事として支配することは、旧体制を存続することになり、明治新政府は明治4年(1871年)7月14日、廃藩置県を断行し、府内県が成立する。そして、同年11月には豊後一国を県域とする大分県となった。これにより、約300年続いた府内藩はその歴史を終えた。近説は藩知事を解任され、東京に移り華族に列した。

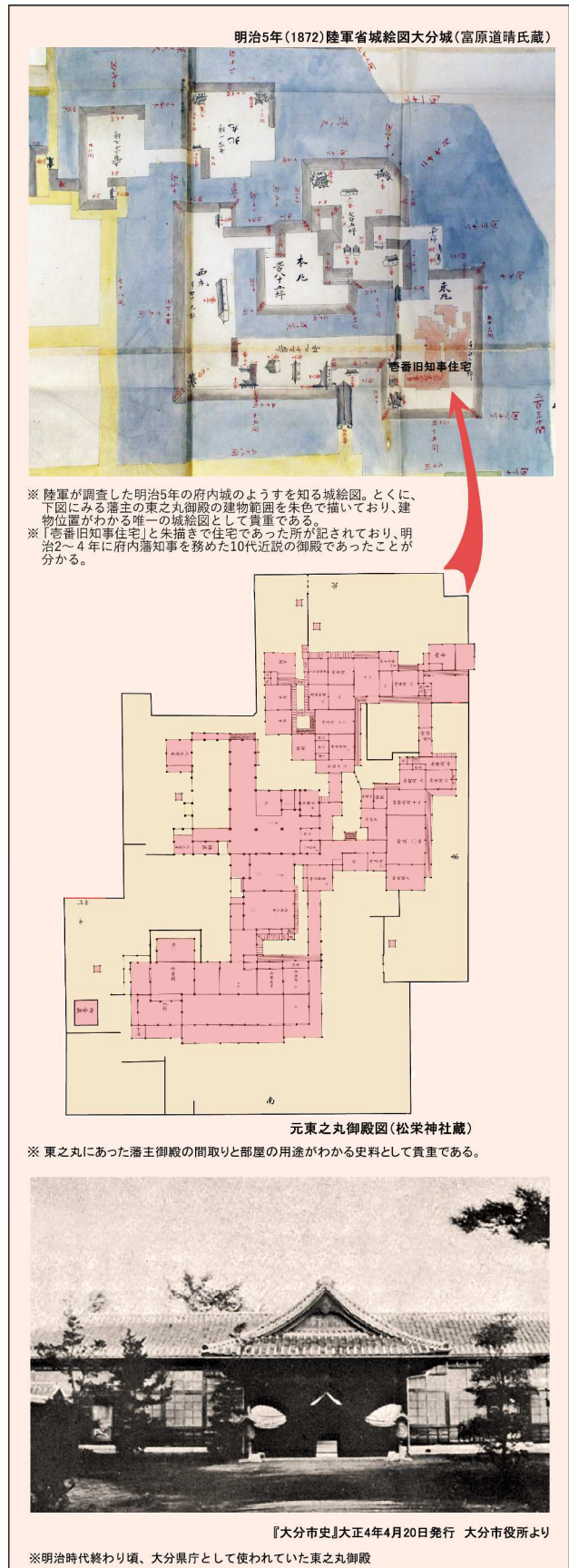


図 2-31 : 東之丸御殿

明治4年11月14日、大分県参事（明治6年2月権令、同7年県令昇進）に岡山県権大参事の森下景端（かげなお）が任命され、明治5年（1872）正月18日に着任する。仮県庁を堀川町に置き、3月には藩校遊焉館に移り、同9年（1874）9月に府内城の御殿に移った。そして、8月に下毛・宇佐の2郡が大分県に加わり、大分県の県域が確定する。

明治6年（1873）には、中堀・外堀（一部残る）が埋め立てられた。その後、府内城は県庁の外、大手口多門櫓の上に時を告げる鐘楼が大正2年（1913）まで置かれ、また、着到櫓は明治19年（1886）から同40年（1907）の末まで大分測候所として使用された。さらに、明治33年（1900）には、大給松平氏の近正・一生を祀る松栄神社が、かつて祠のあった山里丸に移されてきた。

明治44年（1911）4月1日、県下で最初の市として大分市が誕生する。市制は当初人口3万1249人で施行され、豊州線（今の日豊本線）の開通や大分港の完成など東九州の雄都の位置を占めるようになり、大正10年（1921）2月には欧風レンガ・コンクリート造りの大分県庁が落成した。このとき、本丸石垣が取り壊され、内々堀が埋められた。さらに、昭和20年（1945）7月16日の大分空襲により、西之丸西南隅の二階櫓、着到櫓、多門櫓門が焼失し、遺存するのは本丸人質櫓と二之丸宗門櫓のみとなった。

戦後の昭和21年（1946）5月21日、大分市は戦災で荒廃した中心市街地の復興を目的とした、「大分都市復興土地画整理事業」を新しい街づくりとして計画する。これにより、府内城跡は将来公園とすることが決定され、昭和37年（1962）11月10日大手町に新県庁舎が落成し移転すると、「大分城址公園」の整備が本格化していく。翌年の2月15日、府内城の石垣・



府内城跡(明治時代末頃)『目で見ると大分市の100年』加藤弘監修 郷土出版社2001より  
※ 時を告げる大手櫓門の上に造られた鐘楼(～大正2年)と着到櫓を利用した大分測候所(明治19～40年)。



府内城跡(昭和38年)『大分市今昔写真帖 保存版』梅木秀徳 地方・小出版流通センター 2011より  
※ 府内城跡に建築された大分県庁(大正10年～昭和37年)、欧風のハイカラな庁舎として親しまれた。

図 2-32 : 様々に利用された府内城跡



【NEO OITA】22号1996(おおいとデジタルアーカイブ)より  
※ 西之丸と山里丸を結び、その間の堀に架けられた廊下橋。府内城絵図(慶長10年付箋)では、幅8尺(約2.4m)長さ11間(約20m)と記されており、史資料や発掘調査によって、当時の姿に復元された。

図 2-33 : 復元された廊下橋

土堀・堀・櫓（人質櫓・宗門櫓）・天守台が県指定史跡となった。

昭和40年（1965）3月、西之丸に残っていた旧県庁舎が解体され、跡地に同年6月「大分市民文化会館」の建設に着工し、翌年9月に竣工し、10月12日に開館した。併せて戦災で焼失した着到櫓・大手多門櫓門・西之丸西南隅二階櫓が復元され、東之丸北東隅二階櫓・東南隅三階櫓が新築（模擬）された。

また、昭和60年（1985）、かねてからの課題であった水質悪化による悪臭や蚊などの害虫の発生源となってきた堀水について、公共下水道の処理水を再利用し浄化する事業（建設省のアメニティ下水道モデル事業）が着工され、2年後の昭和63年（1987）に完成した。この事業は「フレッシュ府内城」として建設大臣賞「蘇る水100選」を受けた。

こうしたなか、大分市は「府内城再発見」事業として府内城跡と城址公園の整備・活用のため、平成5年（1993）10月に「府内城整備基本構想」を策定し、平成7年（1995）2月17日、県史跡部分を除く残りの範囲を市の史跡に指定した。平成8年（1996）には新・大分市誕生（鶴崎市などと合併）30周年記念として、西之丸と山里丸を結ぶ廊下橋の復元と帯曲輪の整備、併せて天守台の東側を憩いの広場として整備を行った。そして、平成18年（2006）4月6日こうした取り組みが評価され、日本100名城に選定された。

市制施行後の100数年間、大分市は急速に発展してきた。平成9年（1997）4月、中核市に指定され、平成17年（2005）1月には、佐賀関、野津原町を編入し、人口約47万人を有する東九州の中心都市となった。そして、100年に一度といわれる大事業「大分駅周辺総合整備事業」の着実な進展のなかで、大分文化会館は大分駅南側に建設されるホルトホール大分にその機能が移されることになり、市民の芸術・文化、憩いの場としての使命を終え、平成25年10月31日に閉館した。

## （2）府内城の縄張り

### ①全体プラン（空間構造）

府内城は、「2-2（1）④の地形環境の変遷」の項でみたように、別府湾に注ぐ大分川の河口から1kmほど奥まったところに築かれている。その北側は別府湾に沿う浜提、住吉川、大分川及びその三角州帯など、複雑な地形環境となり、海側から直接城を望めない天然の要害となっている。府内城はこうした複雑な内湾の地形を最大限に利用した「水城」と言え、曲輪群は堀によって浮島状の形容を示している。

縄張りは、本丸の後ろの守りが堅固になるように、大分川を背にする本丸を城郭の片側に偏心させ、本丸から段下がりに、二之丸、武家地（侍町）である三之丸、町人が暮らす町人地（城下）を方形に張り出し、その間を4重の堀と石垣や土塁（中堀・外堀沿い）で囲う、典型的な後ろ堅固の梯郭式平城である。町人地は、総構（総郭型）の内にあり、中堀によって武家地と完全に分離（侍一体型）される。西新町や東新町など一部を除き、基本的に堀の外に町が発展することはなかった。

### ②天守・本丸・二之丸

大名及びその家族を中心とする曲輪である。本丸は、北東隅に天守を配したいわゆる天守



- 凡例
- |      |      |       |
|------|------|-------|
| 天守・櫓 | 多門櫓門 | 石垣    |
| 取付櫓  | 冠木門  | 通路・道路 |
| 渡櫓   | 廊下櫓  | 井戸    |

※ 『図録 豊後府内城』大分市歴史資料課1995掲載の「豊後府内城縄張り図」(1/1500の測量図をもとに[慶長10年付箋の府内絵図]の数値に基づいて新しく引いた推定復元の府内城図面)をベースに、虎口や通路、塀、井戸など[正保城絵図 豊後府内城之絵図]の情報を基に一部改変している。

※ (大手口)は、「豊後府内城之絵図」(正保元年:1644)に「追手」とあり、また、(搦手口)は「豊州府内之城之図」(日根野氏段階か)に「からめて」と記される。多門櫓門を構成する東西曲輪の名称は、『豊府指南』(天保9年:1838)に「出会曲輪」とある。「水ノ手口門」については、寛保3年(1743)の大火のおり、御朱印を水ノ手より、船で持ち出し中嶋に渡り、その夜は船番所に差し置いた(『豊府指南(別項)』)とあり、本丸を構成する曲輪では最も低く、水上からの出入口と考えられる。

図 2-34 : 府内城中心曲輪の縄張り

丸とその東側の二つの曲輪(仮に本丸東曲輪Ⅰ・Ⅱと呼ぶ)によって構成される。特に天守丸の石垣高は水面から6間(約11m)と他の曲輪の3間(約5m)より一段高く、天守台は7間半(約14m)、さらに高さ9間(約16m)の上に四重の天守がそびえ、城下や海から見通すことができる。

天守は年代のはっきりした絵図(「正保城絵図」・寛保3年「豊後国府内城絵図」)によれば、上階を下階から規則的に逡減(小さくしていく)させて、順番に積み上げ、屋根は四方に均等に葺き下ろす層塔式で、寛保3年(1743)の絵図には最上階に高欄が描かれ、窓も華灯窓となっている。構造は、独立式ではなく取付櫓・櫓・櫓門・渡櫓を連ねた連立式で、登るには東(東大櫓門)ないし西(北二階櫓)の櫓に登り、それぞれの櫓を渡り入ることができた。

本丸東曲輪は、本丸の南北の墨線より、北側に偏り曲輪Ⅱを大きく張出させ、場内から攻撃する際に矢を横から射掛ける構造として北東の角を切る(角落)など側射攻撃の「横矢掛け」をねらって墨線を屈曲させている。こうした構えは、二之丸の東之丸にもみられ、大



行する横堀（内堀の引込み）で、廊下橋を介して角馬出し機能を備えた大手の出入口（虎口）を防御する。さらに、南東隅を内側に窪ませ（入隅）、その奥に三階櫓を設け、櫓北東の石垣を張り出す（出角）など東側の防御を固めている。

本丸の出入口は、二ヶ所ある。北西隅の二階櫓の南側に設けたものが正式な出入口である。堀に張出す大きな柵を造り土橋で繋げる。そして、土橋を通り、くい違いや外柵形の仕切り状の出入口搦手をもち、一般曲輪化した西之丸そして大手曲輪、さらに北之丸、北之小丸の独立した馬出しと連続させ、幾重もの出撃空間を創出している。もう一つは、本丸東曲輪Ⅰの南塁線のやや東寄りの内柵形の出入口となっており、この部分は廊下橋を通り、受け部の東之丸、そして大手曲輪から出撃する構造の馬出しとなっていた。

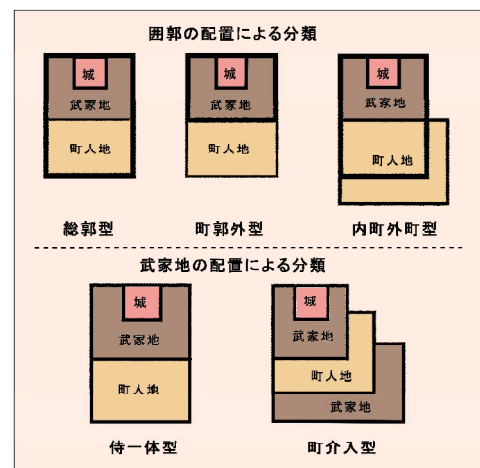
このように、馬出しを特別な曲輪としてではなく、二之丸の中にその役割をもたせ、連続した馬出し機能を発揮させるものであり、曲輪を相互に連携させて大名権力すなわち天守丸を頂点とする求心的な縄張り構造を実現している。

### ③三之丸

侍屋敷（武家地）を中心とする曲輪である。二之丸の西側と南側にL字状に配置され、北側の中堀を介して独立した曲輪にも武家地（船入りのある中嶋で、蔵を中心とする）を配置し、東側を遮断する防塁（帯曲輪）と連携して城の中心部を防御している。

内堀と中堀によって区画される三之丸の周囲は、内堀側と北面は石垣、西・南側は土塁を廻らすが、出入口はすべて石垣を築き櫓や櫓門を設けている。北口、西口、東口と中嶋の舟入に通じる中嶋口の4ヶ所があり、出撃に有利な攻撃型の外柵形と防御に有利な内柵形がある。外柵形には城内側からみて右側の塁線を突出させるプラン（Aタイプ）と左側を突出させるプラン（Bタイプ）の2種類があり、Bタイプは文禄・慶長の役（1592～1593年）の「倭城」以降に顕著になるとされる。府内城ではAタイプは東口、Bタイプは北口・中嶋口、内柵形は西口である。Aタイプの東口は、北側の塁線を大きく二度屈曲させ横矢を掛け、特に出撃と防御に配慮している。さらに城下の東出入口である塩九升口に設けた南北の独立した長大な馬出し（この馬出しの出入口もAタイプ）と連携させ、日向道・佐賀関道筋への構えとしている。一方、北東の豊前道筋への構えは、城下の北出入口である堀川口を含めすべてBタイプとなっている。内柵形の西口は、城下の西の出入口である笠和口（ここも内柵形）と合わせ西・南への構えとするもので、竹中重利が慶長16年（1611）に大道の堀切峠を開き、肥後（熊本）道へ繋げた筋にあたる。

このように、日向道・佐賀関道筋への構えは、文禄・慶長の役以前の織豊期に特徴的な出入口プランで、外の出入口はその後に普及するプランとなっている。このことは、城と城下の建設が、東側（南へ向かう日向道は、旧府内町の西端の道路に重なる）から始まり、改修・拡張を重ねながら次第に西側へ拡大、整備されていったことを表していると考えられる。



※「城下町金沢学術研究」第1号 日本城下町と金沢城下町 異質異形と空間類型— 2010 金沢市より

図 2-35：城下町の空間類型

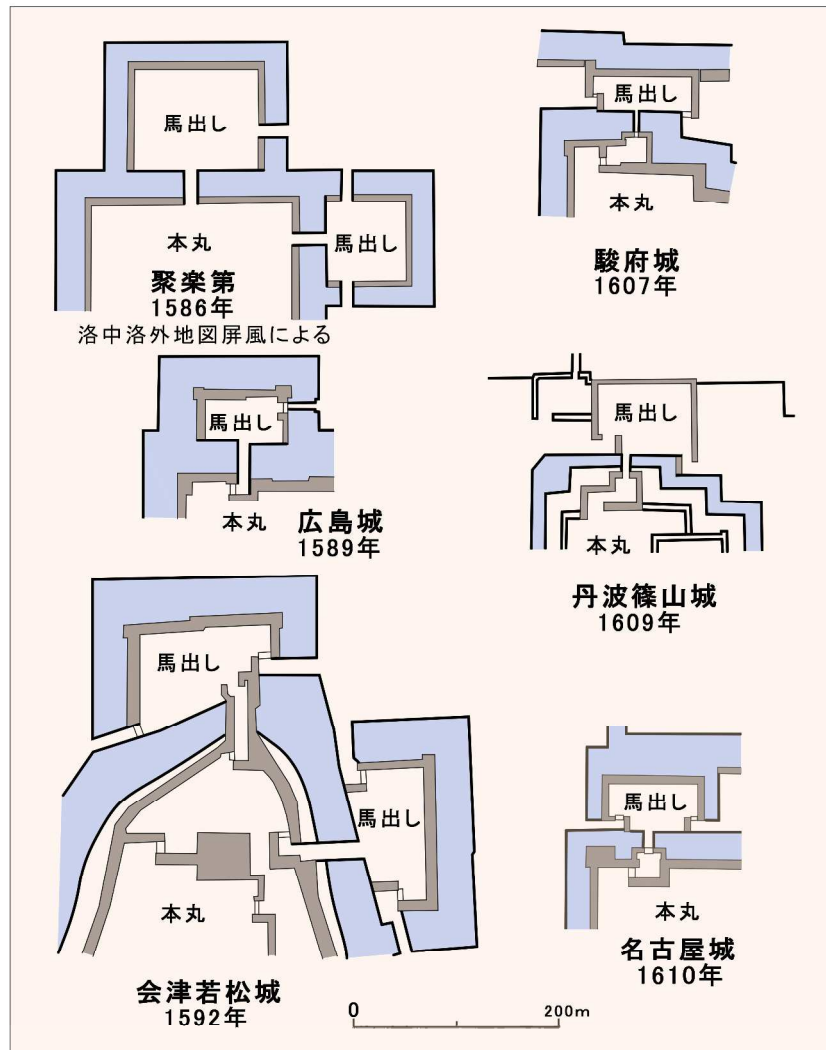


図 2-36：城下町の全体プラン

道路は基本的には南北・東西道路が直角に交差するが、方形を基本とする屋敷地を整然と碁盤目状に区画するのではなく、鍵の手、T字、袋小路となるところがあり、防御を意識した構造となっている。区画の基準線（作事の縄打ち・縄張り）は、天守を見通し大手に向かうメインストリート（大手道）を基準として計画されたように思われるが、この基準線は城の中心部・町人地の軸線と異なり三之丸のみ西に振れており、上記の出入口プランのあり方を含め、その解釈については今後の検討が求められる。

#### ④城下（町人地）

商工業者を中心とする、いわゆる町屋域である。城下のプラン（町割り）は、織豊期は城の大手口に向かう大手筋が、城下を貫く主要な道路となり、大手から周辺に向かって格差のある屋敷配列となる「縦町型」を特徴とするが、関ヶ原の戦い（1600年）以降になると、城に対して横に延び交通動脈を重視する街道が主要な通りとなり、格差がなく均質的な屋敷配列となる「横町型」が顕著になる。



※『織豊系城郭の形成』千田嘉博 東京大学出版会 2000より

図 2-37：馬出しを主出入口にもつ織豊系城郭の展開

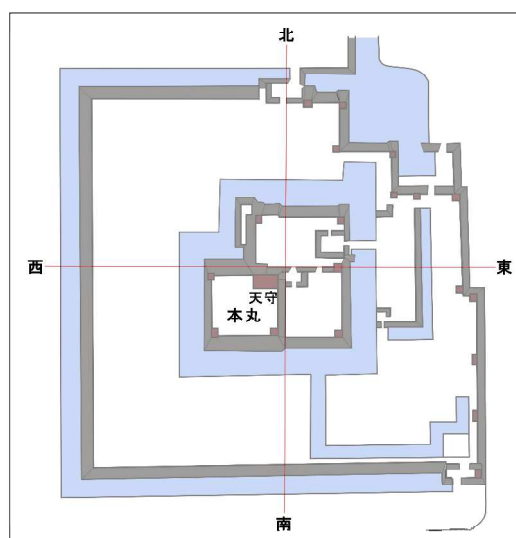


図 2-38：愛媛県今治城中心曲輪の縄張り

(出典 「豊後府内城」第14回特別展「城のある風景」図録, 大分市歴史資料館, 1995)

府内城の城下は、横町型であり全体的には総構堀の中に武家地と町人地を隔てたプランとなっている。城下は、面的に広がる街区を形成し、三之丸をコの字状に囲む。東西・南北の複数列の道路で均質な長方形に区画し、街路をはさみ短冊形に整然と配置された両側町（北端の堀川町の一部と東端の東町は片側町となる。）で、入（奥行）は十五間に統一されていた。メインストリートの道路は、縦町型とは異なり横から天守を見通すヴィスタ（都市設計）が設定され、三方の街道と結び交通の動脈として機能させている。

こうした武家地と町人地を截然と隔てる考えは、天正13年（1585）から建設が進められた八幡堀によって区分される豊臣秀次（秀吉の甥）の近江八幡城下町をはじめとし、城下町全体を堀で囲う総構（総郭型）の城郭は、織豊期の城下町に数多く登場する。関ヶ原の戦い後、国替えとなった大名（府内は竹中氏が入部）が各地で一斉に建設を行った城には、大きく二つのタイプがある。総郭型プランに武家地と町人地を隔てる侍一体型の城下町（Ⅰタイプ）と総構の外側に町人地を配置する町郭外型プランに、郭外に配された武家地に町人地が入ってきて分断する町介入型（Ⅱタイプ）である。

大坂の陣〔慶長19年（1614）～20年（1615）〕以降にはⅠタイプの城下町は減少していき、代わってⅡタイプの城下町が多数を占めるようになり、慶長後期以降に顕著となる。やがて、城下町を囲う総構も次第に姿を消していく。

こうした変化は、城下を貫く街道（メインストリート）の整備により領国内外を結び、城下の均質な商業活動や交易を重視し、平和の時代に即したものとされる。府内城は、Ⅰタイプの城下町であり、初期徳川政権下での大規模な城下町としては、府内の他、松山（愛媛）・駿府（静岡）・高田（新潟）に限られる。

## ⑤縄張りの位置付け

竹中氏による府内城の築城は、「豊府聞書」などによれば慶長6年（1601）から進められ、慶長12年（1607）の城下の三口御門の建設をもってほぼ完成したとされる。府内城の縄張りで年代のはっきりした城絵図のうち最も古い絵図は、日根野氏が江戸幕府に提出した正保元年（1644）の「豊後府内城之絵図」（正保絵図）だが、それは府内城の完成から37年後であり、そこに描かれた縄張りが竹中氏により完成された当初の形と同じかどうかについては、今後の発掘調査などによってさらに検証が求められる。

縄張りの特徴は、城道の屈曲と虎口空間を一体化する二つのタイプの外柵形の出入口、馬出し、城中心部の方形基調の平面プランと言える。二つの外柵形の出入口のうち、Aタイプは大坂城詰め丸出入口や肥前名護屋城などで見られる出入口となっている。Bプランは城の正面から見て、初回の折れを右に変更し、弱点であった左半身に城内からより効率的に横矢を掛ける改良がされた出入口で、文禄・慶長の役の「倭城」以降の城郭に顕著となり、慶長期江戸城〔慶長11年（1606）～慶長17年（1612）〕の本丸南部分などの連続した虎口空間の出入口として採用されている。こうした外柵形の出入口を主軸とするプランは織豊系城郭の到達点と評価され、関ヶ原の戦いを契機とした大名の転封によって築かれた城に多く、倭城技法の再現とされる。ただ、府内城は連続した虎口空間をとらず、単純化された出入口となっている。

馬出しは、外柵形とともに織豊系城郭において積極的な出撃を実現した、最も完成度の高い出入口のプランとされる。まず、出入口前の堀の対岸（受け部）に、独立した空間を囲う馬出しとして成立する。府内城では、北之丸・北之小丸・塩九升口の馬出しが相当する。

こうした馬出しは、秀吉が天正14年（1586）に築城した聚楽第を嚆矢とし、天正17年（1589）の広島城、文禄元年（1592）の福島県の会津若松城と続き、豊臣期大坂城の出入口と同様に関ヶ原の戦いの頃にピークを迎え、総構えの城下まで一貫した馬出しによる城として編成される。

徳川家康の慶長期江戸城は、こうした織豊期の馬出しを継承・発展させたものとなっている。城の中心部を囲う曲輪（帯曲輪）の中に連続した馬出しを設け（出入口機能の一般曲輪化）、曲輪の数だけ効率の良い出撃を可能にしたもので、慶長7年（1602年）、藤堂高虎によって築城が開始され、慶長9年（1604年）に完成した伊予今治城にその先駆的なプラン（後方中心曲輪の出入口に前面の帯曲輪が仕切られて馬出しとする）を見ることができる。そして、慶長12年（1607）の駿府城、慶長14年（1609）の丹波篠山城、慶長15年（1610）の名古屋城など徳川政権下で行われた天下普請の諸城を中心とする、その後の縄張りの規範となった。

府内城は、天守丸を他より高く築き、方形区画を交差する二本の中心線で四等分し、北東部を欠く平面プランをとり、今治城と相似形（府内城は1/2の規模）に近いプランとされる。さらに、馬出しの類似性や築城期間の同時性などからみて、完成度の高い同じ理論で設計（武家地や城下の配置、構造など全体プランは異なる）された可能性が高く、江戸城など天下普請の諸城を中心とした縄張りの先駆的あり方を示す城と言える。

### (3) 調査の経緯

史跡府内城跡に関する調査履歴は、城下町を含めると28次にわたって実施されている。しかし、史跡指定地内においては、調査回数では3次分（調査区は10か所）のみとなっている。

表 2-7 調査概要

調査次	幕末における比定地	調査期間	面積 (㎡)	調査 主体	調査原因	調査概要	文献
第1次	三ノ丸武家屋敷(木村家) および福寿院	19910401 ～ 19910630	2,120	県	県庁舎建設	「木村」の焼継文字をする陶磁器から家老木村家の屋敷地であることが考古学的に証明され、寛保の大火(寛保3年:1743年)に比定される火災処理一括資料が出土。慶長年間に三の丸が造成されたことを傍証する資料も出土。	文献1
第2次	三ノ丸武家屋敷(木村家)	19930719 ～ 19930803	45	県	モニュメント 建設	「口入孫九郎様」の焼継文字を有する資料が出土し、府内藩家老木村孫九郎の屋敷跡であることが証明された。15世紀代の土坑も出土した。	文献2
第3次	三ノ丸北口・中堀	19941011 ～ 19941227	1,800	県	警察署建設	三の丸北口土橋および石垣と堀、北口櫓門の櫓台が出土。櫓門の変遷から、正保絵図にみられる景観から慶長十年付箋絵図の景観へと変遷したことが確認された。	文献3
第4次	三ノ丸武家屋敷	199304～ 199305	600	市	民間開発	17世紀初頭に遡る石組み倉状の遺構、17世紀後半ないし18世紀後半～19世紀初頭の長方形大形土坑を検出。	文献4
第5次	中堀	199307	500	市	公園整備	中堀の調査で、多数の木製品出土。調査地点近くに比定される「中ノ町」の焼継文字を有する資料も出土。	文献5
第6次	廊下橋及び周辺	19950517 ～ 19950928	590	市	公園整備	西ノ丸と山里丸を結ぶ廊下橋の基部と冠木門の礎石を確認、また西ノ丸と本丸を結ぶ土橋および西ノ丸内部の建物跡等を確認した	文献6
第7次	寺町/塗師町	19950509 ～ 19960132	866	市	公園整備	町屋に伴う多数の井戸・火災処理土坑・地下式土坑など、また寺町と塗師町の境界と思われる狭い空地も検出された。下層からは11世紀後半に遡る井戸等の遺構も検出された。	文献7
第8次	西町/西上市町道路	19961024 ～ 19970519	1,101	市	公園整備	幅8mの道路遺構と町屋に伴う極めて多数の廃棄土坑・井戸・地下倉および火災処理土坑が検出され、城下町建設時の埋納遺構も検出された。「西町」の焼継文字を有する資料が出土。	文献8
第9次	府内城外西新町	19970707 ～ 19970930	1,200	市	民間開発	西新町の町屋に伴う多数の土坑・井戸とともに西新町西限と思われる溝を検出。「西新町」の焼継文字資料や明治時代初めのワインボトルも出土。12～13世紀の瓦器を伴う遺構も検出された。	文献9
第10次	室町	19971113 ～ 19971213	44	市	民間開発	町屋内の礎石建物跡・井戸・火災処理を含む土坑群を検出。16世紀末～17世紀初めの整地層が認められ、慶長年間における城下町建設が推測された。	文献10
第11次	三ノ丸武家屋敷(森下家) および浄安寺	19980728 ～ 19991031	250	市	民間開発	府内城築城時の整地層を挟み上下で遺構が検出され、下層からは戦国時代の溝などが出土。また、浄安寺との境界の石列を検出。幕末の屋敷主である森下氏を示す「森下」の焼継文字を有する陶磁器出土。	文献11
第12次	米屋町 土塁	19990702 ～ 19990915	298	市	民間開発	府内城外曲輪土塁の基底部を検出。焼継文字を有するものを多数含む土坑一括資料を検出。光西寺の焼継文字を有する禁裏御用品出土。府内城築城時の整地層より下から戦国時代の溝が検出された。	文献12
第13次	名号小路町	19991004 ～ 19991118	84	市	民間開発	町屋内の井戸・土坑・火災処理土坑などを検出。17世紀前半代に比定される多量の瓦を伴う廃棄土坑が認められる。	文献13
第14次	竹町	20000807 ～ 20001009	330	市	民間開発	寛保の大火をはじめ、18世紀後半から19世紀前半にかけての5回の火災に対応する火災処理一括資料を検出。竹町と笠和町の町割線を検出しその変遷も把握された。	文献14
第15次	堀川町および道路	20021007 ～ 20030320	216	市	民間開発	幅4mと推定される道路遺構と礎石跡、土坑等が検出された。享保13年の刻書を有する硯を含む火災処理一括資料は享保19年の火災資料と推定され、多数の茶道具や中国青花を含む特筆すべき資料である。	文献15
第16次	北の丸および堀	20050801 ～ 20060311	649	市	保健所建設	「府内絵図」に描かれた北の丸西側の石垣及び堀が検出され、さらにこれより古い府内城築城時に遡る石垣群も検出されて初期の府内城の変遷が推定された。18世紀に限定される廃棄土坑群も出土。	文献16
第17次	三ノ丸武家屋敷	20070511 ～ 20060328	455	市	公共駐車場 建設	近世後半期を中心とした3つの整地面があり、18世紀前半代の火災処理土坑等が検出され、その下層より、和泉型瓦器を多量に含む中世の遺物包含層を確認した。	文献17
第18次	三ノ丸武家屋敷・道路	20070702 ～ 20070827	404	市	民間開発	第1面からは17世紀代～19世紀代の遺構が、整地層を除去した第2面(砂層)からは近世の掘立柱建物、古代の井戸等が確認されている。	文献18
第19次	三ノ丸武家屋敷(手嶋家 および上原家)	20101108 ～ 20110326	728	市	学校建設	武家屋敷の礎石建物跡、地下蔵、井戸等が出土。「手嶋」「上原」の焼継文字から文献資料による居住者と一致。寛保、文化の火災処理土坑も検出。築城以前の遺構も確認された。	文献19

調査次	幕末における比定地	調査期間	面積 (㎡)	調査 主体	調査原因	調査概要	文献
第20次	外曲輪土塁	20110711 ～ 20110712	20	市	民間開発	土塁比定地であったが、近代以降の削平により、遺構が確認できなかった。	終了届のみ
第21次	外曲輪土塁・光西寺	20111003 ～ 20120224	1256	市	道路建設	外曲輪土塁が検出され、その下位からは絵図では知られていない16世紀代の大溝及び道路状遺構が検出された。光西寺境内側では庭園の池状遺構の一部が確認された。	文献20
第22次	光西寺	20120611 ～ 20121128	365	市	道路建設	寺院施設とみられる礎石建物のほか庭園遺構である池状遺構や水琴窟とみられる埋甕等も検出され、19世紀前半を中心とした境内景観とその変遷が判明。	文献21
第23次	外堀	20121121 ～ 20130122	192	市	道路建設	府内城の外堀を確認するとともに、堀の中で絵図に表示されていない性格不明の石組遺構を確認した。	文献20
第24次	三ノ丸武家屋敷	20131216 ～ 20131224	56	市	ライフバル 改築	整地層、火災処理土坑、柱穴ほか。	文献22
第25次	三ノ丸武家屋敷	20150114 ～ 20150224	246	県	庁舎建設	木村氏の屋敷に比定され、火災処理土坑、土坑等が検出された。	文献28
第26次	宗門櫓前石垣	20160623 ～ 20160930	57	市	史跡整備	宗門櫓北の石垣基部を検出。整地層の出土遺物から、整地が福原氏による築城当初のものであることが推定された。	
帯曲輪確認 調査	帯曲輪・堀	19980217 ～ 19980227	110	市	公園整備	一部で府内城下復原図(大分市中巻付図)における帯曲輪の位置と実際の位置が異なることが判明。	文献23
中世府内町 74次	城下外東新町の西側	20061002 ～ 20061130	395	市	民間開発	府内城下の外であるが、17世紀初頭に廃絶した井戸・土坑・溝を検出。17世紀初めにおける城下町建設と町屋移転との関連が想定される。このほか古代の土取跡も出土した。	文献24
中世府内町 81次	塩九升町土塁	20070618 ～ 20070822	400	市	民間開発	府内城に伴う土塁基部及び近世塩九升町の町屋に伴う廃棄土坑等の遺構群が検出された。土塁よりも下層からは、16世紀～17世紀初頭の建物跡・土墳墓・溝状遺構が検出されている。	文献25
末広遺跡1次	城下外西新町の南東側	20100308 ～ 20100325	111	市	道路建設	府内城外堀に繋がる給排水の機能を有した大型の溝又は水路状遺構が検出された。	文献26
末広遺跡2次	城下外西新町の南東側	20111019 ～ 20111228	400	市	道路建設	18世紀の溝や土坑が検出されたが、近世には主として耕作地と推定された。溝埋土からは越州窯系青磁、緑軸陶器、円面硯等が出土し、古代には官衙と関連する物資集積地であったことが推定された。	文献27

- 文献1 大分県教育委員会1993『府内城三ノ丸遺跡-大分県共同庁舎(仮称)建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-』  
文献2 大分県教育委員会1994『府内城三ノ丸遺跡Ⅱ-大分県共同庁舎前広場モニュメント建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-』  
文献3 大分市教育委員会1996『府内城三ノ丸北口跡-大分中央警察署本部別館庁舎新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-』  
文献4 大分市教育委員会1994「12府内城・城下町遺跡(大分合同新聞社屋建設予定地)」『大分市埋蔵文化財調査年報5』  
文献5 大分市教育委員会1994「11府内城・城下町遺跡(若竹公園)」『大分市埋蔵文化財調査年報5』  
文献6 大分市教育委員会1996「府内城・城下町跡第6次調査」『大分市埋蔵文化財調査年報』vol.7 1995年度  
文献7 大分市教育委員会1996「府内城・城下町跡第7次調査」『大分市埋蔵文化財調査年報』vol.7 1995年度  
文献8 大分市教育委員会1997「府内城・城下町跡第8次調査」『大分市埋蔵文化財調査年報』vol.8 1996年度  
文献9 大分市教育委員会1998「府内城・城下町跡第9次調査」『大分市埋蔵文化財調査年報』vol.9 1997年度  
文献10 大分市教育委員会1998「府内城・城下町跡第10次調査」『大分市埋蔵文化財調査年報』vol.9 1997年度  
文献11 大分市教育委員会1999「府内城・城下町跡第11次調査」『大分市埋蔵文化財調査年報』vol.10 1998年度  
文献12 大分市教育委員会2003『府内城・城下町跡 第12次調査報告書』  
文献13 大分市教育委員会2000『府内城・城下町跡第13次調査概報』  
文献14 大分市教育委員会2003『府内城・城下町跡-第14次調査報告書-』  
文献15 大分市教育委員会2004『府内城・城下町跡-第15次調査報告書-』  
文献16 大分市教育委員会2008「府内城・城下町跡5 第16次調査報告書 大分市保健所建設に伴う埋蔵文化財発掘調査」  
文献17 大分市教育委員会2009「府内城・城下町跡6 第17次調査報告書 市営荷揚町中央駐車場建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」  
文献18 大分市教育委員会2009「府内城・城下町跡7 第18次調査報告書 ホテル建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」  
文献19 大分市教育委員会2012「府内城・城下町跡8 第19次調査 大分市荷揚町小学校屋内運動場改築に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」  
文献20 大分市教育委員会2014「府内城・城下町跡10 第21次・第23次調査 大分都市計画道路末広東大道線に係る埋蔵文化財発掘調査報告書3」  
文献21 大分市教育委員会2013「府内城・城下町跡9 第22次調査 大分都市計画道路末広東大道線に係る埋蔵文化財発掘調査報告書2」  
文献22 大分市教育委員会2015「府内城・城下町跡第24次調査」『大分市埋蔵文化財調査概要報告2015』  
文献23 大分市教育委員会1998「府内城帯曲輪石垣確認調査」『大分市埋蔵文化財調査年報』vol.9 1997年度  
文献24 大分市教育委員会2007「大友府内11 中世大友府内町跡第74次調査報告書」  
文献25 大分市教育委員会2009「大友府内14 中世大友府内町跡第81次調査報告書 集合住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」  
文献26 大分市教育委員会2010「末広遺跡1 第1次発掘調査 都市計画道路末広東大道線事業施工に伴う発掘調査報告書」  
文献27 大分市教育委員会2012「末広遺跡2 第2次調査 大分都市計画道路末広東大道線に係る発掘調査報告書1」  
文献28 大分県教育庁埋蔵文化財センター2016「府内城三ノ丸遺跡Ⅲ-大分県庁新館受変電棟新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-」

#### (4) 指定概要

本史跡における県指定及び市指定の理由を以下に示す。

##### ①昭和38年2月15日 県指定

慶長2年(1597)、福原直高によって築城がはじめられ、慶長7年に府内城主の竹中重利によって本丸・二ノ丸・三之丸が完成した海城的な要素を取り入れた平城である。

宗門櫓や人質櫓・天守台・城壁・石垣など江戸時代の城郭建築や遺構が残っているため、文化財保護の観点から指定するものである。

##### ②平成7年2月17日 市指定

江戸時代、県下最大の城下町を形成した府内城下の中核として、さらに、明治以降大分県庁が置かれるなど大分の歴史を象徴するシンボルの史跡として市民に親しまれている。

古絵図によると、元来、府内城本丸の北側は直接海に臨み、残り三方は堀に囲まれ水に浮かんだような構造で、典型的な平城の特徴を有していた。

昭和38年2月15日に堀、土塀、櫓、石垣、櫓跡が県史跡として部分指定を受けているが、さらに、この貴重な史跡を松栄神社地の山里丸跡を含め面的に文化財指定の上、保護・保存を図ることが緊急の要務と判断し、市史跡に指定することを妥当とする。

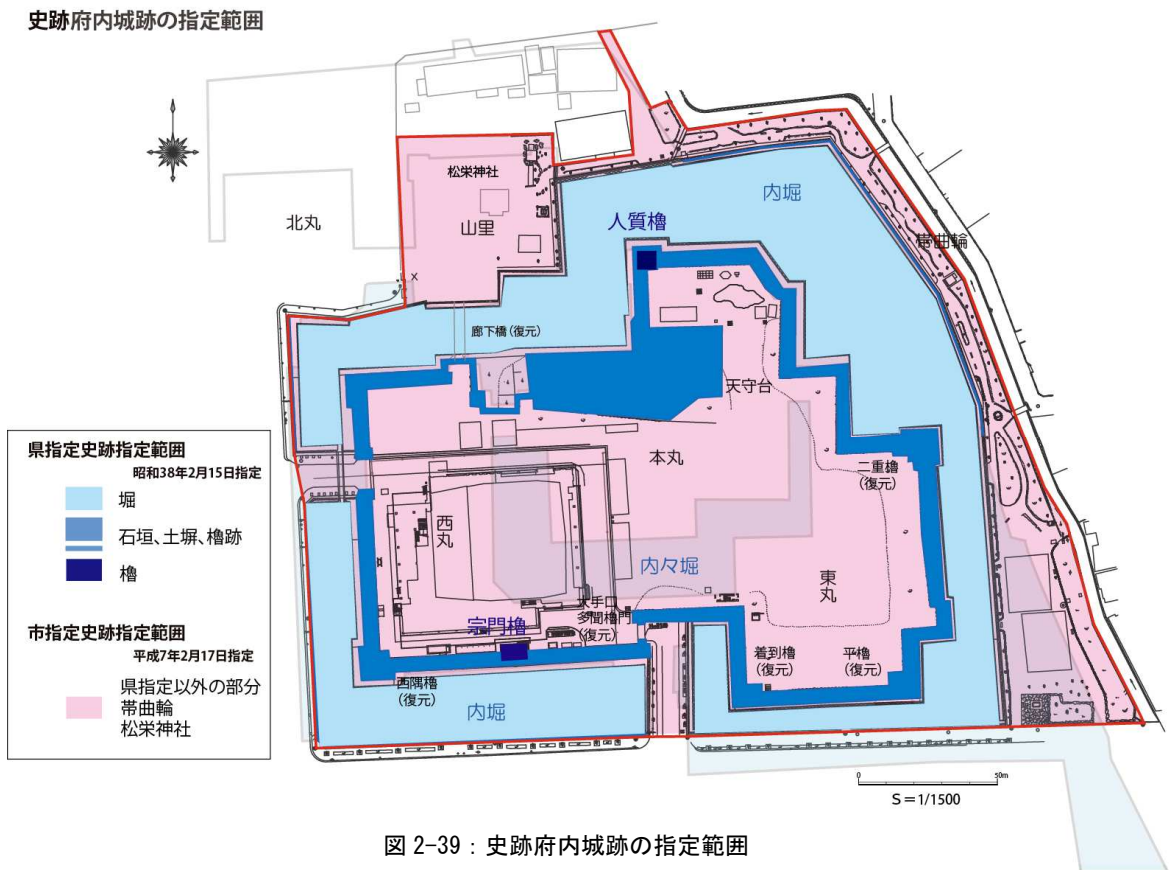


図 2-39 : 史跡府内城跡の指定範囲



## 2-4. 大分城址公園の概況

### (1) 施設の概要

城址公園は府内城の遺構が多く残り、桜の名所として市民に親しまれている都市公園である。昭和30年（1955）に復興土地区画整理事業により荷揚公園として都市計画決定され、昭和45年（1970）に大分城址公園として開園し、現在では約4haが公園として利用されている。

城址公園の周辺には、県庁や市役所をはじめとする行政機関や商業・業務施設、居住地区、遊歩公園や大手公園などの緑地空間が立地し、公園内には宗門櫓や石垣などの府内城跡の歴史文化と緑豊かな自然が多く残り、大分市特有の歴史的な面影を残す市民が憩える都市公園※となっている。

表2-8 公園概要

公園種別	総合公園*
公園面積	40,115㎡
開園時期	昭和45年(1970)
都市計画決定	(当初)昭和30年(1955)5月24日

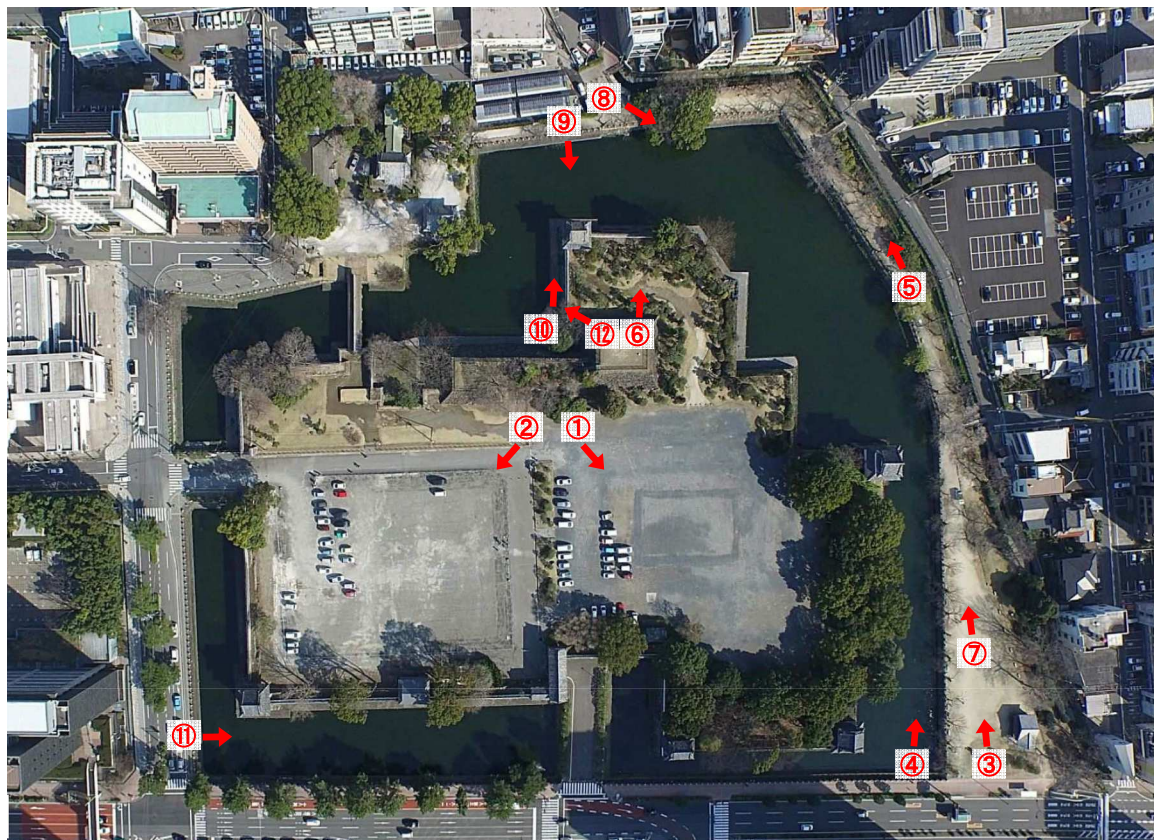


図 2-40：城址公園航空写真（図中の写真及び矢印は次頁以降の写真番号と撮影方向を示す）

※都市公園とは：主に都市部にある整備された緑地や広場のこと。主に都市部の住民の利用を想定して整備されている。日本では都市公園法第2条及び都市計画法第11条第1項第2号に該当する土地で、「園路、広場、花壇、砂場、植物園、動物園、野外ステージ、プール、陳列館、売店、駐車場など」を含むものと定義している。監督官庁は国土交通省である。

※総合公園とは：都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

## (2) 空間特性

### ①公園中央に広がる広場空間

現在、旧東之丸エリアは、「おおいた食と暮らしの祭典（旧大分生活文化展）」など、イベント広場として利用されている。

旧西之丸エリアは、大分文化会館が取り壊され、大分市役所来庁者のための臨時駐車場として利用されている。



図 2-41 : ①旧東之丸エリア



図 2-42 : ②旧西之丸エリア

### ②桜並木

城址公園はサクラの名所として知られ、毎年、多くの花見客でにぎわう。

石垣、堀、桜並木で形成される美しい景観は、大分に春の訪れを告げ、大分市民の原風景の一つである。



図 2-43 : ③花見を楽しむ大分市民



図 2-44 : ④石垣、お堀、桜並木で形成される美しい景

### ③散策路

内堀を取り囲むように帯曲輪に沿って、散策路が確保されている。

内堀内においても、日本庭園が整備され、庭園内を散策できるようになっている。また、天守台へアクセスできる導線が確保され、天守台からは眺望は周辺の街並みを一望できる。

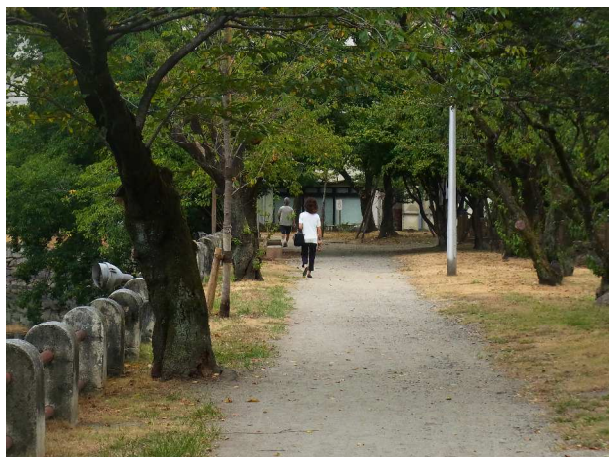


図 2-45 : ⑤帯曲輪に沿った散策路



図 2-46 : ⑥天守台から望む日本庭園と街並み

### ④緑陰を形成する樹木

城址公園内には、散策したり、ベンチに座ったりする際に、強い日差しを和らげる効果のある、樹木による緑陰が点在している。



図 2-47 : ⑦散策路沿いの緑陰



図 2-48 : ⑧緑陰とお堀

### ⑤親水空間としての内堀

公園中央の広場を介して、内堀にアクセスできるようになっている。

夏期などは、涼を求めて内堀沿いを散策したり、佇む人が見られる。



図 2-49 : ⑨櫓下の親水空間

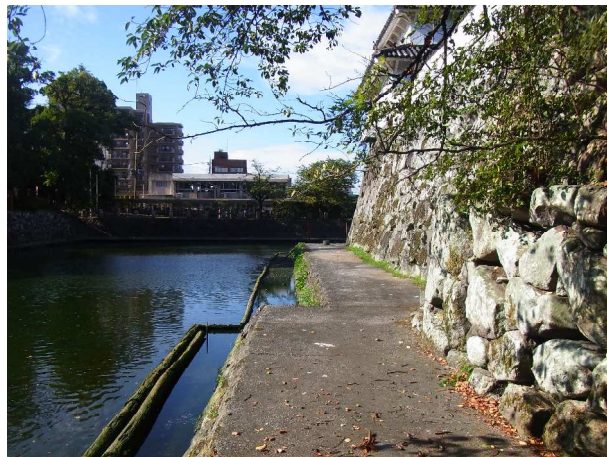


図 2-50 : ⑩石垣に沿って設置された通路

### ⑥まちなかに潤いをもたらす水と緑のボリューム

城址公園は、水と緑のボリュームが大きく、大分市のまちなかに潤いをもたらしている。



図 2-51 : ⑪内堀の水面と松並木



図 2-52 : ⑫天守台から望む緑のボリューム

## 2-5. 利用者の意見

### (アンケート調査の概要)

調査対象：大分市民、配布方法：郵送配布・回収、抽出方法：無作為抽出

配布数：4,000票、回収数：1,219票、回収率：約30%

調査期間：平成27年(2015)11月24日(火)～12月11日(金)

### (アンケート結果抜粋)

#### 設問④：関心度

- ・関心度は5点が24%と最も高く、次いで3点と8点の12%となっている。平均は5.4点となっており、概ね一定の関心があることを示している。

#### 設問⑤：利用状況

- ・「城址公園に訪れたことがほとんどない」が1位で50%を占める。次いで「年に数回」が29%、「行ったことがない」の14%となっている。

#### 設問⑥：利用又は訪れる目的

- ・城址公園を利用又は訪れる目的は、「イベント、催し物の参加」が57%と最も多く、次いで「市役所専用駐車場の利用」の38%、「緑、自然の観賞」の36%となっている。

#### 設問⑦：城址公園の満足度・重要度

- ・優先して改善すべき項目は、「1. 城跡の雰囲気を活かした整備」、「3. トイレなどの便益施設の整備」、「5. 散策施設(遊歩道等)の充実」の重要度が高い。
- ・現在の水準を維持、向上すべき項目は、「9. 桜による景観」「7. 塀や石垣による歴史的な景観」「8. お堀による水辺の景観」「10. 自然の中で休息や散策を楽しむ」「11. 中心市街地における緑豊かな空間」の重要度が高い。
- ・あり方、方向性を検討すべき項目は、「4. 休息施設(ベンチ等)の充実」「6. 案内板や説明板のわかりやすさ」「2. 市役所の駐車場としての整備」の重要度が高い。
- ・現在の水準を維持すべき項目は、「12. イベント広場としての活用」の重要度が高い。

#### 設問⑧：将来の城址公園の望む姿

- ・「9. 災害時における防災拠点」が最も高く、次いで「6. 歴史的特性を活かした観光拠点」、「1. 大手公園・遊歩公園との一体的な整備」となっている。

#### 設問⑨：事業費

- ・「整備費用の一部を市民や企業からの寄付によりまかなう」が48%と最も多く、次いで「整備費をおさえた方法を探るべきである」が40%、「公共の施設であるため全額を税金でまかなう」の12%となっている。

## 2-6. 課題の整理

2-1～2-5で整理した計画策定にあたっての与条件を踏まえ、本公園の整備に向けた課題について、「調査・研究」、「保存・整備」、「公開・活用」、「管理・運営」の4つの視点から整理した。

### (1) 調査・研究

●**史跡の全容解明**をめざした継続的な調査・研究の計画や体制づくりが求められる。

- ①調査 ・ 史跡指定範囲の大部分が未調査である
- ②研究 ・ 絵図面や古写真について、既存資料の読み込み及び新規の収集に向けた調査が必要である

### (2) 保存・整備

●府内城の**価値の明確化**が求められる。  
●府内城の**価値の保存と顕在化**が求められる。  
●オープンスペースとしての**快適性と空間の質の向上**が求められる。  
●史跡整備と公園整備の適切な**バランスの確保**が求められる。

- ①保存 ・ 近世から近代にわたる整備の中で府内城の様々な施設が消失している
- ②史跡整備 ・ 価値が明確でない  
・ 価値を構成する要素が明確でない  
・ 整備を行うための情報・検証が不足している  
・ 整備の目標年代が不明確である
- ③公園整備 ・ 動線が不明瞭で回遊しにくい  
・ 憩える空間が少ない  
・ ユニバーサルデザインに対応できていない  
・ 施設デザインが統一されていない  
・ 案内サインや誘導サインが少なく、わかりにくい  
・ 水辺に親しめる場所が少ない  
・ 防災拠点としての整備が不十分である  
・ トイレなどの便益施設の整備が不十分である  
・ 市民に親しまれている桜の老木化が感じられる
- ④景観形成 ・ 城外からは歴史的な雰囲気を感じるが、城内では感じにくい  
・ 周辺の緑の景観との連続性が感じられない  
・ 歴史的景観と公園景観の調和が図られていない

### (3) 公開・活用

- 誰にでもわかりやすい公開手法が求められる。
- 将来にわたって活用し続けていくことができる仕組みが求められる。

- ①展示・解説
  - ・案内やガイダンスに関わる機能が不足している
  - ・外国人観光客への対応ができていない
  - ・遺構などに関する解説が少ない
- ②活用
  - ・利用者が少なく、ニーズに対応できていない
  - ・既存の櫓の活用が図られていない
- ③プログラム
  - ・子どもからお年寄りまで様々な人々が利用できるプログラムがない

### (4) 管理・運営

- いつ誰が来ても安全で快適に利用できる維持管理が求められる。
- 府内城の魅力を活かした企画運営が求められる。
- 市民や企業と共に府内城を育てていくための体制づくりが求められる。
- 周辺のまちづくりとの連携強化が求められる。

- ①企画運営
  - ・府内城に関わる情報発信が不十分である
  - ・府内城の魅力を活かしたイベントが実施されていない
- ②体制づくり
  - ・ボランティアやガイドへの支援が十分になされていない
  - ・関係者が意見を共有できる場が設けられていない
  - ・市民や企業などと協働していくための仕組みがない
  - ・子どもたちが府内城にふれあう環境が整っていない
- ③維持管理
  - ・いつ訪れても快適に利用できる環境が整っていない
  - ・歴史的建造物の維持管理手法や体制が確立されていない
  - ・歴史的建造物への見通しに配慮した樹木管理が行われていない
- ④まちづくり
  - ・中心市街地における城址公園への誘導が不十分である
  - ・中心市街地のつながりを感じにくい
  - ・府内城を含めた回遊ルートが十分に整備されていない
  - ・中心市街地において歴史的な雰囲気を感じにくい

## 第3章 史跡府内城跡保存管理計画

### 3-1. 史跡府内城跡の価値

#### (1) 史跡府内城跡の本質的価値

第2章で記述した概要を踏まえ、史跡府内城の本質的価値は、次の5つにまとめられる。

##### 「豊後の府の城」

大分市には古代に国府が置かれ、中世には大友氏領国の中心として「府中」・「府内」と呼ばれ発展した。大友氏除国後に築城された新城は「府内城」と呼ばれるようになるが、小藩・府内藩の城下町としては広大で「豊後の府」と評された。この「府」という語に示される中心性は、近代以降、県都あるいは東九州の雄都として発展する歴史に引き継がれている。

##### 「日本を代表する水城」

築城当時の府内城は別府湾に注ぐ大分川の河口に面して築かれており、別府湾に沿う浜提、住吉川、大分川及びその三角州帯などの複雑な地形により、天然の要害となっていた。当初より水上交通の便を意識して選地され、塩九升町の「舟入」は中世大友城下町の舟入を利用し、堀川町の「舟入」は大友時代の府内の外港として機能していた住吉川河口に面して整備されている。こうした選地や水堀で囲まれた曲輪、港湾を含む縄張りから、日本を代表する水城の一つとすることができる。

##### 「梯郭式平城の典型」

府内城は、本丸を中心に段下がり二ノ丸・三ノ丸を張り出した梯郭式の縄張であり、堀と石垣で守る平城型の典型と言える。本丸のうち、天守がそびえ立つ天守丸は、他の曲輪より一段と高くつくられており、天守丸を頂点として、城内の曲輪が相互に連携する求心性を持つ縄張り構造を実現している。また城下は、直線道路で整然と区画された矩形街区の町割がされ、中堀によって武家地と隔てられた侍一体型（武家地の配置）であり、忠実かつ典型的に「豊臣大名マニュアル」を採用した城下町となっている。

##### 「白雉城」という美称に現れた景観

府内城の別名「白雉城」は城の白壁が水に浮かぶように見える水城・平城としての景観の美称であり、現在もその名残が白壁の塀や櫓に認められる。また、自然石中心に積まれた石垣は江戸時代前半期の面影を残しており、独特の景観をもたらしている。

##### 「中心市街地の都市形成の歴史」

大分の中心市街地は府内城の地割を直接引き継いでおり、堀跡につくられた主要な通りや、中心市街地に多く残されている街区など、都市の形成過程の歴史も本史跡の本質的価値と言える。

#### (2) 史跡府内城跡の副次的価値

府内城跡は、明治以降、県庁舎の建設、戦災による櫓数棟の焼失、大分文化会館の建設、大分城址公園としての整備といった多様な変化を経て、中心市街地における文化の発信や市民の憩いの場として広く親しまれるオアシス空間としてのイメージが強まってきた。

明治維新で城としての機能を失った後は、歴史的資源としての価値をもちながら、市民の生活の中でその役割を発揮していく空間へと変容を遂げてきたとすることができる。

こうした公共空間としての役割は、本史跡の副次的価値として位置づけ、今後の公園整備の中で、機能の保全及び拡充を図っていくことが求められる。



表3-1 府内城の本質的価値と副次的価値

	本質的価値	史跡府内城跡内外に存在する価値を構成する要素
1	豊後の「府」としての価値	・「府内城」という名称
2	日本を代表する水城 ①河口部に面した立地 ②水に浮かぶような曲輪と堀	・海沿いの河口部という地形地理特性
		・内堀、内々堀（埋蔵遺構）で囲まれる曲輪配置
		・廊下橋 ・帯曲輪
3	梯郭式平城の典型 ①方形プランを基本とする理念型に忠実なデザイン ②天守丸を頂点として立体的、求心的につくられた縄張り ③堀と石垣で防御する平城の典型	・内堀
		・内々堀（埋蔵遺構）
		・曲輪
		本丸（天守丸：削平されて基底部のみ埋蔵）
		本丸（北東郭 南東郭）
		東之丸
		西之丸
		出合曲輪
		北之丸（山里：松栄神社）
		・廊下橋 ・水の手
4	「白雉城」と美称された景観	・現存する櫓
		宗門櫓
		人質櫓
		・櫓台、櫓跡
		・漆喰仕上げの堀
		・慶長～寛永期の特長を留めた石垣
5	中心市街地の 都市形成の歴史	・当時の町割りを今に残す中心市街地の街区
		・現代に受け継がれた歴史的な町名

	副次的価値	大分城址公園に存在する要素
1	歴史的・自然的景観を有する オアシス空間	・公園中央に広がる広場空間
		・桜並木
		・散策路
		・緑陰を形成する樹木
		・親水空間としての内堀 等
2	かつての行政機能の中心	・県庁としての歴史
3	かつての文化発信の拠点	・大分文化会館としての歴史

### 3-2. 保存管理の基本的な考え方

府内城は慶長2年(1597)、福原直高が築城を始め、竹中重利が慶長13年(1608)に城下町・港(京泊)の整備を含めて完成させた。第2章で述べたように、我が国の近世城郭の中でも極めて特徴的な水城であり、典型的な梯郭式平城の構造をもつ近世城郭と言える。

明治維新後、府内城の中心部付近では、二之丸に県庁が置かれ、大正から昭和にかけて本丸の削平や堀の埋め立て、空襲による一部櫓の焼失などを経て城郭の構成要素が次第に失われた。さらに、文化会館の建設と大分城址公園としての整備により、市中心部における市民の憩いの場や親しまれるオープンスペースとしての側面が強くなってきた。

しかし、昭和38年(1963)に「史跡府内城跡」として県史跡に、平成7年(1995)には市史跡に指定されて城郭としての価値の保護が図られた結果、今日においても遺構の多くは良好に保存され、城郭としての景観も保たれている。築城以来約400年の変遷を経た今日においても、2棟の櫓や石垣・堀など多くの遺構が残されていることは、府内城跡が都市中心部の低地に立地していることを考えれば稀有なことと言え、大分市中心部に残る貴重な文化遺産として、その価値は今後とも高まっていくと考えられる。

前項に掲げたように、史跡府内城跡が有する価値は5つの本質的価値にまとめられる。この本質的価値を守り、さらに可能な限り高めるよう努めながら、確実に未来に伝える取り組みを進めることが求められる。

### 3-3. 保存管理の基本方針

史跡府内城跡の価値を守り高めるためには、本質的価値を構成する要素の適切な維持・管理を図るだけでなく、発掘調査を含む調査研究の成果から、史跡府内城跡の本質的価値とその構成する諸要素を明らかにする取り組みを継続することが欠かせないものである。調査成果をフィードバックしながら、現存する遺構を保護し、また必要に応じて整備等を行い、本質的価値の顕在化を図っていくことが求められる。

以上を踏まえ、保存管理の基本方針を以下のように設定する。

○継続的・計画的な調査・研究により史跡府内城跡の本質的価値の解明に努める。

○本質的価値を構成する諸要素の適切な保存をはかり、修理等を要する場合には速やかに適切な措置を講じる。

○市民及び来訪者が、本史跡とその価値を深く理解するために、適切な情報発信により価値の共有化を図る。

○近代以降の歴史と城跡の利用形態の変遷にもとづく副次的な価値については、整備活用計画において価値の継承と展開をはかる。

### 3-4. 史跡地を構成する諸要素

保存管理・現状変更の取扱い基準や整備・活用の方針を策定するために、史跡及びその周辺を構成する要素について整理する。これらは、「史跡の本質的価値を構成する諸要素」、「史跡の保存管理上有効な諸要素」、「史跡の保存管理上調整が必要な諸要素」に分類することができる。

#### (1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素

史跡指定されている石垣、櫓台、現存する櫓、堀、塀、曲輪内の平面に加え、東丸の井戸、曲輪内や埋め立て箇所に埋蔵されている遺構（未確認のものも含む）も含む。

##### 保存管理方針

- ・城郭の構成、現存する櫓、石垣、櫓台、堀、塀及び埋蔵されている地下遺構については確実な保存を行う。
- ・現存する櫓、塀、石垣については、適切な維持管理を行うとともに必要に応じて修理を行い、健全な状態に保つものとする。
- ・修理にあたっては、価値を保全する観点から工法や材料の検討を行う。

#### (2) 史跡の保存管理上有効な諸要素

模擬櫓を含む復元された建物、弁財天祠をはじめとした府内城以外の歴史資源、案内板や説明板等のサイン、アプローチ用の階段・石段、その他史跡の価値を理解するために有効と考えられるものを対象とする。

##### 保存管理方針

- ・復元された建物等については、(1)に準じて適切に維持管理する。コンクリートによる復元櫓については、城郭の景観に配慮した修景をおこなうことが望ましい。また、経年劣化等により再築が必要になった場合には、史実に基づいた復元をめざすことが必要である。
- ・案内板や史跡説明板についてはデザインや内容の整合をはかり、適宜更新することが望ましい。
- ・弁財天祠ほかの松栄神社以外の場所にある祠については由来についての調査を行い、適切に取り扱う。
- ・近代以降に積まれた石垣や櫓台等にアクセスする階段・石段は史跡整備における必要の生じない限り現状保存とする。
- ・その他の施設・設備については、城郭の景観に配慮したデザインや色調を適用するようつとめる。

### (3) 史跡の保存管理上調整が必要な諸要素

史跡地内に所在する(1)、(2)以外のすべての要素を対象とする。

#### **保存管理方針**

- ・ 史跡内の駐車場利用は当面みとめるが、段階的に縮小・撤去する。動線の変更にしたがって、柵や舗装道路も撤去または付け替えを行う。
- ・ 各種工作物の使用・利用状況を点検し、不要と判断されたものは撤去する。
- ・ 電柱は設備維持のうえでやむを得ないもの以外は撤去し、必要な場合にも将来的に地中化されることが望ましい。
- ・ 本丸、東丸に造られている庭園や石碑は、将来的に撤去または移設を検討する。

表 3-2 史跡府内城跡の構成要素の分類

	史跡の本質的価値を構成する諸要素	史跡の保存管理上有効な諸要素	史跡の保存管理上調整が必要な諸要素
全体	「府内城」という名称 城郭の構成		
本丸・内々堀	人質櫓	天守台の鉄階段	中央の植え込み
	櫓台・石垣	天守台・北二重櫓のフェンス	天守台北・東側日本庭園
	天守台	天守台・北二重櫓の石段	電柱
	渡櫓	弁財天祠	時計台
	北二重櫓	弁財天祠への階段	擬木ベンチ（渡櫓石垣の下）
	扇櫓	内堀埋め立て部及び石段	後積みの石垣
	菱櫓	内々堀西北端の地表表示	擬木柵
	その他石垣	木製看板・史跡説明板	ゲート
	塀	陶板製文化財説明板	舗装道路
	取付櫓等の石垣（埋蔵遺構：未確認）	街灯	石垣内堀側の犬走り
	内々堀及び石垣（埋蔵遺構：一部確認）	集水柵	
	曲輪（天守丸・本丸）	天守台上の三角点	
弁財天祠のある曲輪			
西丸・大手門	宗門櫓	大手門（大手口多門櫓：復元）	駐輪場
	櫓台・石垣	西隅櫓（復元）	仮設駐車場・フェンス
	北西隅櫓台	西通路	駐車場管理BOX
	中櫓台	公衆電話BOX	電柱
	その他石垣	街灯	石段（廊下橋南に整備されたもの）
	廊下橋前門礎石	既存整備済み芝生	擬木柵
	塀	廊下橋	舗装道路
	宗門櫓北石垣（埋蔵遺構：確認済み）	廊下橋前復元石垣	石垣内堀側の犬走り
	曲輪（西丸・出合曲輪）	木製看板・史跡説明板	
		街灯	
ライトアップ灯			
分電盤（西通路上） 道路原標（大手門前）			
東丸	櫓台・石垣	着到櫓（復元）	植樹碑（大分商工会議所）
	東三重櫓台	南東隅櫓（模擬）	石碑（広瀬淡窓）
	西平櫓台	北隅櫓（模擬）	石碑周辺の植え込み
	井戸	石祠と灯篭（北隅櫓の西側）	園路（南部）
	塀（南東、南側、北隅櫓西側）	トイレ	石垣内堀側の犬走り
	東丸御殿（埋蔵遺構：未確認）	身障者トイレ	
	曲輪（東丸・搦手の曲輪）	鉄製階段（着到櫓前）	
		フェンス	
		街灯	
		北端の石垣（搦め手部分） 新しい石垣（南東隅櫓と付近）	
帯曲輪	石垣	石垣の地表表示	石垣内堀側の犬走り
	石垣（埋蔵遺構）	文化財説明板	不明工作物
	堀（埋め立て部：埋蔵）	石製ベンチ	
		街灯	
		ライトアップ灯	
		トイレ	
		水飲み場	
		擬木柵	
		柵	
		ポンプ操作盤	
		太鼓橋	
		水門	
		マンホール（電気・汚水）	
		電柱	
		操作盤	
		電気制御盤	
		新しい石垣（堀埋め立て部、南東端部ほか）	
		白秋歌碑	
		地蔵	
		記念碑	
銅像			
銅像周辺の植え込み			
内堀	石垣	新しい石垣	石垣内堀側の犬走り
	堀	ライトアップ灯 柵	
山里	石垣	松榮神社建物	
	石垣（埋蔵遺構）	継続会石碑	
	山里北東隅櫓台	高倉観崖石碑	
		筆塚石碑	
		文化財説明板 ライトアップ灯	

### 3-5. 史跡の地区区分

#### (1) 対象範囲

本史跡の保存管理にあたっては、まず史跡指定地が対象となり、遺構・遺物の適切な保存管理をおこなうための方策を定める必要がある。そこで、史跡指定地を区分A、松栄神社の所有する範囲を区分Bとし、それぞれの地区ごとに保存管理の方針と現状変更の取り扱い基準を定める。

#### (2) 地区区分

上記の点から、本史跡保存管理計画の対象範囲を次のように地区区分する。

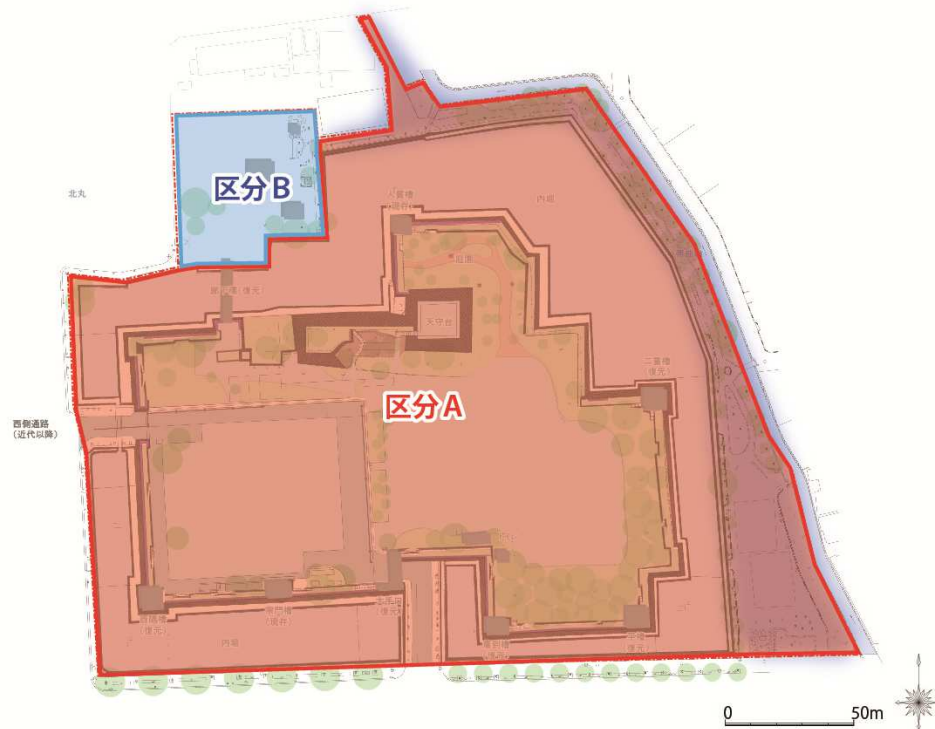


図 3-1：史跡の地区区分

#### (3) 区分ごとの保存管理方針

区分A：公園施設を含めた各種整備については、確認調査（下記参照）を前提とするが、建築物及び工作物の建築等の基礎工事を含むものについては、史跡整備を除いて原則として認めない。

また、簡易な工作物（四阿等）については、確認調査により重要関連遺構が検出されなかった場合は、県教育委員会及び大分市との協議を行い実施の可否を判断する。

区分B：松栄神社の所有地として、日常的な利用に必要な行為については、確認調査を前提として原則として認める。

#### 「確認調査」と「予備調査」

史跡内で行う発掘調査は、遺構の有無や範囲・時期などを把握するために保存を前提として行うもので「確認調査」と呼ばれる。本計画書では、確認調査のうち遺構の有無を確認するための小規模な調査を特に「予備調査」と呼ぶこととする。

### 3-6. 現状変更の取扱い基準

本計画の対象範囲内の現状変更等についての考え方を整理したうえで現状変更の取扱い基準を定める。なお、本史跡については、区分B（松栄神社所有地）を除く範囲は全て公有地であるため、現状変更の取扱い基準については、その対象を公園整備及び維持管理に係る事項として定めるものとする。

以下に、現状変更の取扱いに関する方針及び基準を整理する。

#### (1) 現状変更にあたる行為

現状変更にあたる行為は、工事等下記の事項が該当する。

- ア. 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立て等の地形の改変
- イ. 道路の新設、改築及び修繕
- ウ. 建築物※の新築、増築、改築、移転又は除却
- エ. 工作物の新設、改修、修繕、移設又は除却
- オ. 公園施設の新設、改修及び修繕
- カ. 地下埋設物の新設、改修及び修繕
- キ. 樹木の植栽、伐採
- ク. 発掘調査及び保存整備
- ケ. その他史跡に影響を及ぼす行為

#### ※[建築物に関する語句の定義]

- ・ 建築とは、建築物を新築し、増築、改築、または移転することをいう（建築基準法第2条13号）
- ・ 新築とは、新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築をいう
- ・ 増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう
  - ア. 既存の建築と同一敷地内であること
  - イ. 既存の建築と用途が不可分であること
- ・ 改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう
- ・ 移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう
- ・ 簡易な建築物、工作物とは小規模な作業所、物置、門、生垣、堀、電柱、道路標識、信号機、ガードレール、小規模な各種の観測・測定機器等である

## (2) 現状変更に係る取扱い

### ①現状変更の制限

本史跡は、県指定及び市指定であるため、現状変更の原因者は県教育委員会、大分市と協議したうえで、許可を受けなければならない。

前頁の(1)に示した現状変更は、史跡の価値を十分に踏まえたうえで検討し、実施しなければならない。そして、いずれの場合も遺構の保存に影響を及ぼさないことを原則とする。地下掘削を伴う現状変更に関しては、事前の発掘調査等を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更等について協議をおこなうものとする。さらに、将来的な史跡整備等の大規模な現状変更に関しては、保存目的調査等の結果を踏まえたうえで、県教育委員会の指導を受け、有識者等で構成する史跡整備委員会等で計画の検討をおこなうものとする。

また、遺構の保存に直接的な影響を及ぼさない行為であっても、建築物・工作物の形状・色等に関しては、大分市景観計画及び景観条例に則って、史跡の景観を阻害しないものとする。

### ②現状変更を認められない行為

ア. 本計画書で現状変更を認めないとした事項 (p. 69 : 各地区の現状変更に係る取扱い基準) に該当する行為。

イ. 本計画書に定められた基準 (p. 69 : 各地区の現状変更に係る取扱い基準) に反する場合。

ウ. 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。

エ. 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合。

### ③許可申請を要しない現状変更

上記のように、史跡の現状変更については制限があるが、大分県文化財保護条例第39条第1項には、「ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とあり、大分市文化財保護条例第38条第1項にも全く同じ記述がある。従って、これらの条文に基づき、次に示す2つの行為については県もしくは市の許可を要しない。



## ●維持の措置の範囲

大分県文化財保護条例施行規則第37条に規定される「維持の措置の範囲」は以下のとおりである。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後に現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 県指定史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 県指定史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

また、大分市文化財保護条例施行規則第34条に規定される「維持の措置の範囲」は以下のとおりである。

- (1) 市指定史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後に現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。
- (2) 市指定史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (3) 市指定史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

## ●日常的な維持管理の行為

### ア. 植生等の維持管理行為

- ・植生の日常的な手入れ(枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈り等)
- ・公園灯・解説施設等の清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修

### イ. 道路の維持管理行為

- ・道路の日常的な管理・簡易な補修(路面の表層打ち換え・補修、街灯等の清掃・保守点検)や破損・劣化による部分的な取り替え

### ウ. 既存建物の維持管理行為

- ・外壁または屋根の塗装等の小規模な修繕
- ・内装および屋内諸設備の補修及び修繕

ただし、こうした現状変更であっても、大分市、大分県教育委員会と協議することが望ましい。

### (3) 現状変更等の取扱い基準

現状変更に係る取扱い基準を以下に示す。

表 3-3 各地区の現状変更に係る取扱い基準

	地区 A	地区 B
建築物、工作物の新築建替、改築、移転	<p>史跡整備として復元される建築物及び工作物を除き、<u>原則として行わないものとする。</u></p> <p>史跡整備における便益施設等の建築については、遺構をはじめとする史跡価値を損なわない条件で行うことができる。</p> <p>なお、既存の建築物、工作物の除去は行うことができる。</p>	<p>神社としての機能を維持していくために必要があると認められる場合については、<u>原則として行うことができる。</u>ただし、事前の協議を十分に行い、掘削を伴う場合は事前確認のための確認調査を行う。地下に遺構が存在する場合は、既存の基礎を用いる等、遺構にき損を与えない工法を用いるものとする。</p> <p>なお、既存の建築物、工作物の除去は行うことができる。</p>
簡易な建築物 工作物の設置	<p>史跡の整備や活用に必要なものを除き、<u>原則として行わないものとする。</u></p>	<p><u>行うことができる。</u></p>
舗装等の 維持管理	<p>日常的な管理、簡易的な補修（路面の表層打ち変え・補修、街灯等の清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取替は、史跡の価値及び景観の保全を阻害するものを除き、<u>原則として行うことができる。</u></p>	
地形の 改変	<p>遺構復元など史跡の保護・整備のための地形改変を除き、地形の大幅な改変は<u>行わないものとする。</u></p>	
植栽の 植樹・移植	<p>史跡整備に伴い、遺構をき損しない範囲で行われる植栽を除いて、新たな植樹は<u>原則として行わないものとする。</u></p>	<p><u>遺構をき損しない範囲で行うことができる。</u></p>
樹木等の伐採	<p>景観上優れた樹木等については、事前調査によりリストアップを行い、状況に応じて保存していく。史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、その影響が最小限となるよう配慮する。</p> <p>また、伐根を伴う場合は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮する。</p>	
発掘調査 保存整備	<p>遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行わなければならない。発掘調査の成果に基づく保存・整備を行う場合には、史跡価値の保存を前提とし、真正性の観点からその方法等を十分検討したうえで行うものとする。</p>	

## 第4章 整備活用計画

### 4-1. 基本理念

#### とき・ひと・まちをつなぐ大分の誇り ～歴史を伝え、市民に親しまれる公園へ～

平成5年に策定された「府内城整備基本構想」では、整備の方向性として、城郭の存在した江戸時代にその姿をできるだけ戻すこととしていた。

整備・活用基本計画の策定に際しては、この基本構想に位置づけられた大きな方向性を踏襲しつつ、現在の公園としてのにぎわいの創出を視野に入れ、その多様な価値の保全を前提とした新たな空間整備と活用施策の展開を図っていく必要がある。特に、公園整備と史跡整備のバランスを取りつつ、これからの大分市、そして中心市街地におけるまちづくりの観点から、果たすべき役割と方向性を明確に示すことが求められている。

また、市内に所在する大友氏館跡などの史跡との連携を図りながら、自分たちのまちの歴史を体系的に学ぶこと、さらには来訪者に大分のまちの成り立ちを伝えること、こうした包括的な歴史文化発信の仕組みを空間整備と併せて実現していくものとする。

そして、史跡と公園という二つの魅力を発揮し、市民をはじめとした多様な来訪者の利活用に資する場所、さらには中心市街地における新たなまちづくりネットワークの拠点（近世の歴史文化観光拠点）として、そして、多様な主体の協働によるマネジメントにより運営される仕組みを作り上げていくことを、整備・活用に向けた基本理念として掲げる。

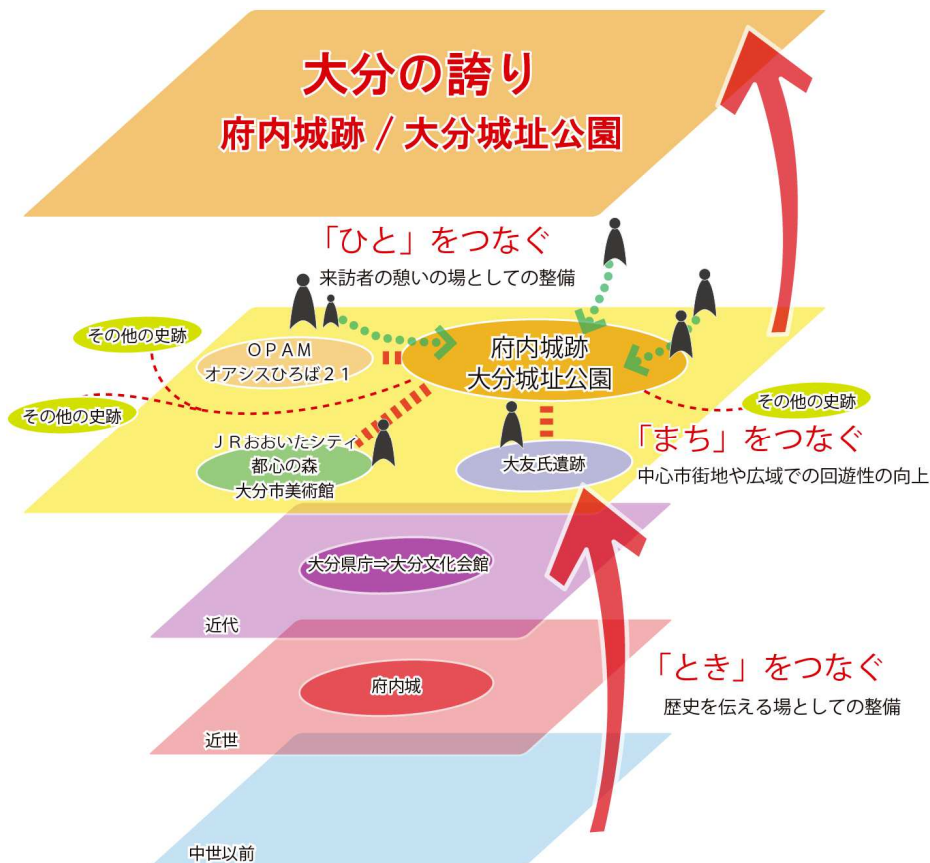


図 4-1：大分城址公園の整備によるつながりの創出のイメージ

## 4-2. 基本方針

本公園の整備に向けた基本方針を以下に示す。

### (1) 史跡の全容解明をめざした調査・研究の継続

#### ①調査

- ・ 史跡の全容解明を目指し、整備に応じた発掘調査を継続的に行っていく。

#### ②研究

- ・ 史跡の全容解明を目指し、既存資料の研究や、未発見資料の調査を継続的に行っていく。

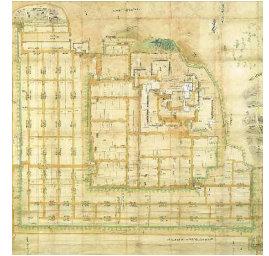


図 4-2：府内城絵図

### (2) 史跡の価値をまもり、伝え、市民の憩いの場として親しまれる公園整備

#### ①保存

- ・ 地下遺構や現存する建造物などの確実な保存を図り、定期的なモニタリングを行う。

#### ②史跡整備

- ・ 時代設定：府内城の価値を伝えるため、整備年代は江戸時代末期を基本とする。
- ・ 歴史的建造物の復元には時間がかかるため、往時の様子を体感できる整備を優先して行う。
- ・ 失われた天守や東丸御殿といった歴史的建造物については、工法や素材の検証を行い、真正性を確保したうえで整備を検討する。

#### ③公園整備

- ・ 中心市街地におけるオアシス空間としての役割を維持・向上させるための施設整備を行う。
- ・ 多様な利用者に対応し、バリアフリー化や適正な便益施設等の整備を行い、市民や来訪者が憩い・ふれあえる場となる空間作りを行う。
- ・ 史跡としての価値や雰囲気や阻害しないよう、使用する素材等を十分検討する中で施設のデザインを行う。
- ・ オアシス空間としての自然的景観の保全・形成を図り、中心市街地における緑の拠点としての整備を行う。
- ・ 回遊性の向上等による大手公園・遊歩公園との連携を図る。
- ・ 既存樹木を含め、適正な植栽計画に取組み、緑化の拡充や景観に配慮した樹種の選定を行う。
- ・ 災害時における避難場所やヘリポート等を想定した広場面積の確保を行う。



図 4-3：市民の憩いの場としての整備

#### ④景観形成

- ・ 歴史的シンボルとしての景観の保全・創出を図る。
- ・ 都心の森とともに中心市街地の緑の拠点としての保全を図るとともに、周辺地区や市街地の緑化を進め、緑のネットワークで結ぶ緑の景観軸の形成を図る。

### (3)多様な利用者に対応した展示・解説と史跡・公園双方のプログラムの充実

#### ①展示・解説

- ・ 史跡の価値を市民や来訪者に分かりやすく伝えるための展示・解説の充実を図る。
- ・ 発掘調査状況の公開などを通して、市民への周知を行っていくとともに、学びの機会を提供する。



図 4-4：発掘調査公開の事例

#### ②活用

- ・ にぎわいを創出し、多様な利用者が楽しめる場としての整備を行う。
- ・ 既存櫓の活用を検討していく。

#### ③プログラム

- ・ 幅広い世代が楽しめる史跡・公園双方のプログラムの充実を図る。

### (4)地域に根ざした史跡公園としてのマネジメントと体制構築

#### ①企画運営

- ・ 府内城の歴史性や魅力を活かしたイベント等の充実を図る。
- ・ 史跡地としての情報発信や、大友氏遺跡などと連携した情報発信を積極的に行う。

#### ②体制づくり

- ・ ボランティアやガイドの継続的な運用に向けた支援体制の確立を図る。
- ・ 利用者や関係者の意見が反映できる仕組みづくりを行う。
- ・ 地域住民との協働や企業の民間活力を導入による管理運営体制の確立を図る。
- ・ 子どもたちが府内城にふれあい、学ぶことができる仕組み・環境の構築を図る。

#### ③維持管理

- ・ 市民が憩い、ふれあえる場としての快適性を向上させていくための維持管理を行う。
- ・ 遺構や歴史的建造物の維持管理手法を確立し、体制を構築する。
- ・ 視点場からの眺望や景観に配慮した植栽管理の考え方や手法を確立する。

#### ④まちづくり

- ・ 大分市のシンボルとして、中心市街地と連携した取組を推進していく。
- ・ JR おおいたシティや大分県立美術館といった新しい集客拠点、大友氏遺跡等の中世の歴史文化観光拠点、大分市美術館を中心とする緑の拠点などとの連携を図り、回遊・観光ルートとしての整備を行う。
- ・ 周辺の町割部分についても府内城と一体となって歴史的な雰囲気を感じることができるよう、解説やサイン表示等の整備やソフトプログラムの充実を図る。
- ・ 大手公園との一体的整備による歴史的特性を活かした、近世の歴史文化観光拠点の形成を図る。

### 4-3. 利活用イメージ

ここでは整備・活用について具体的な検討を行うにあたって、基本理念・基本方針のもとで、様々な来訪者が城址公園をどのように利活用できる状態となっていればよいのかという将来像を想定することとする。

次に示す将来像①～⑦では、想定される城址公園の利用者と主な目的をテーマとして設定し、利活用イメージを整理する。さらに、その将来像を実現するために検討すべき項目について整理する。

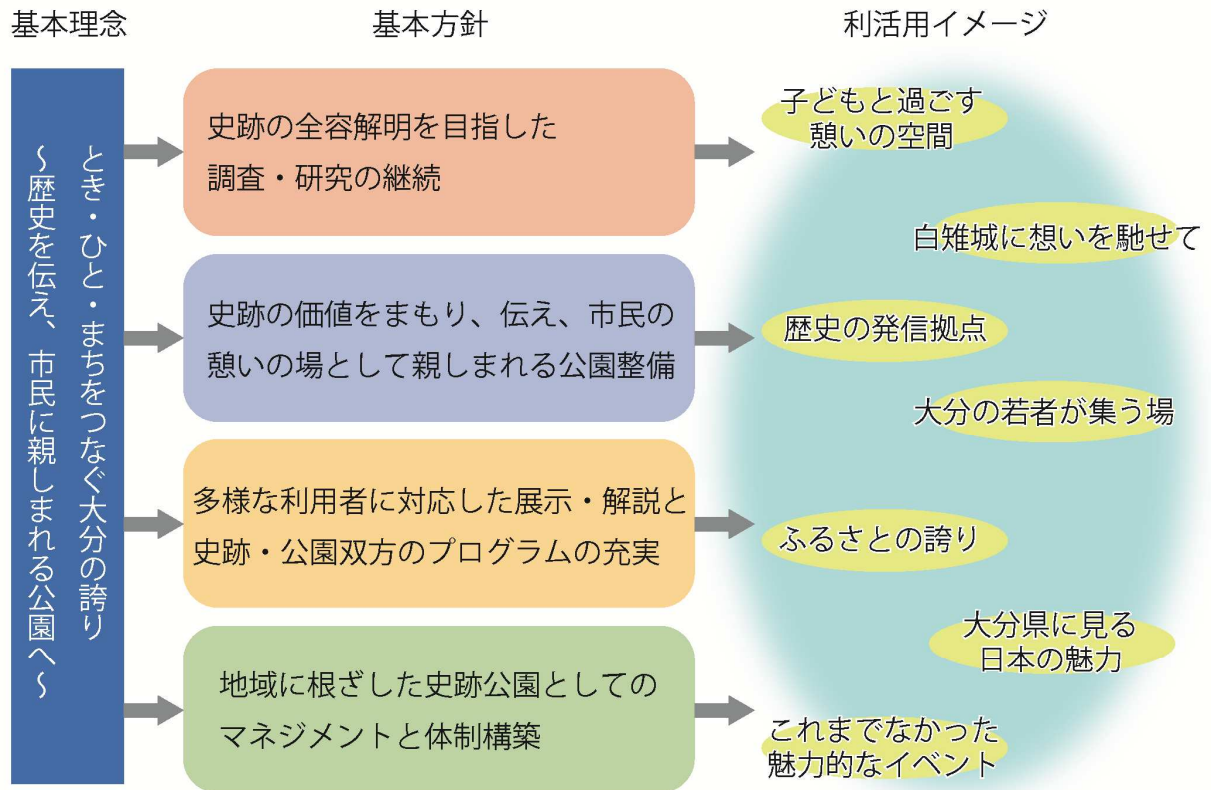


図 4-5：利活用イメージの考え方

## 将来像①

### ■利用者：大分市中心部に住む子育て世代の親

#### 子どもと過ごす憩いの空間

- ・水と緑の豊かな大分城址公園は、子どもと散歩がてら訪れる場所だ。
- ・今日は府内町に最近できたパン屋に寄って、東ノ丸に整備された芝生広場でランチをすることにしている。
- ・園内は、スロープや段差の少ない歩道で移動できるため、ベビーカーを押していても快適に歩くことができる。
- ・各場所には、トイレや水飲み場、あずまやなどの設備も充実していて、いつもきれいに保たれているので、子どもが満足するまで遊ばせることができる。
- ・また、子育てイベントでも使われていることもあって、授乳室やおむつ替えスペースも整備されており、平日は子連れの利用客でにぎわっている。
- ・友人家族と訪れたときには、子どもが東ノ丸の芝生広場で遊んでいる間、同じ敷地内にあるカフェテラスでお茶をするのも癒しのひとときだ。
- ・帰り道は、遊歩公園を通るのも欠かせない。駅前からのシンボルロードとはまた雰囲気が違い、子どもと季節の木々を見ながら、のんびりと歩くことができる。最近ではジョギングをする人も増えてきたように思う。
- ・歴史と緑あふれるこの場所が、子どもにとっても大切な場所になってほしい。



### ■利活用イメージ実現のために検討すべき項目

- ・バリアフリー、舗装の工夫・子ども連れのための施設
- ・民間活力の導入・イベント利用
- ・トイレ、水飲み場、あずまやなどの環境整備・芝生広場

## 将来像②

### ■利用者：歴史好きの観光客

#### 白雉城に想いを馳せて

- ・城好きの妻と一緒に最近復元整備された話題の府内城跡を訪れることにした。
- ・駅前の通りを豊かな緑に誘われて歩いていくと、立派な石垣が目に入り、現代的な街の中に風格ある佇まいの城址公園が広がっている。
- ・大手門から城内に入り、園内の案内所でボランティアガイドの人に案内を頼むことにした。
- ・訪れる人の興味に合わせて設定された様々なテーマの中から、「貝原益軒がみた豊の国」というツアーを選ぶ。
- ・各ポイントではARで往時の姿が再現され、東丸からは、「白雉城」と呼ばれた美しい天守閣の姿が、内々堀の水辺の背後に浮かび上がる。
- ・園内の休憩所で新緑の風景を楽しんだ後は、ガイドの人にももらった「まちなかマップ」を手に街へ繰り出した。
- ・最近整備されたガイダンス施設では、パネル展示や映像展示などによって、大分の歴史をわかりやすく学ぶことができる。
- ・今後の復元整備や催し物にも期待したい。



### ■利活用イメージ実現のために検討すべき項目

- ・ 歴史的建造物の整備
- ・ まちなかの景観形成
- ・ ガイドボランティアの養成
- ・ ガイダンス機能の充実（VR、AR等）
- ・ 散策マップの作成
- ・ 案内プログラムの充実



### 将来像③

#### ■利用者：ガイドボランティア

#### 歴史の発信拠点

- ・ 府内城を間近で見てきたガイドボランティアにとって、近年の仕事にはとてもやりがいを感じている。
- ・ 特に、本丸の復元整備が行われてからは、当時の存在感が感じられ、府内城の風格が格段に増している。実際に観光客も大幅に増えたようだ。
- ・ 天守閣と東之丸の復元にはまだ検討が必要とされているが、VR（もしくはAR）によって当時の雰囲気を感じてもらえることができる。
- ・ また、築城時の人柱となったお宮さんの物語や弁財天と水城といった、多様なガイドプログラムの展開も充実してきた。
- ・ 駅から公園までは、緑でつながった美しい街並みとなり、歴史に関連する場所もわかりやすく整備されているので、周辺の案内にも熱が入るようになった。
- ・ 所要時間が長いコースでは、かつての外堀が存在していた場所にも案内する。路面標示や解説サインがあり、観光客はそれを見ながらとても感動してくれる。
- ・ こうして、近年はコースも多様になり、リピーターも増えている。
- ・ これからも府内城を歴史文化の拠点として、大分市のたくさんの魅力を発信していきたい。



#### ■利活用イメージ実現のために検討すべき項目

- ・ 城郭、歴史建造物の復元・サインの充実
- ・ ガイダンス機能の充実（VR、AR等）
- ・ 案内プログラムの充実
- ・ 連続する緑のまちなみ形成

## 将来像④

### ■利用者：大分市在住の若者

#### 大分の若者が集う場

- ・最近の若者にとっての流行の発信地は、大分駅を中心に、上野丘・都心の森から大分城址公園までの一帯だと言われている。
- ・この空間一帯は、まちのシンボルロードとなり、通り沿いに街路樹と多くの商業施設が立ち並ぶ、歩いて楽しい場所となっている。
- ・大通りから一步入った小さな通りにも、カフェやセレクトショップなどの小さな店が点々とあり、路地裏でお気に入りの店を見つけるのも楽しみの一つだ。
- ・大分城址公園は若者にとっても、大分のシンボルとしてみんな愛着を持っている。特に、早朝のマルシェや休日のフリーマーケットなどのイベントでは、多くの若者でにぎわっている。
- ・日々新しい店やユニークなイベントがあり、大分市の新しい文化を生み出しているこの地域は、若者の自慢である。



### ■利活用イメージ実現のために検討すべき項目

- ・にぎわいの創出
- ・統一感あるまちなみ形成
- ・周辺地域への店舗の誘致
- ・イベントの開催

## 将来像⑤

### ■利用者：総合的な学習に取り組む学校職員

#### ふるさとの誇り

- ・ 小学校の総合的な学習の時間を利用して、郷土の歴史を学ぶために、大分城址公園に児童を連れて初めてやってきた。
- ・ 大分城址公園では、復元整備が進んでいるほか、歴史学習プログラムや案内ガイドの設置など、案内機能が充実していることから、修学旅行や社会科見学などで多くの学校が利用しているということだ。
- ・ 確かに、最近整備された資料館でのわかりやすい展示や、ガイドの方のおもしろい話、所々にある案内板のおかげで、児童たちも興味が湧いてきたようだ。
- ・ 眺めの良い天守台で、ガイドの方からかつてはここが海だったことを聞くと、児童たちからは驚きの声があがった。
- ・ また、公園内で清掃活動を行うボランティアの方々も目にとまり、市民の協力で園内が美しく保たれていることが児童たちにもわかったようだ。
- ・ 児童たちには、この歴史あるまちに住んでいることに誇りをもち、さらにふるさとへの関心を高めてほしい。



#### ■利活用イメージ実現のために検討すべき項目

- ・ 歴史学習プログラムの充実
- ・ ガイドボランティアの養成
- ・ ガイダンス機能の充実（展示等）
- ・ 天守台の環境整備
- ・ サイン等の充実
- ・ 大分城サポーター制度の創設

## 将来像⑥

### ■利用者：県内観光地を巡る外国人バックパッカー

#### 大分県に見る日本の魅力

- ・はじめての九州への旅行として、別府の温泉街で1泊し、今日は大分市内にやってきました。
- ・日本を訪れる前から、大分城址公園のことはフェイスブックで知っていた。園内の様子やイベントの盛り上がりリアルタイムで更新され、九州に行くなら、一度は行ってみたいと思っていた場所だ。
- ・公園の外側からは、美しい水辺と、その背後に歴史的な建物がとても絵になり、何枚も写真に収めた。
- ・入口の近くに、総合案内窓口があり、ここで母国語表記のガイドブックをもらうことができた。予約すれば、英語が話せるガイドも同行してもらえそうだ。
- ・ガイドブックを手に、見どころを周っていくと、誘導サインや案内サインも多言語で表記してあるので、外観の雰囲気だけでなく、歴史も深く知ることができた。
- ・園内は主要な施設や飲食店でWi-Fiがつながるので、休憩中、さきほど撮影した写真をさっそく自分のフェイスブックに投稿した。
- ・公園内のガイダンスに併設したショップでは、府内城をモチーフとしたグッズや大分の特産品も購入できる。
- ・今夜は、市のホームページで見つけた、近くの空き家改修による海外旅行者向けの宿に宿泊し、明日以降は臼杵の石仏や佐伯の海の幸などを堪能する予定だ。
- ・海外のバックパッカーでも安心して快適に過ごせるこの環境をぜひ仲間にも教えたい。



#### ■利活用イメージ実現のために検討すべき項目

- ・インターネットでの情報発信
- ・情報の多言語化
- ・歴史的建造物の復元整備
- ・総合案内窓口の創設
- ・サイン等の充実
- ・Wi-Fiスポットの整備
- ・広域連携

## 将来像⑦

### ■利用者：ラグビーワールドカップを見に来たファン

#### これまでなかった魅力的なイベント

- ・今日はいよいよラグビーワールドカップの日本代表戦である。
- ・本当は大銀ドームで観戦したかったが、チケットを取ることが出来ず、大分城址公園内に設置されたパブリックビューイングで応援することにした。
- ・興奮を胸に会場である大分城址公園の中に入ると、石垣や櫓がライトアップされる中、想像以上の熱気の中でファンや観客の数に圧倒された。
- ・イベントは道を一本はさんだ大手公園でも同時に実施され、ここではキッチンカーやお土産屋さんがあって飲食・グッズも充実している。
- ・はじめは大銀ドームに行けないことで残念な思いであったが、パブリックビューイングによってここでしか味わえない魅力も多く、とても楽しい一夜になりそうである。
- ・これまでなかった大分城址公園の活用に、市民としてもこれからより一層期待をしていきたい。



#### ■利活用イメージ実現のために検討すべき項目

- ・ イベントに必要な広場スペースの整備
- ・ イベント時における史跡のPR
- ・ 周辺施設との連携
- ・ 府内城のライトアップによる演出
- ・ 飲食の可能なイベント企画
- ・ 官民一体となった広報

#### 4-4. 整備基本計画

大分城址公園が「とき・ひと・まちをつなぐ大分の誇り」となり、様々な利活用イメージを実現していくための求められる空間づくりやまちづくりなどについて整備の観点から整理する。

##### (1) ゾーニング

史跡指定範囲における今後の整備の方向性について、遺構の保存状況や場所の特性を踏まえ3つのゾーンごとに整理する。

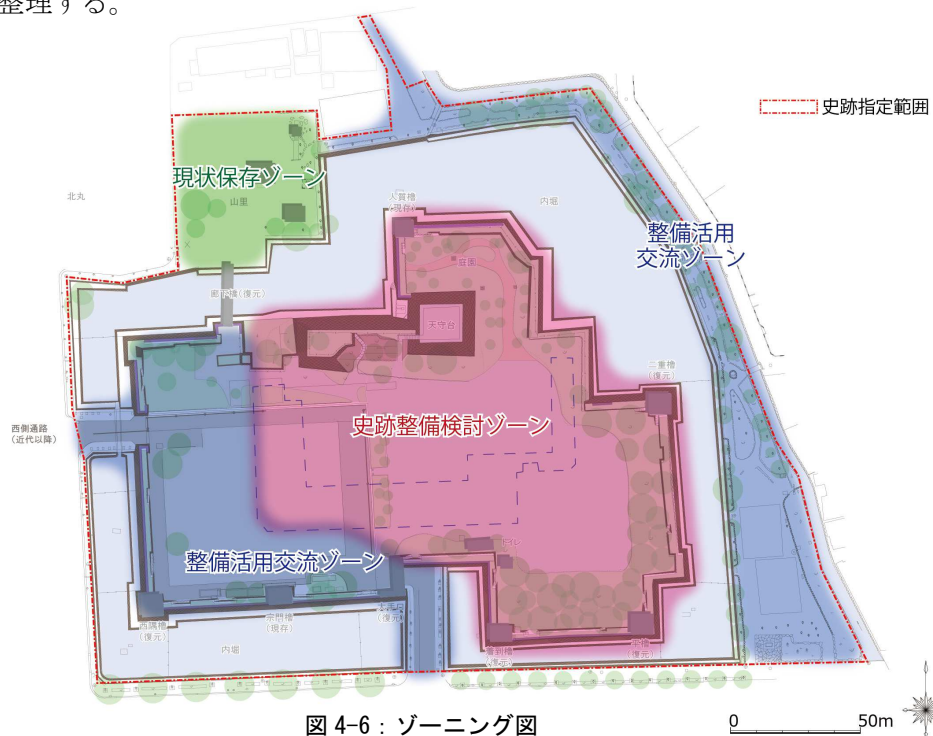


図 4-6 : ゾーニング図

表4-1 ゾーン毎の整備の考え方

ゾーン名	整備の考え方
史跡整備検討ゾーン	本丸、東之丸、内々堀周辺部を史跡整備検討ゾーンとする。計画的に発掘調査を行い、その結果を踏まえた史跡整備を推進する。また、発掘調査が行われるまでの期間や、調査の結果遺構が検出されなかった場合等については、誰もが活用できる広場や緑の潤いなど公園としての機能の充実を図る。
整備活用交流ゾーン	西之丸、帯曲輪周辺部を整備活用交流ゾーンとする。西之丸周辺部については戦後の施設建設などにより、地下遺構の大部分が消失していると考えられることから、便益機能の充実やサービス機能の向上など、現代的な利用に即した整備・活用を推進する。 帯曲輪についてはサクラの再生や歩行環境の向上を図り、サクラの名所としての整備を推進する。
現状保存ゾーン	松栄神社の範囲を現状保存ゾーンとする。神社としての機能や空間を保持する。

## (2) 調査・研究計画

遺構の保存や復元整備を行っていくうえで、継続的な調査・研究が不可欠である。ここでは、調査・研究の今後の進め方について整理する。

### ①基本的な考え方

- 史跡府内城跡の全容解明に向けて長期的な視点のもとで継続的な調査研究を行う。
- 史跡府内城跡ではこれまでに発掘調査がほとんど行われていないため、まずは広範囲で予備調査を行い遺構の残存状況の概要を把握したうえで、確認調査を行う。
- 発掘調査は本質的価値を構成する要素で、遺構が残存している可能性が高いと考えられるものから優先的に実施する。

### ②発掘調査計画

これまで史跡地内ではほとんど発掘調査が行われていないため、遺構の保存状況の把握や全容解明に向けて積極的に発掘調査を行っていく。計画対象期間内においては、史跡府内城跡の本質的価値を示す重要な要素である本丸について優先的に調査を行う。なお、調査結果によっては他の主要遺構の確認調査を行う。

また、発掘調査は安全性に十分に配慮したうえで一般公開し、調査の取り組み状況や結果についても積極的な周知を行う。



図 4-7：発掘調査の計画範囲

### ③文献などの調査

櫓をはじめとする建造物の作事や石垣建造等に係る古文書、絵図、指図の所在調査に加え、それらの収集や解読、体系的な整理などを所有者や関連機関と協力して行っていく。また、建築物の復元に向けて古写真等の資料を継続して収集する。

### ④その他の調査・研究

史跡地としての発掘調査や文献調査等の文化財調査に加え、利用者ニーズに合わせた公園施設の整備を行うため、来訪者数の調査や交通手段の調査などを検討する。また、多様な活用の視点から植物や動物などの生物に関わる調査や水質調査についても検討を行う。

### (3) 歴史的施設・建造物整備計画

府内城跡の価値を後世に継承し、来訪者にわかりやすく伝えるため、石垣や堀、櫓、塀などの歴史的な建造物の整備について整理する。

#### ① 基本的な考え方

- 整備を行う対象とする遺構はその真正性が確保されていることを前提とする。
- 前提を踏まえ、府内城跡の本質的価値を伝えるために優先度の高いものから表現する。
- 公園的な利用に配慮した表現方法を検討する。

#### 遺構表現の主な種類

- 復元・・・失われた建造物等を新しい材料を用い、史実に基づいて当時のように再現すること
  - 立体表示・・・失われた建造物等を部分的に立体化して表示すること
  - 平面表示・・・失われた建造物の範囲などについて、舗装や縁石などで平面的に表示すること
- 上記の3つの表現手法のうち、本質的価値を伝えるために最もわかりやすいのが「復元」であるが、真正性を確保するために求められる情報量が最も多く、立体表示や平面表示に比べて整備費用も高額になりやすい。

#### ② 石垣及び堀

本丸や内々堀周辺部の石垣は、梯郭式平城としての価値や水城としての価値を示す重要な要素である一方で、部分的にしか残っておらず、保存状況も不明確である。そのため発掘調査等により石垣の位置や構造等に関する情報を収集したうえで、場所毎に適した表現方法を検討する。

また、内堀の石垣裾部の犬走りは、現在石垣の維持管理のための足場として利用されているが、整備の目標年代である江戸後期よりも後の近代以降に整備された物である。そのため来訪者が犬走りを江戸後期に設けられた構造物として誤認しないよう撤去を検討する。撤去にあたっては石垣の構造に影響を与えない工法を選定することとする。

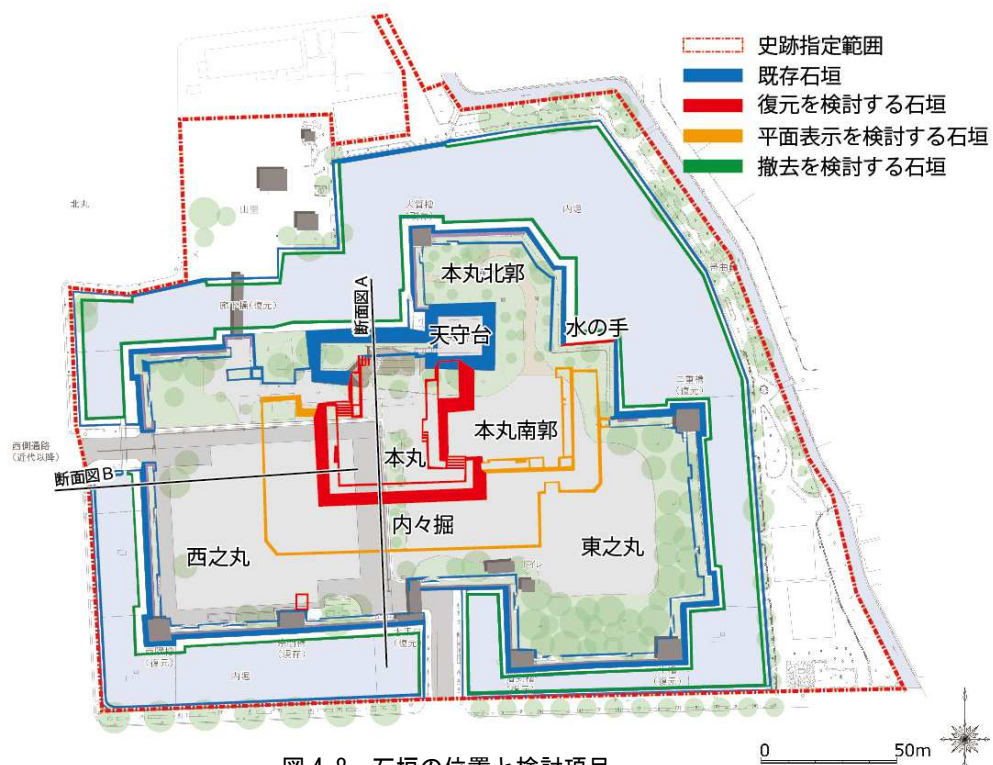


図 4-8 : 石垣の位置と検討項目



### ●本丸周辺部の石垣

本丸周辺部の石垣についてはその位置や保存状況に関する調査を行い、調査結果に応じ周辺地形も含めた復元を検討する。

### ●内々掘周辺部の石垣

水城としての本質的価値を表現するため内々掘を囲むように築かれていた石垣の位置がわかるよう舗装や縁石などで平面表示を行う。

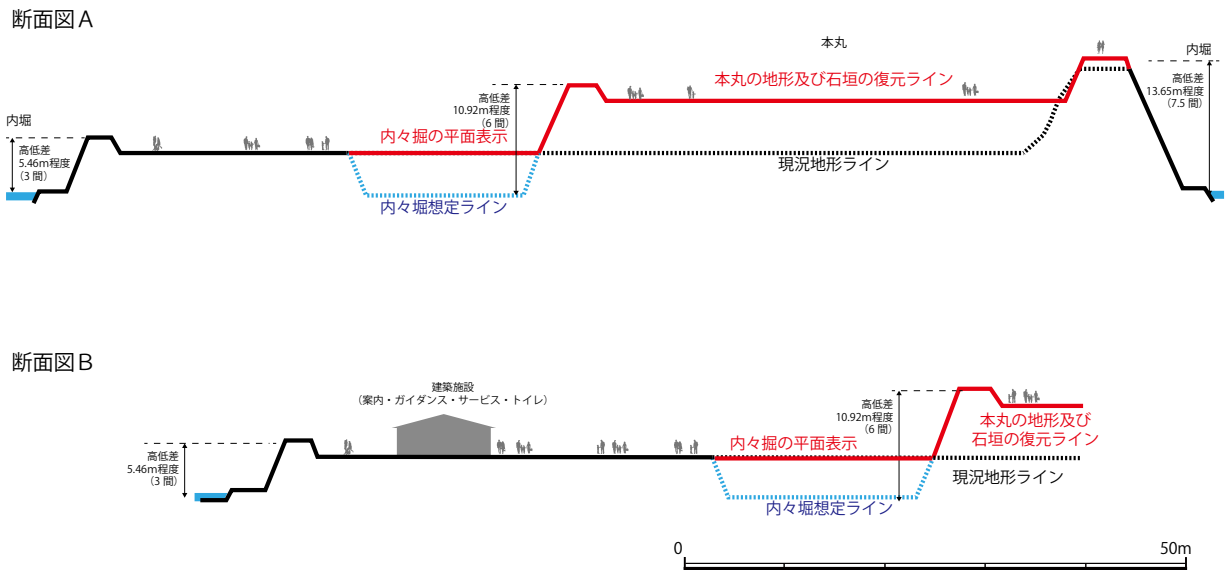


図 4-9 : 本丸及び内々掘周辺断面イメージ図

### ●水の手石の石垣

天守台から東側にある石垣は、現在は水面から5m程度の高低差があるが、元々は内堀にアクセスできるよう切り下げられており、高さが1.5~2.0m程度であったと考えられている。発掘調査等により正確な高さを把握し、当時の高さへの復元を検討する。

### ③歴史的建築物

歴史的建築物の整備にあたっては、意匠や材料、技術などの真正性の確保を条件とする。ここでは、史跡地内に存在していたとされる49の建築物についての遺構の残存状況やこれまでの整備状況、真正性を確保するための資料の有無を整理し、それらを踏まえた上で各建築物に対する今後の整備の考え方を示す。なお、ここでの整理は現時点での情報をもとにしており、今後の調査・研究の進展に応じて整備の検討を行うこととする。

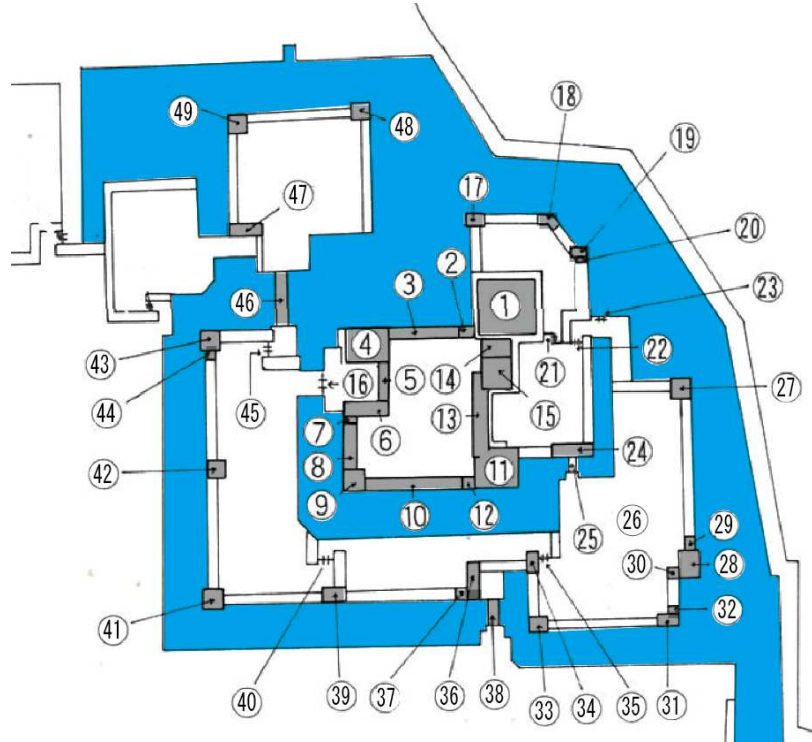


図 4-10：歴史的建築物位置図

表4-2 歴史的建築物の整備の考え方

構成要素	現況		史料の状況			整備にあたっての考え方	
	残存状況	整備等	絵図	古写真	図面等		
天守丸	1 天守	台のみ現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	2 同取付櫓	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	3 渡櫓（北）	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	4 二重櫓	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	5 渡櫓（西1）	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	6 北大櫓門（多門櫓）	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	7 同取付櫓	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	8 渡櫓（西2）	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	9 二重櫓（西南隅）	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	10 渡櫓（南）	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	11 東大櫓門	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	12 同取付櫓	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	13 渡櫓（東）	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	14 続櫓 二重櫓	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	15 続櫓 平櫓	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	16 西櫓形冠木門	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
本丸(北)	17 人質櫓	現存		○◎	○	×	A 既存建築物の継続的な保存
	18 扇櫓	台のみ現存		○◎	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	19 菱櫓	台のみ現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	20 同取付櫓	台のみ現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	21 門	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進

構成要素	現況		史料の状況			整備にあたっての考え方	
	残存状況	整備等	絵図	古写真	図面等		
本丸(南)	22 冠木門	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	23 門	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	24 多門櫓	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	25 廊下橋(小)	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
東之丸	26 御殿	消失		○	○	○	B 追加調査を踏まえた整備検討
	27 北東隅二重櫓	台のみ現存	模擬	○	×	×	A 既存建築物の継続的な保存
	28 東三重櫓	台のみ現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	29 同(北)取付櫓	台のみ現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	30 同(南)取付櫓	台のみ現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	31 平櫓	台のみ現存	模擬	○	×	×	A 既存建築物の継続的な保存
	32 同取付櫓	台のみ現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	33 着到櫓	台のみ現存	外観復元	○◎	○	×	A 既存建築物の継続的な保存
	34 平櫓	台のみ現存	外観復元	○	×	×	A 既存建築物の継続的な保存
	35 門	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
出合曲輪	36 大手口多門櫓	台のみ現存	外観復元	○◎	○	×	A 既存建築物の継続的な保存
	37 同取付櫓	台のみ現存	外観復元	○◎	○	×	A 既存建築物の継続的な保存
	38 廊下橋	消失		○◎	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	39 宗門櫓(南平櫓)	現存		○◎	○	×	A 既存建築物の継続的な保存
40 門	消失		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進	
西之丸	41 西南隅二重櫓	台のみ現存	外観復元	○	○		A 既存建築物の継続的な保存
	42 二重中櫓	台の一部現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	43 西北隅二重櫓	台のみ現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	44 同取付櫓	台のみ現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	45 門	基礎現存		○	×	×	C 情報不足、調査・研究の推進
	46 廊下橋	遺構保存	復元	○	×	×	A 既存建築物の継続的な保存
山里丸	47 多門櫓	消失		○	×	×	D 現状維持、調査・研究の推進
	48 山里東角櫓	消失		○◎	×	×	D 現状維持、調査・研究の推進
	49 山里西角櫓	消失		○◎	×	×	D 現状維持、調査・研究の推進

	建築物が現存しているもの	◎ 詳細な資料が確認されているもの
	建築物が復元されているもの	○ 資料が確認されているもの
	建築物は消失しているが、台や基礎等は現存しているもの	×
	消失しているもの(台や基礎が埋蔵されている可能性はある)	× 資料が確認されていないもの

#### A. 既存建築物の継続的な保存

現存する建築物については、継続的に保存し、老朽化や劣化の状況に応じて適切な修理・補修を行っていく。また、復元された建築物については、景観に配慮した修景を行う。

#### B. 追加調査を踏まえた整備検討

資料はあるが、発掘調査が行われていないため正確な位置や遺構の残存状況が不明確であることから、発掘調査の結果を踏まえて整備を検討する。

#### C. 情報不足、調査・研究の推進

現時点で建築物の整備を検討するには情報が不足している建築物であり、今後継続的に調査・研究を推進し、真正性を確保するための情報収集に努める。

#### D. 現状維持、調査研究の推進

現在は松栄神社として市民に親しまれている場所であることから、現状維持を基本としながらも、史跡の全容解明に向けた調査研究を推進する。

#### ④堀

府内城の堀は、内堀の水面から石垣、白い堀へとつながる連続性により、白雉城と美称された景観を構成する重要な要素となっている。堀が残存している国道197号側からは風格あるこの景観を今でも望むことができ、来訪者に期待感を抱かせ、府内城跡に入ってみたいと思わせる風景となっている。

これらの景観を構成している既存の堀は適切な保存を行うと共に、消失した堀についても発掘調査の進展に応じて計画的な復元を検討する。

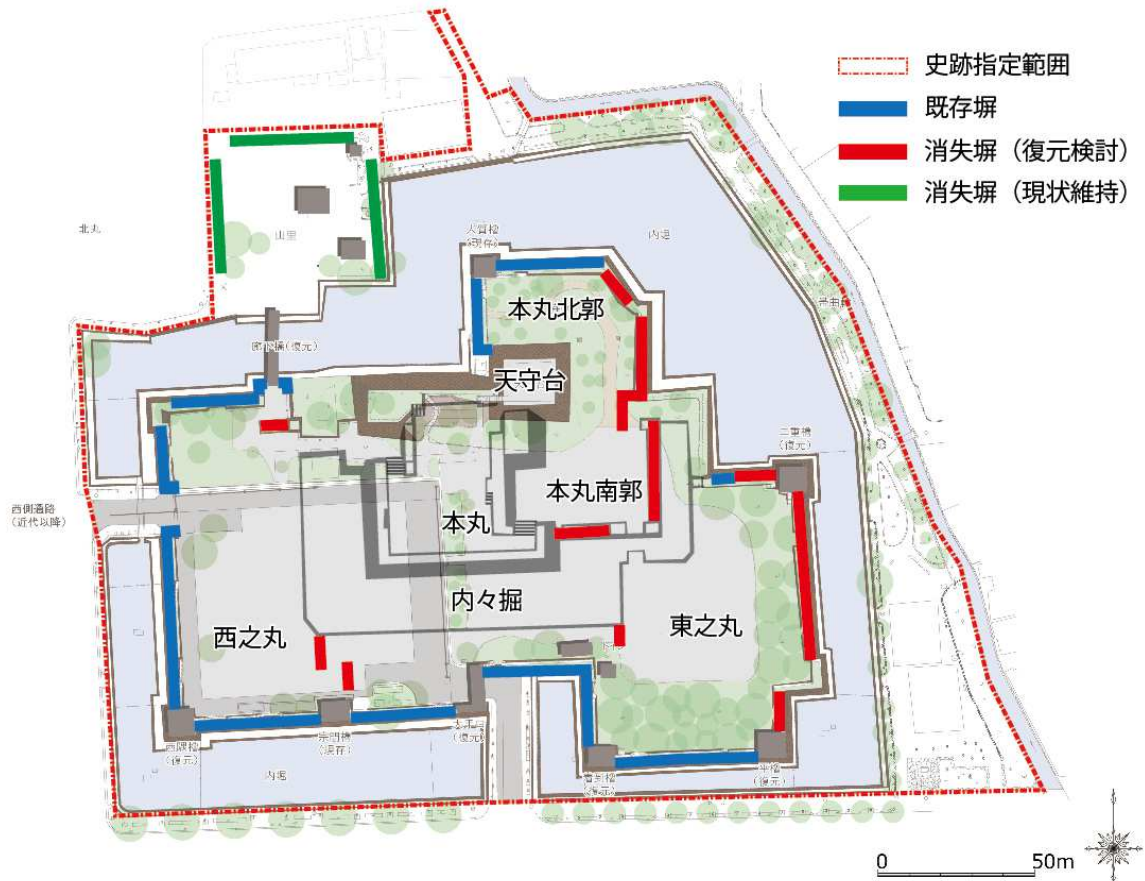


図 4-11 : 堀復元計画図



図 4-12 : 内堀越しの景観

### ⑤城内の歴史的な動線

当時の土地利用や人の動きをわかりやすく伝えるため、舗装材による城内の歴史的な動線の表現を行う。府内城の動線を示す路は現在残されておらず、正確な位置が判明していないため、発掘調査により詳細な位置が判明した場合はその位置を基準にしながら絵図や図面などから範囲を想定する。

なお、当時は舗装材として土が使われていたため、城内の歴史的な動線の舗装材は土系の舗装を含めて検討する。

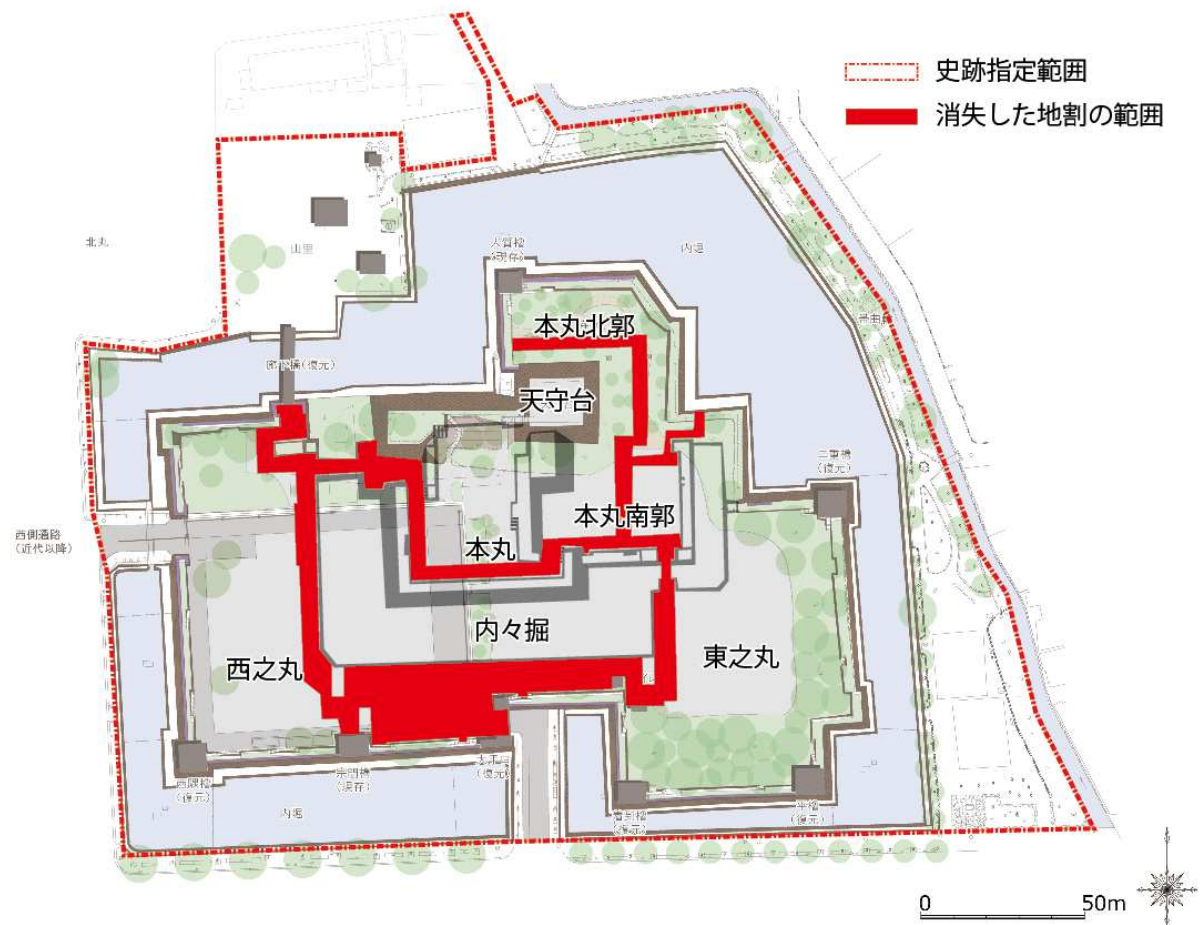


図 4-13 : 地割の位置

#### (4) 動線計画

公園利用者にとって利用しやすい安全な動線であることに加え、来訪者が府内城の価値について理解しやすい動線計画について以下に整理する。

##### ① 基本的な考え方

- 公園利用を目的に訪れた人も、府内城跡の散策を目的に訪れた人にも利用しやすい動線。
- 公園利用の視点からの、回遊性・利便性・公園外とのつながりに配慮した動線。
- 城内の歴史的な動線を元にした歴史的な視点に基づく動線。
- 地形や歴史的建造物の条件を踏まえた上で、可能な限りバリアフリーに配慮した動線。

##### ② 歩行者動線

基本的な考え方をもとに、城址公園内の動線を「エントランス」「歴史の路」「みどりの路」という3つの視点で整理する。

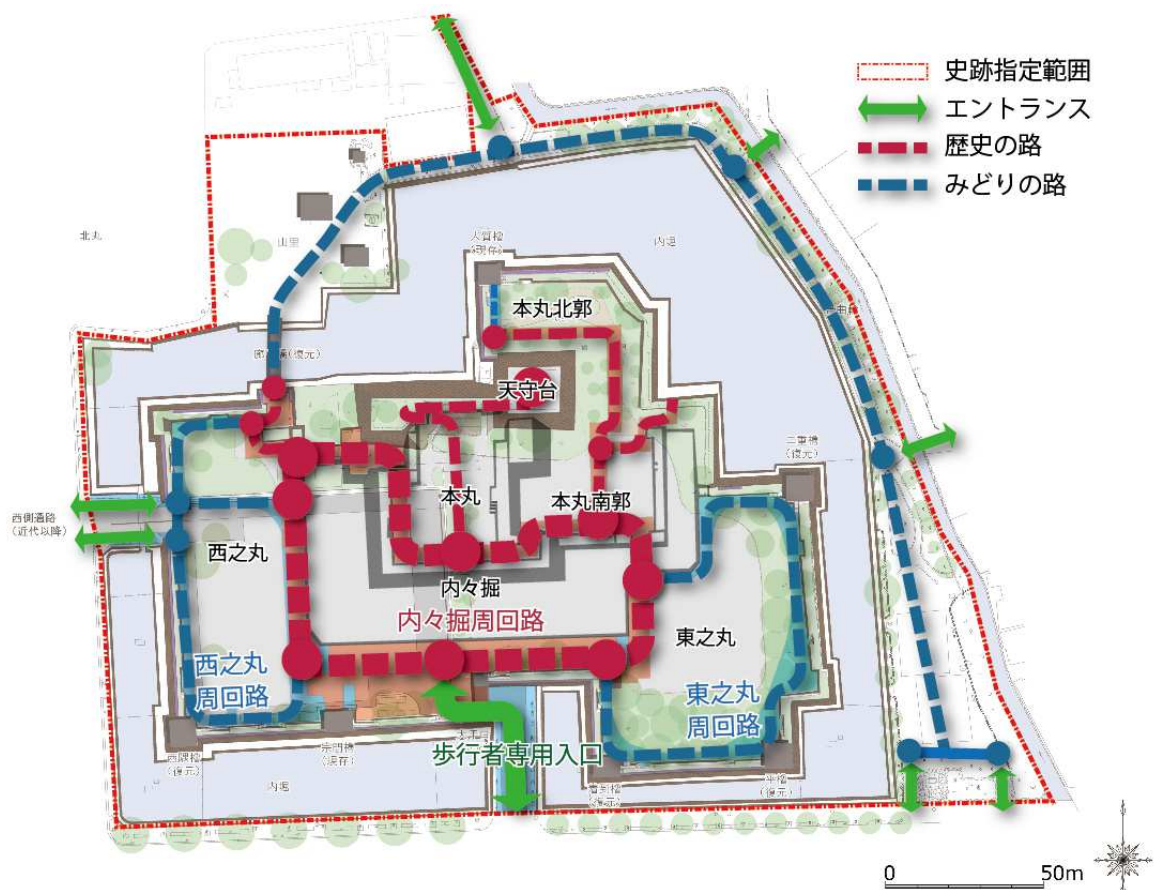


図 4-14 : 動線計画図

## ●エントランス

外敵の侵入を防ぐために府内城は南側と復元された廊下橋のある北西側の2箇所のみしか設けられていなかったが、近代以降に車も通行できる入口として西側の出入口が整備された。これらの3箇所の出入口では、府内城の案内や解説を行うとともに、場所毎の特性に応じた景観演出を行う。また、南側の入口をメインエントランスとして位置付け、来訪者が安全に安心して城内に入出入りすることができ、国道197号の歩道や、遊歩公園・大手公園との一体感の向上を図るため、歩行者専用道とする。

## ●歴史の路

府内城の地割（城内の通路）に基づく動線を歴史の路とする。内々堀を周回できる動線を核として位置付け、この核を中心に天守台や東之丸、西之丸へと枝分かれしながらつながる動線を設定することで来訪者のわかりやすさや回遊のしやすさにつなげていく。

## ●みどりの路

地割に由来しない、来訪者の回遊や散策を補完する動線をみどりの路とする。櫓や塀などを間近に見ながら東之丸や西之丸を周回できるようにし、帯曲輪への動線へとつなぐよう設定する。

### ③車両動線

歩行者の安全性に配慮し、以下の通り車両動線を設定する。

#### ●一般車

一般車は西側の出入口からのみ入ることができるようにし、車両が通行できる範囲を限定することで、歩行者の安全性、快適性の向上を図る。なお、暫定駐車場の考え方などについては、別途便益施設計画にて整理する。

#### ●管理用車両

歴史的建造物や公園施設の管理のための管理用車両の動線を、右図の通り設定する。

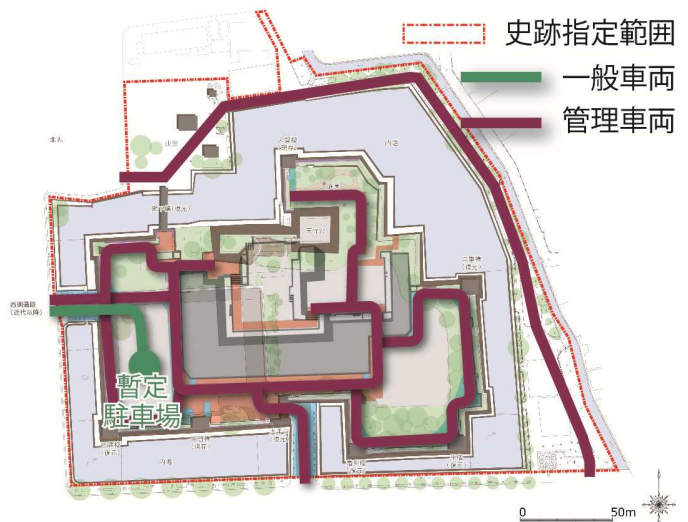


図 4-15 : 車両動線計画図

## (5) 建築施設計画

市民意向調査や市民ワークショップで寄せられた様々な意見を踏まえ、城址公園の活性化に向けて新たに求められる機能を整理する。

### ①基本的な考え方

- 城内の景観への影響に配慮したうえで遺構をき損しない位置に配置する。
- 公園と歴史両方の視点から来訪者のニーズに対応した機能を有する施設とする。

### ②大分城址公園に求められる新たな機能

第2章で示した市民意向調査から、「歴史的特性を活かした観光拠点」や「軽食や喫茶を楽しむ施設の整備」、「中心市街地における回遊性の拠点」について希望度が高い結果が得られた。この結果より、城址公園に導入する建築施設の考え方として、府内城の歴史的特性がわかる展示機能及びガイド機能、飲食・物販機能、中心市街地の拠点としてのインフォメーション機能を満たすものが必要であるといえる。

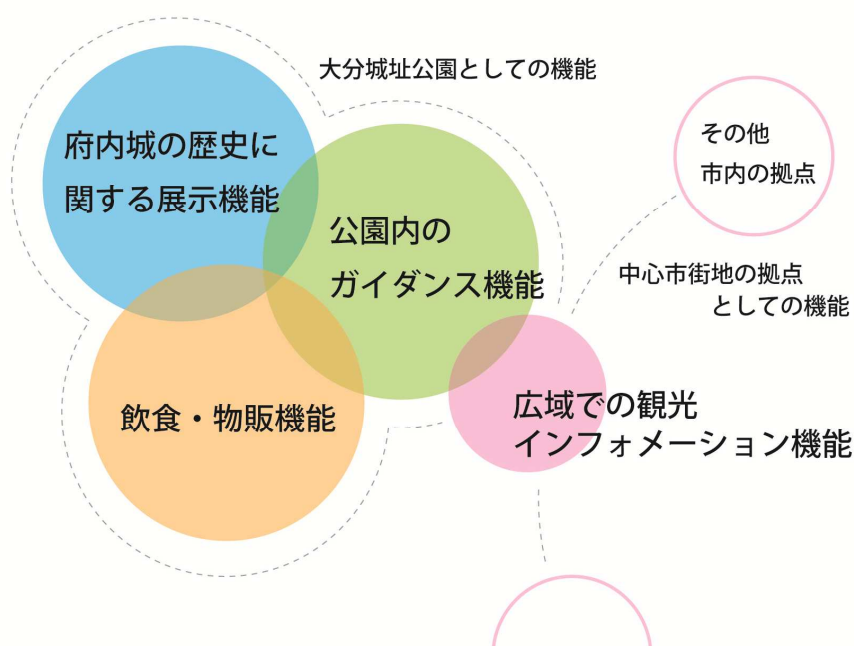


図 4-16 : 城址公園の建築施設に求められる機能



### ●案内・ガイド機能

府内城跡の案内やパンフレットの配布、ガイドボランティアの拠点、府内城の歴史や価値のガイドなど、歴史的特性を活かした観光拠点としての活性化を図るため、府内城の魅力を伝え、案内する機能。



図 4-17：案内・ガイド施設の事例  
(福岡県舞鶴公園)



図 4-18：ガイド施設の事例  
(熊本県熊本城公園)

### ●サービス機能

休憩できる飲食施設や、府内城や大分に関連する特産品、お土産などの購入ができる物販施設など、来訪者にサービスを提供する施設。



図 4-19：飲食施設の事例 (福岡県大濠公園)



図 4-20：物販施設の事例 (沖縄県首里城公園)

また、既存のトイレは老朽化が進んでおり、城内の景観との調和やユニバーサルデザインへの配慮の観点から課題が多いため、更新を行う。

### ③事業手法

建築施設の設計・整備・運営にあたっての事業手法としては公設公営、公設民営、民設民営の3つが代表的であり、以下にそれぞれの手法についての公共と民間の役割分担、及びメリットとデメリットについて整理する。なお事業手法はこの他にも複数の手法があり、本施設の具体的な検討に合わせて、施設の特性に応じた適切な手法を検討する。

表4-3 事業手法の概要

	概要	設計	整備	運営
公設公営 (直営)	必要な資金の調達から施設の設計・整備・運営を全て公共が担う事業手法。清掃や植栽管理、警備などの一部を民間に委託する場合も含まれる。	公共		
公設民営 (指定管理)	施設の設計・整備を公共が担い、運営は民間(指定管理者)に委託する事業手法。指定管理者の指定にあたっては議会の議決が必要であり、運営責任は公共にある。	公共		民間
民設民営 (PFI)	事業資金の調達から、設計・整備・運営まで民間が担う事業手法。民間は、設計会社、建設会社、運営会社など数社が連携して事業を行っていくことが一般的。	民間		

表4-4 事業手法の特徴

	メリット	デメリット
公設公営 (直営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備にあたって品質の確保が確実である。</li> <li>・公共の目的に沿った整備や運営を行いやすい。</li> <li>・責任が明確で、信頼性・継続性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託範囲が限定的で、仕様発注が多いため、コスト削減の余地が少ない。</li> <li>・人件費が割高となる。</li> <li>・社会情勢に合わせた柔軟な運営や雇用形態を採用しにくい。</li> <li>・運営のノウハウが少ないため収益の確保が困難。</li> </ul>
公設民営 (指定管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営にあたって民間のノウハウを活かしたサービスの提供や、コストの削減が見込まれる。</li> <li>・仕様書によって運営にあたっての民間のサービス内容を公共がコントロールすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が交代する可能性があるため、長期的な展望のもとでの継続的な取り組みや安定した経営が困難。</li> <li>・ノウハウや情報などが継続して蓄積されない恐れがある。</li> <li>・運営内容は仕様書によってコントロールされているため、民間ノウハウを活かした運営範囲は限定的となる。</li> </ul>
民設民営 (PFI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金調達を民間が行うため、行政側は一度に大量の資金を用意する必要が無く、投資額を平準化できる。</li> <li>・設計・整備・運営を一括して民間が担うため、民間側の自由度が高く、デザインや機能、コストなどの多くの側面から民間のノウハウを活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間が担う裁量が大きいため、設計・整備・運営に関わる品質確保が難しくなる。</li> <li>・事業手続きが複雑であり、事務コストが必要となる。</li> <li>・施設規模が小さいと効果が出にくい。</li> <li>・職員などの雇用条件が公共よりも不安定となりやすく、ノウハウや専門性が蓄積されにくい。</li> </ul>

#### ④配置の考え方

案内・ガイドンス機能を持った施設については、城址公園のメインエントランスである南側入り口からわかりやすい位置に配置し、サービス機能を持った施設については歴史的な景観を眺めながら飲食や土産物などの購入を楽しむことができる配置とする。また、それぞれの施設を個別に配置した場合、経済効率が低く雑然とした印象になる可能性があるため、できる限り一体的な構造とする。

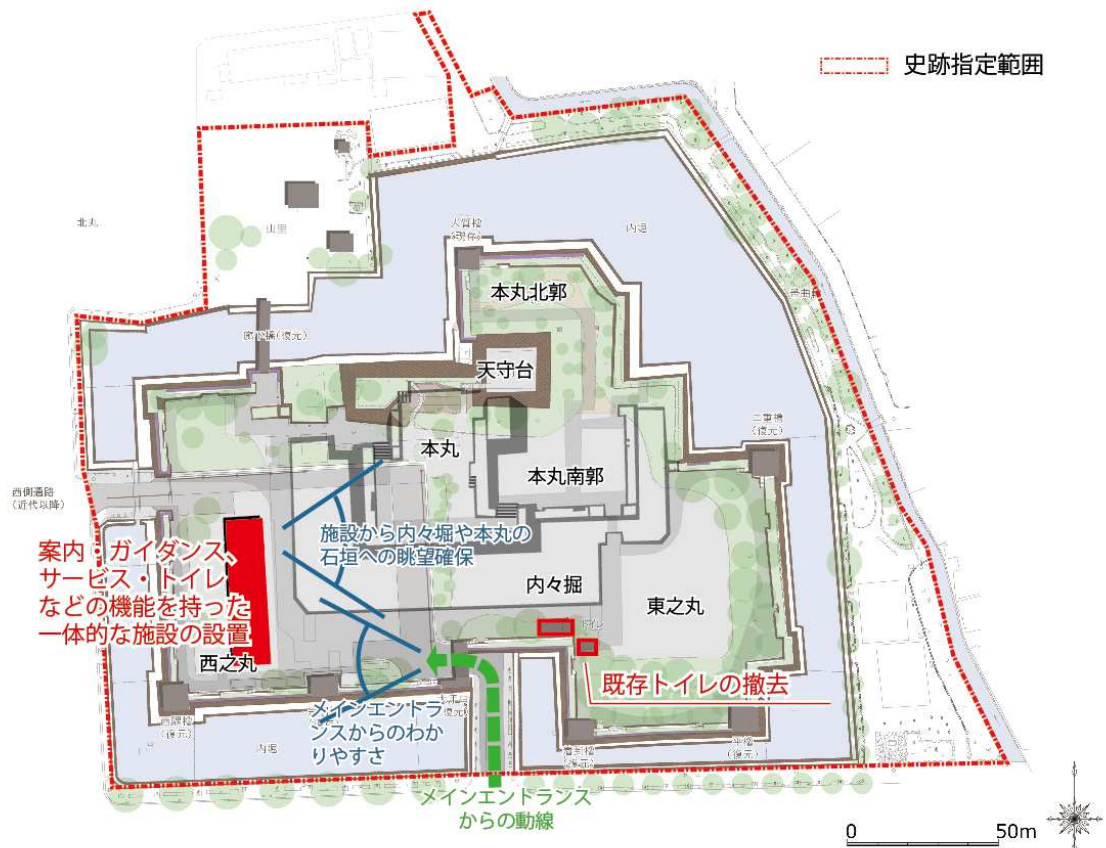


図 4-21：建築施設の位置

#### ⑤施設イメージ

新たに配置する建築施設は歴史的な景観を阻害しないよう、低層でシンプルなデザインとする。また、来訪者に歴史的建造物と誤って認識されない外観とし、歴史的な景観を最大限活かすため、開放的な構成とする。

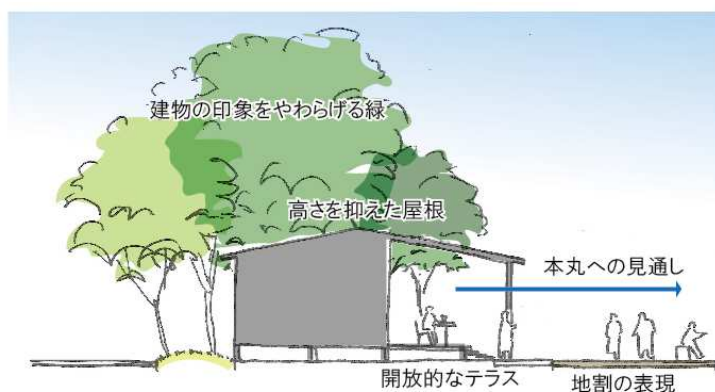


図 4-22：施設のイメージ

## (6) 便益施設計画

城址公園の来訪者の快適性を高める休憩施設や、駐車場についての計画を以下に整理する。

### ① 基本的な考え方

- 遺構に影響のない範囲で、来訪者が快適に公園を利用できるよう、施設配置を行う。
- 歴史的な景観への調和に配慮したうえで施設デザインの統一を図る。

### ② 休憩施設

既存の休憩施設は、老朽化しているものや、府内城跡の景観に調和していないもの、本計画に沿った整備を行ううえで支障となる位置にあるものについては撤去し、デザインの統一性に配慮されたものと更新する。その他の既存休憩施設は、施設の経年劣化の状況を考慮して適切なタイミングで撤去・更新する。新たに設置する休憩施設は、来訪者の動線や広場、眺望、緑陰など場所ごとの特性に合わせた位置に配置する。

### ③ 駐車場

現在城址公園内には、文化会館の跡地を利用して130台程度の来庁者用臨時駐車場が設置されており、隣接する大分市役所に車で訪れた来庁者に向けて無料で開放されている。駐車場は通常2～3割程度が利用されている状況となっている。

史跡指定地内の非史跡施設は、史跡指定地外へ移転もしくは撤去することが原則であるから、既存の駐車場は史跡地外へ移転する。ただし、現状では駐車場の移転先が確保できていないことから、不足する来庁者用の駐車場を補うため短期的には史跡指定地外での駐車スペースの確保を検討するとともに、史跡指定地内では発掘調査にかかる範囲は縮小しながら活用を図る。

中期整備においては、歩行者動線と交錯しにくく、城址公園の景観への影響が少ないよう、西側出入口付近に暫定駐車場を設置する。

## (7) 植栽修景計画

史跡としての見所づくりや、公園としての緑の演出など、歴史的視点と公園利用の視点の2つの視点から修景植栽計画を整理する。なお、大分市都心部のオアシス空間として、一年間を通して季節ごとに緑や花の魅力を感じることができるよう配慮する。

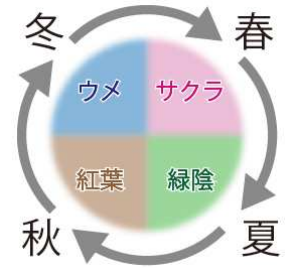


図 4-23：季節ごとの魅力づくり

### ①基本的な考え方

#### ●遺構の保護

大分城址公園内に新たに樹木を植える場合、遺構に影響の無い位置の選定や、防根シートや覆土などによる保護を行うなど、根茎が遺構に影響を与えないよう配慮する。

#### ●櫓や石垣への見通しの確保

櫓や石垣をはじめとする歴史的建造物への見通しを妨げている樹木の整理を行い、公園内の見所づくりを推進する。



図 4-24：樹木整理による見通しの確保

#### ●景観に調和していない樹木の整理

府内城の当時の景観に近づけていくため、明治以降に日本に伝来した外来樹木の撤去・移植を行う。新たに公園内に植える樹木については外来種を避け、古くから大分に自生していた樹種などを選定する。

#### ●景観上重要な樹木の保護

大木や古木など、府内城跡の景観に風格を与えている希少樹木の保護を行う。

#### ●憩いの場としての緑の演出

大分の都市における緑の拠点として、緑のボリュームを確保し、来訪者が緑豊かな潤いある景観を感じ、木陰の下で休憩できるように配植する。また、今後の調査において府内城に植栽されていた樹種が解明された際は、それらの樹種を用いた植栽の検討や、既存樹木の撤去を検討する。



図 4-25：憩いの場としての演出

#### ●サクラの名所づくりの推進

帯曲輪のサクラの再生に加え、城内でもサクラの名所づくりを推進する。園路沿いの歩きながら見るサクラや、広場で座って楽しむことができるサクラなど、利用者の活動に合わせたサクラの名所としての魅力の向上を図る。また、サクラの咲いていない時期でも季節ごとに花々や紅葉を楽しむことができる樹種を選定する。

## ②場所毎の植栽の方向性

場所の特性に応じた植栽のゾーニングを行い、ゾーンごとに植栽の方向性を整理する。



図 4-26 : 植栽ゾーニング図

表 4-5 植栽の方向性

ゾーン名	植栽の方向性
本丸・内々堀	本丸の石垣復元の整備を行うため、既存樹木は撤去・移植を行う。石垣の整備後は、樹木の根茎が石垣に与える影響や、石垣への眺望の継続的な確保に配慮し、新たな植栽は行わないことを基本とする。来訪者の緑陰確保のために最小限の樹木を植える場合、根茎が遺構面に影響を与えないよう配慮する。
サクラ園	これまで帯曲輪を中心に楽しまれてきたサクラの風景を、城内でも天守台や復元された本丸の石垣を背景に楽しむことができるよう、暫定的に本丸北郭に設置されていた庭園の樹木の撤去・移植を行ったうえで、サクラを中心に再配植する。
東之丸	着到櫓や平櫓、二重櫓へのアクセスや見通しを遮っていた樹木の整理を行う。また、東之丸広場の利用者が木陰で休憩することができるよう櫓等への見通しを遮らない位置に樹木を配植する。
西之丸	暫定駐車場が城内の景観を阻害しないよう、暫定駐車場の周囲に目隠しとなる緩衝緑地帯を設け、密度のある緑地の形成を図る。
ウメ園	冬や早春も来訪者が花々の魅力を楽しむことができるよう、ウメを中心に再配植する。
山里	イチョウなどの風格ある既存の古木・大木の保存を行う。
帯曲輪	内堀の水面や石垣を背景にサクラを楽しむことができる名所として親しまれてきた場所として、衰弱したサクラの再生を図る。

## (8)サイン計画

城址公園内には現在様々なサインが設置されているものの、そのデザインに統一感が無く、景観阻害要因の一つとなっている。また、サインに掲載されている情報が古いものもあり、掲載内容の統一も求められている。ここでは「大分市公共サインガイドライン」を踏まえながら、城址公園全体を通してのサイン整備の共通の考え方について整理する。

### ①基本的な考え方

- サインデザインと掲載情報の統一を図る。
- 子どもからお年寄り、海外からの来訪者など、誰もが快適に城内を散策できる情報提供を行う。

### ②サインの種類

表 4-6 サインの種類と整備の考え方

種類	用途	配置
案内サイン	城址公園とその周辺部の見所や関連施設などについて、地図を用いて位置やルート案内するために設置する。	エントランスや建築施設の周辺など、来訪者の行動の起終点となる箇所などに配置する。
誘導サイン	来訪者が目的地までわかりやすく移動できるようにするために設置する。	出入口部や動線の分岐点などに設置する。
名称サイン	散策中の来訪者に目的地に到着したことを知らせるためや、現在地を知らせるために設置する。	目的地となりうる箇所の周辺に設置する。
解説サイン	来訪者に府内城の価値や特徴等を解説するために設置する。	府内城の価値を来訪者に伝えるために解説が求められる建造物の周辺などに設置する。

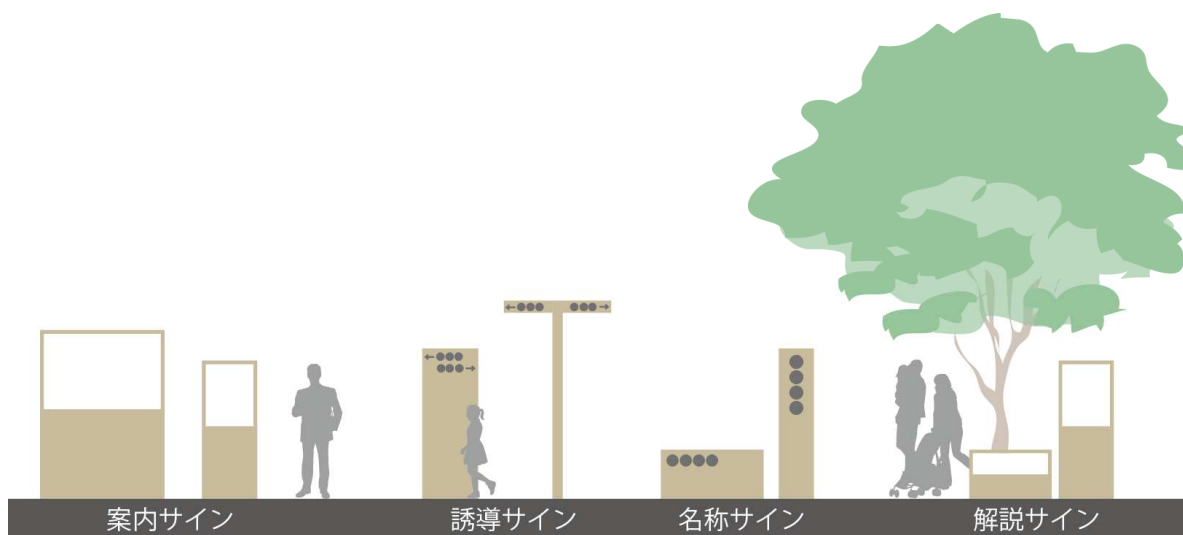
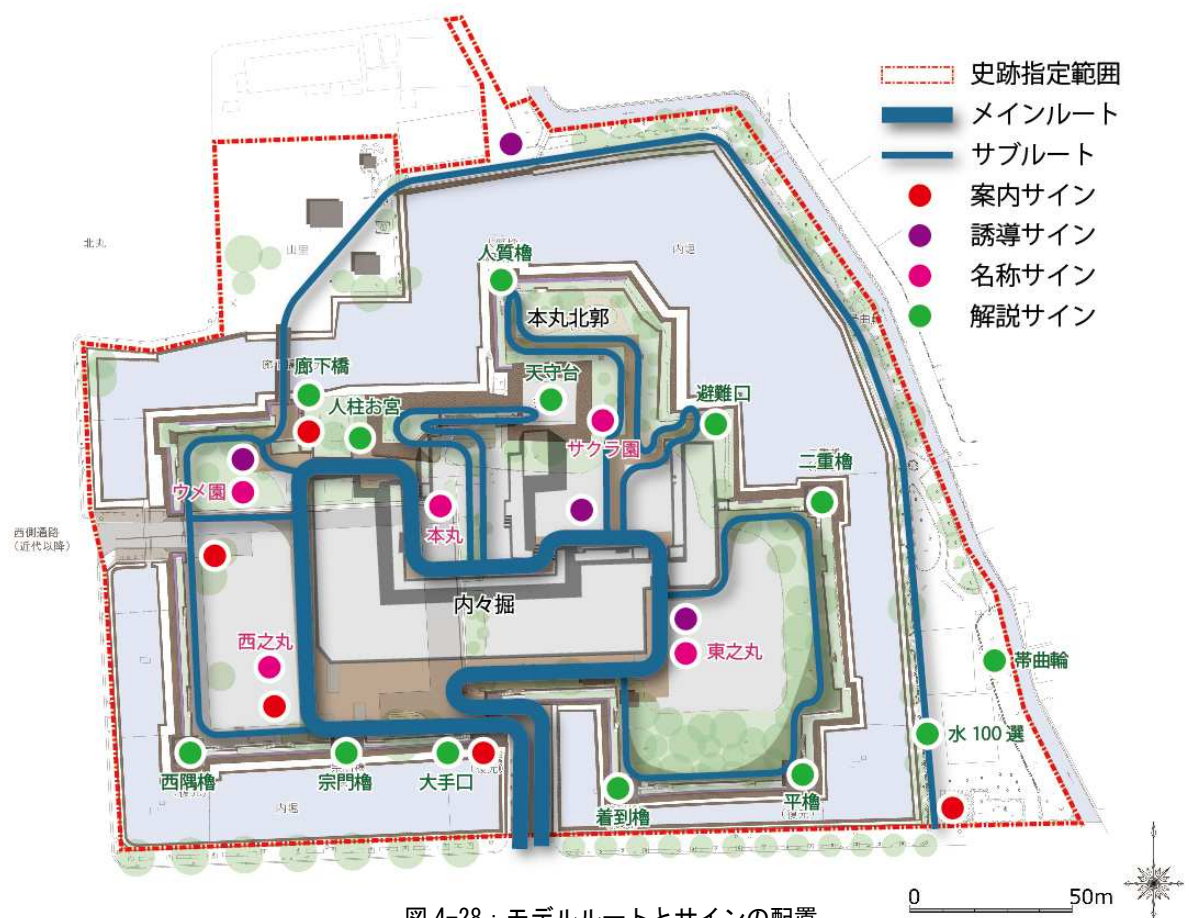


図 4-27 : サインの種類

### ③モデルルートとサインの配置

来訪者が城址公園をわかりやすく快適に散策・回遊できるよう、想定される来訪者のルートに沿って具体的なサインの配置を計画する。以下の通り来訪者のモデルルートを設定し、②サインの種類で示した各サインの配置の考え方に基づいて配置する。

また、既に設置されているサインのうち、老朽化しているものや、掲載内容が現状に即していないもの、周囲の景観に調和していないもの等については撤去する。



### ④掲示内容の統一ルール

サインに掲示する内容は、基本的なレイアウトやフォント、ロゴ、文言などの統一を図る。また海外からの来訪者に対応して多言語化を図るとともに、ピクトグラムや図、写真などを活用し、誰にでも理解しやすい表示を行う。なおピクトグラムについては国際規格との整合を図ることとする。



## (9)維持管理施設計画

安全に安心して公園を利用し続けていくうえで必要となる維持管理施設の内容について、史跡の保存や活用、景観の向上等の観点から整理する。

### ①基本的な考え方

- 景観に配慮し、配管類は遺構に影響の無い位置に埋設することを基本とする。
- 照明は安全な利用と景観演出の二つの視点で設置する。

### ②電線類の地中化

城址公園内の電線は地中化を行い、景観を阻害する電柱・電線は撤去する。地中化にあたっては調査成果などをもとに遺構に影響の無い位置・深さに配置する。



現況



電柱の撤去、電線の地中化後のイメージ

図 4-29：電線地中化のイメージ

### ③照明

#### ●夜間の安全性確保

来訪者が夜間でも安全に利用できるよう、主要な園路や広場、高低差のある箇所等を中心に照明を設置する。なお、広がりのある景観が望める場所には目立たないよう高さが低いタイプの照明を設置するなど、デザインの統一性に配慮したうえで場所の特性と想定される夜間利用者の活動に配慮したタイプを選定する。

#### ●演出照明

本丸や天守台の石垣、内々堀の水面など、見所となる箇所には演出照明を設置する。また、帯曲輪のサクラや公園内のサクラ園、ウメ園等についても開花の時期には夜間も鑑賞できるよう演出照明の設置や照明用の電源の確保を図る。

(10) 中期整備計画イメージ図

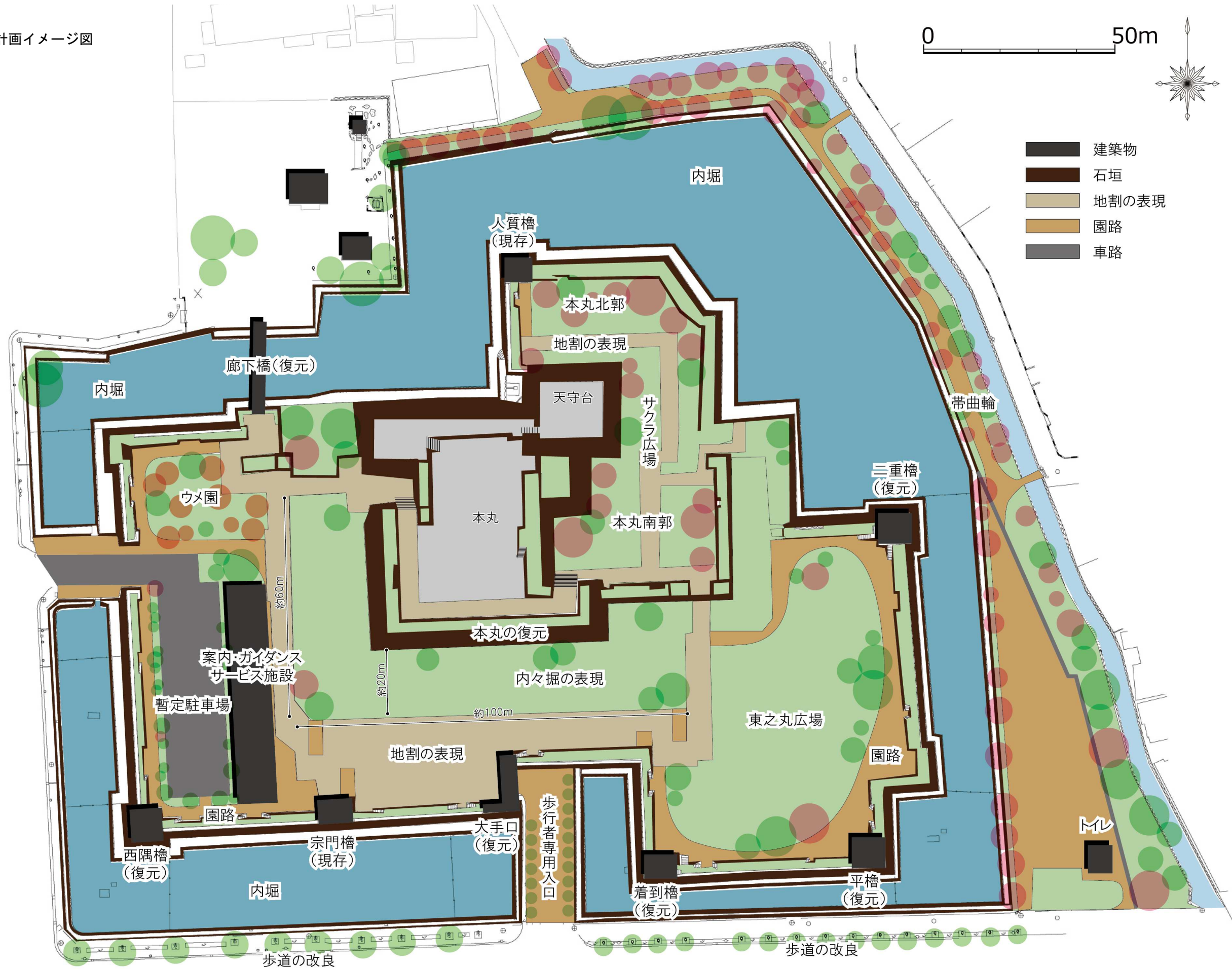


図 4-30 : 中期整備計画イメージ図



図 4-31 : 中期整備鳥瞰イメージ図

5-1. 基本的な考え方

将来の利活用イメージの実現に向けては、城址公園としての整備と合わせ、企画運営・維持管理・体制づくりからなる管理運営の充実を図る必要がある。ここでは、その将来像を目指した管理運営の基本的な考え方を整理する。

(1) 管理運営の方向性

大分城址公園は、史跡府内城としての歴史はもとより、公共機能が集約された立地特性からなる情報・文化の発信拠点、さらには、都心部の中で育まれてきた緑地環境からなる市民の憩いの場としての機能など、極めて重要な環境特性を有している。

これらの豊かな環境特性を有する城址公園の管理運営に向けては、歴史性や拠点性を最大限活かした取り組みづくりや、歴史的価値の保全と利活用の両立、そして、市民の愛着や誇りを高める連携体制を継続的に展開していくためのマネジメントの考え方が必要である。

さらには、都心南北軸や様々なにぎわいを育む中心市街地とのつながり、大手公園・遊歩公園などのオープンスペースと一体となった観光拠点間の回遊性の向上、また県立美術館等の芸術文化施設や周囲の歴史的観光資源との連携など、城址公園と周辺地域・施設が一体となった取り組みも重要である。

城址公園における管理運営計画は、将来像としての利活用イメージへつながることを目指した、より効果的な企画運営、維持管理、地域連携・体制づくりを示すものである。

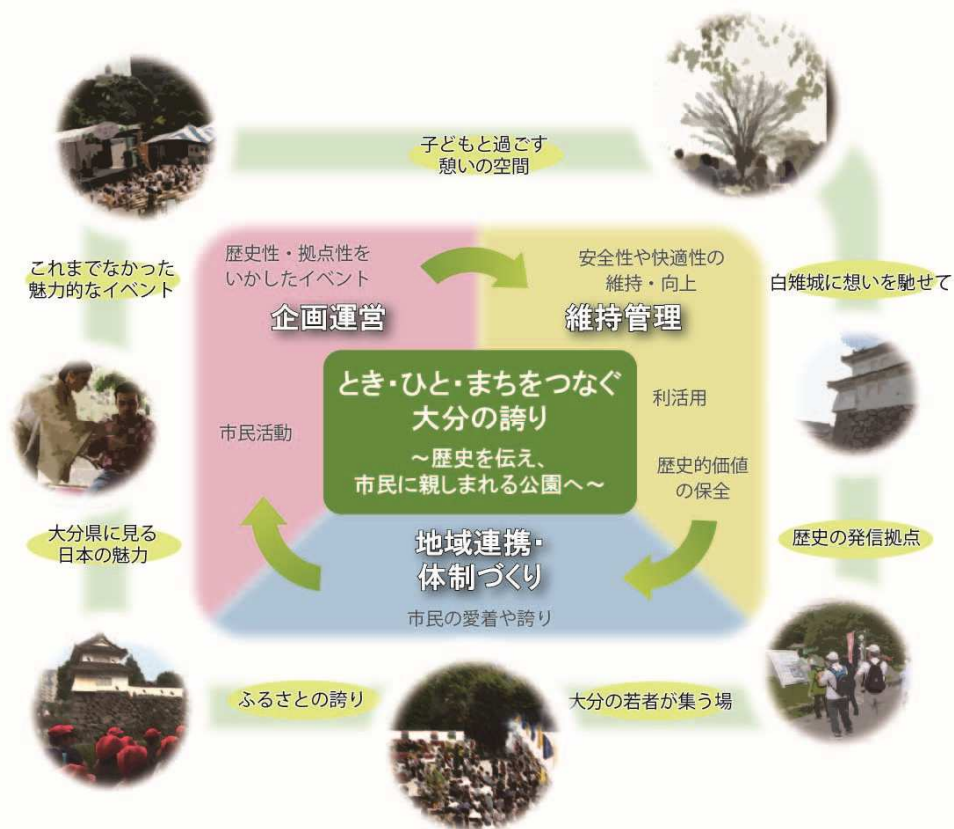


図5-1：管理運営の概念図

## (2)管理運営方針

具体的な企画運営、維持管理、地域連携・体制づくりに向けた取り組みの設定にあたり、管理運営の方向性を踏まえ、それぞれが目指すべき管理運営方針を以下のように定める。

- ① 歴史性やオープンスペースを活かしたイベントや市民活動を行える企画運営
- ② 歴史的価値の保全と利活用が両立し、安全性や快適性が維持・向上する維持管理
- ③ 企画運営・維持管理の実現にむけた市民の愛着や誇りを高める地域連携・体制づくり

ここでは、上記管理運営方針の実現をめざし、場所ごとの取り組みの方向性を示すものとする。その内容は以下の通りである。



図5-2：管理運営におけるエリア区分

表5-1 各エリアの管理運営の方向性

エリア名称	各エリアの管理運営の方向性
本丸・内々堀周辺エリア	整備された本丸の地形や石垣と一体となった天守台を拠点として、歴史学習の拠点となるプログラムを中心に、さらに本丸の広場空間を活用した集客イベントやARやVRのデジタル技術の活用等も図るものとする。
サクラ園周辺エリア	サクラの生育状況を維持向上させ、サクラの名所としての新たな空間利用を図る。また、水の手整備によって堀へのアプローチが可能となった際は、水辺の活用を図っていく。
東之丸周辺エリア	園内における最も広がりをもった芝生の広場空間であり、様々な集客イベントの拠点とするとともに、日常の憩いの広場としての活用を図る。
西之丸周辺エリア	ガイダンス施設を拠点として、案内ガイドのサービス提供、展示機能、屋外空間と一体となった休憩機能の向上、またボランティア等の交流の場となる活用を図る。
ウメ園周辺エリア	西側エントランスを彩るウメの生育状況を維持・向上させ、新たな空間利用を図る。
山里周辺エリア	松栄神社の空間の保全に努めつつ、神社の案内と合わせた山里周辺の歴史ガイドや既存の緑陰の活用を図る。
帯曲輪周辺エリア	サクラの生育状況を維持・向上させ、周辺の緑と一体となってゆっくと歴史を感じることで図る活用を図る。

## 5-2. 企画運営計画

城址公園の管理運営においては、様々なライフスタイルを持つ市民の存在や、利用者のニーズの多様化、府内城の持つ歴史学習や観光的側面等を踏まえ、幅広い世代の市民・市内外からの来訪者の利用促進へとつながる企画運営を行うことが必要である。ここでは、イベントや利用プログラム、情報発信からなる企画運営の基本的事項として、企画運営目標を定めるものとする。

### (1) イベント・利用プログラム目標

城址公園は、市街地の拠点性の高い立地特性の中で、史跡としての価値とオープンスペースとしての魅力を兼ね備えており、本計画の実践により新しいまちの活動を生み出す大きな可能性を有している。公園のイベント・利用プログラムとしては、これまで市民に親しまれてきたものに加え、より分かりやすい歴史散策や季節感あふれる憩いの空間利用、また大規模イベント等への活用を図るものとする。また、ARやVRなどのデジタル技術を活用したプログラムやガイドツアープログラムなど、新しいサービス提供による利用促進も検討していくものとする。

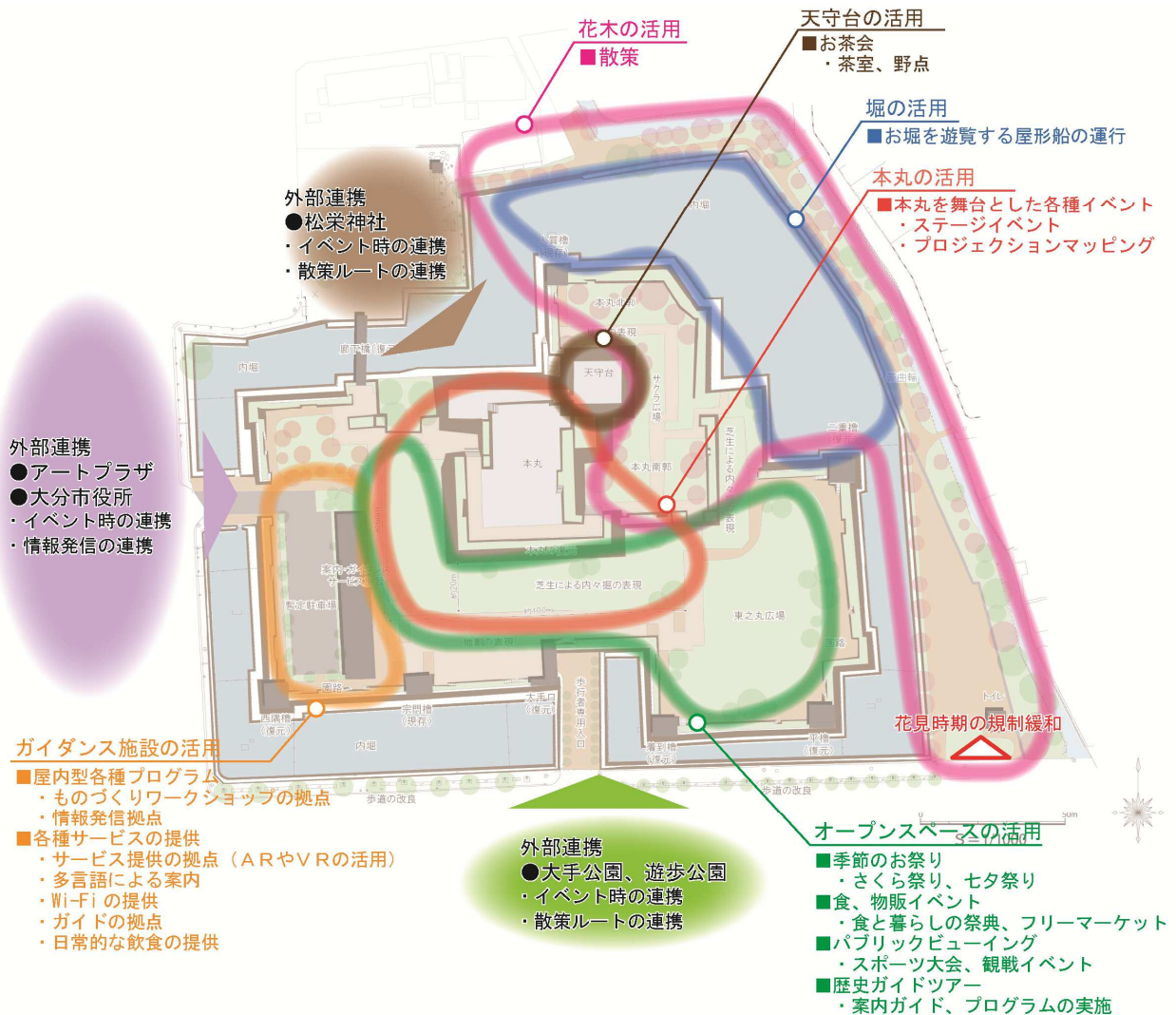


図5-3：イベント・利用プログラムの活用例

## ■大分城址公園で想定される利活用プログラムの例

### ●散策ルートを活用したプログラム

今後の案内ガイドによる歴史系プログラムの充実に向けては、ルート設定が重要となる。そこで、城址公園内の様々な歴史的要素をはじめ、公園周辺の関連史跡やオープンスペース、市街地の魅力資源等と一体となった、ルートの設定を行うものとする。ルートのイメージは下図の通りである。

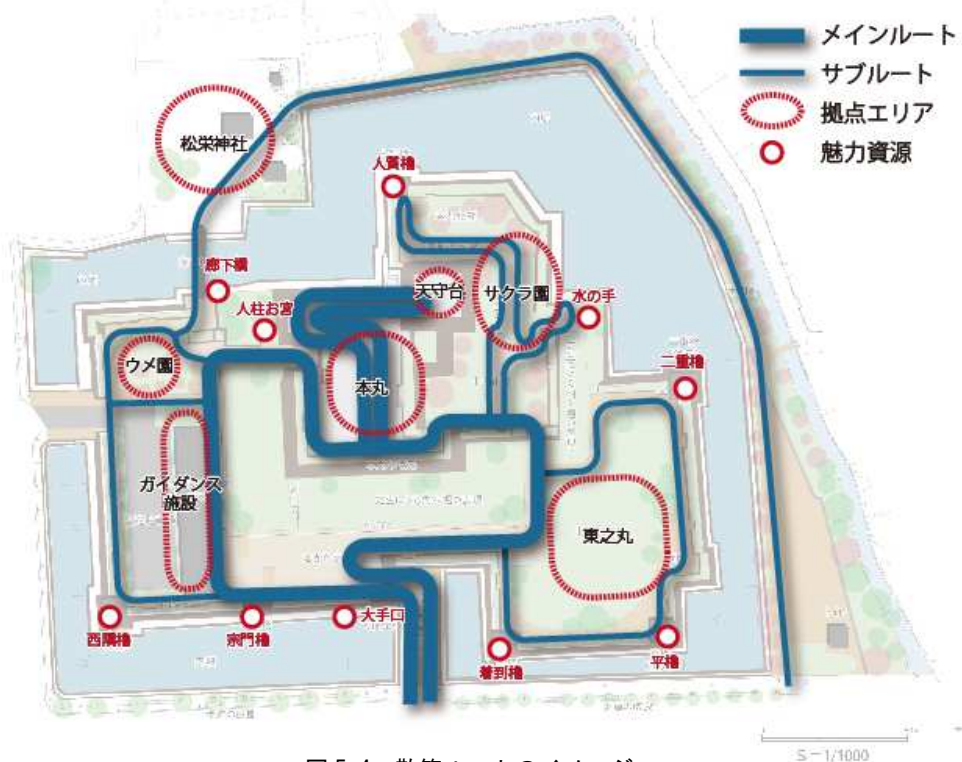
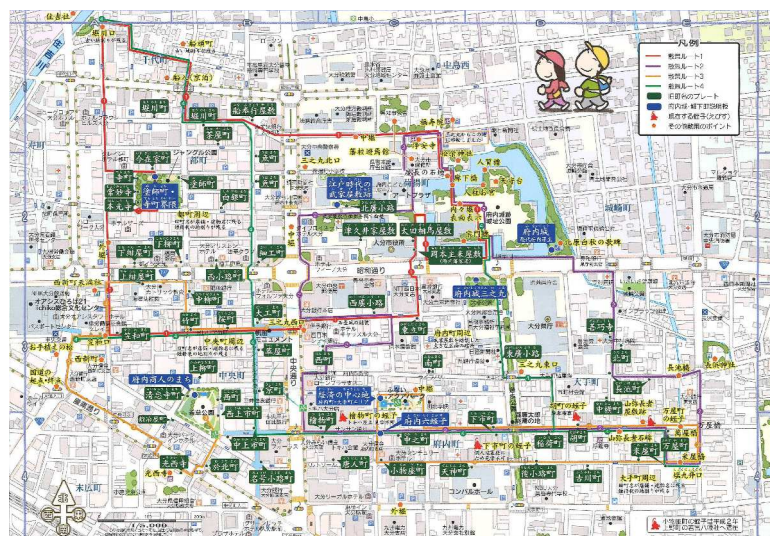


図 5-4：散策ルートのイメージ

### ●周辺の史跡等と連携したルートづくり

公園周辺の関連史跡・施設等との連携により、回遊ルートづくりを行う。



<参考>府内城下町散策ルートマップ

表 5-2 園内の各エリアや空間の活用

名称	概要	目的	場所	連携主体
お茶会	天守台を活用した茶会や野点など、自然に接しながらお茶を楽しむイベントの実施	オープンスペースとしての天守台の活用促進及び公園の魅力向上を図る。	天守台及びその周辺	地域住民、地域団体等
お堀を遊覧する屋形船の運行	城址公園の堀を遊覧する屋形船の運行	水辺の有効活用による新たな魅力づくり。船による往来の様子を再現し、歴史への認識を深める。	堀、本丸東側	地域住民、地域団体、企業等
本丸を舞台とした各種イベント	本丸を中心としたステージイベントやプロジェクションマッピングの実施	各種団体や企業との連携により市民参加の機会をつくり、公園の利用促進を図る。	本丸、東之丸広場	地域住民・一般市民、地域団体、企業等
季節のお祭り	城址公園に咲き誇る桜を幅広い市民が楽しむさくら祭り、七夕祭りなどの集客イベントの実施	桜の名所としての新たな空間利用、四季折々の魅力の発信を図る。	公園全体（特に桜園、東之丸広場、堀周辺）	地域住民・一般市民、地域団体、企業等
食・物販イベント	公園全域を利用した、食と暮らしの祭典やフリーマーケットなどの幅広い市民が楽しめる集客イベントの実施	様々な団体や企業との連携によるイベントを実施し、市民の交流や企業の地域貢献を促進させる。	公園全域	地域住民・一般市民、地域団体、企業等
パブリックビューイング	ラグビーワールドカップなどのスポーツ大会に関連付け、オープンスペースを利用した観戦イベントの実施	公園を舞台とした国際交流の促進や新たな公園利用者の獲得。	本丸、東之丸広場	地域住民・一般市民、地域団体、企業等
歴史ガイドツアー	案内ガイドによる府内城の歴史資源をめぐるツアーについて、子供や大人などのニーズに合わせたプログラムの実施	大分市の成り立ちや府内城の歴史についての理解促進、公園の保存・活用の意識向上。	西之丸、梅園、天守台、人質櫓、復元櫓、宗門櫓	地域住民・地域団体等

表 5-3 ガイダンス施設の活用

名称	概要	目的	場所	連携主体
屋内型各種プログラム	ガイダンス施設を拠点に、園内において様々な教室や講座、ワークショップを実施	公園施設を有効に活用し、市民の学びやモノづくり等の拠点づくりを行う。	西之丸、公園全体	各種専門家、地域住民・一般市民、地域団体等
各種サービスの提供	ガイダンス施設を拠点として、案内ガイドのサービス提供や日常的な飲食の提供、Wi-Fi 環境の提供	来園者が初めての人でも分かりやすく城址公園の特徴を伝える。利用者の休憩・交流の拠点として園内への滞在時間を延ばす。	西之丸、園内各所	各種専門家、地域住民・一般市民、地域団体等



表 5-4 周辺施設との連携

名称	概要	目的	場所	連携主体
公園周辺の歴史的観光資源との連携	城址公園を中心として、府内城下町の面影を残す周辺の歴史資源と連携したガイドツアーや歴史イベントの企画・運営の実施	大分市の歴史資源の掘り起こしとともに、大分市の歴史についての市民の認識を高める。関連する団体の協働を育む。	公園各所、公園周辺の歴史的な拠点	各種専門家、地域住民、地域団体等
芸術文化施設との連携	県立美術館や周辺の関連施設と連携した作品の野外展示や音楽イベントなどの実施	公園施設を有効に活用した市内の芸術文化のPR。新たな利用者の獲得。	公園各所、県立美術館など公園周辺の芸術文化に関する拠点	各種専門家、地域住民・一般市民、地域団体等

(2) 情報発信目標

現在人々における情報の受け取り方が多様化している中、城址公園においてもイベントやプログラムの情報をより多くの市民が受け取ることでできるよう、様々なメディアを活用したリアルタイムの情報発信を行うことが重要である。また、公園に来た際の見どころやイベント情報などが園内においてもわかりやすく受け取れる仕組みづくりや、様々な施設と連携した情報提供等も図っていくものとする。

表 5-5 様々なメディアやインターネットによる情報発信

名称	概要	目的	場所	連携主体
様々なメディアと連携した情報発信	地域の公民館便りや市政だよりを始め、テレビ・新聞等の様々な機関と連携した情報発信	地域を始め、幅広い市民が公園の取り組みを知り、参加しやすい環境の向上を図る。	—	地域住民、地域団体、企業等
インターネットを活用した情報発信	リアルタイムな情報提供と双方向交流を可能とする情報発信	桜の開花状況や日々の公園の現況、イベント情報のリアルタイムな発信により、公園の認知度や関心度を向上させる。	インターネット上	一般市民等

### 5-3. 維持管理計画

ここでは、施設や植物等の公園を構成する様々な要素の維持管理に関する基本的事項として、維持管理目標を定めるものとする。

#### (1) 維持管理目標

公園の維持管理においては、来園者の安全で快適な利用を第一に考えることが重要である。さらに、史跡地である城址公園の特性を踏まえ、史跡の価値の保全を図るとともに、公園の機能を発揮するための適正な維持管理を行うことが必要となる。また、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適でわかりやすい利用を提供するとともに、樹木や施設の異常に対して速やかに対応することで安全を確保し、日頃より機能確保に努めるものとする。

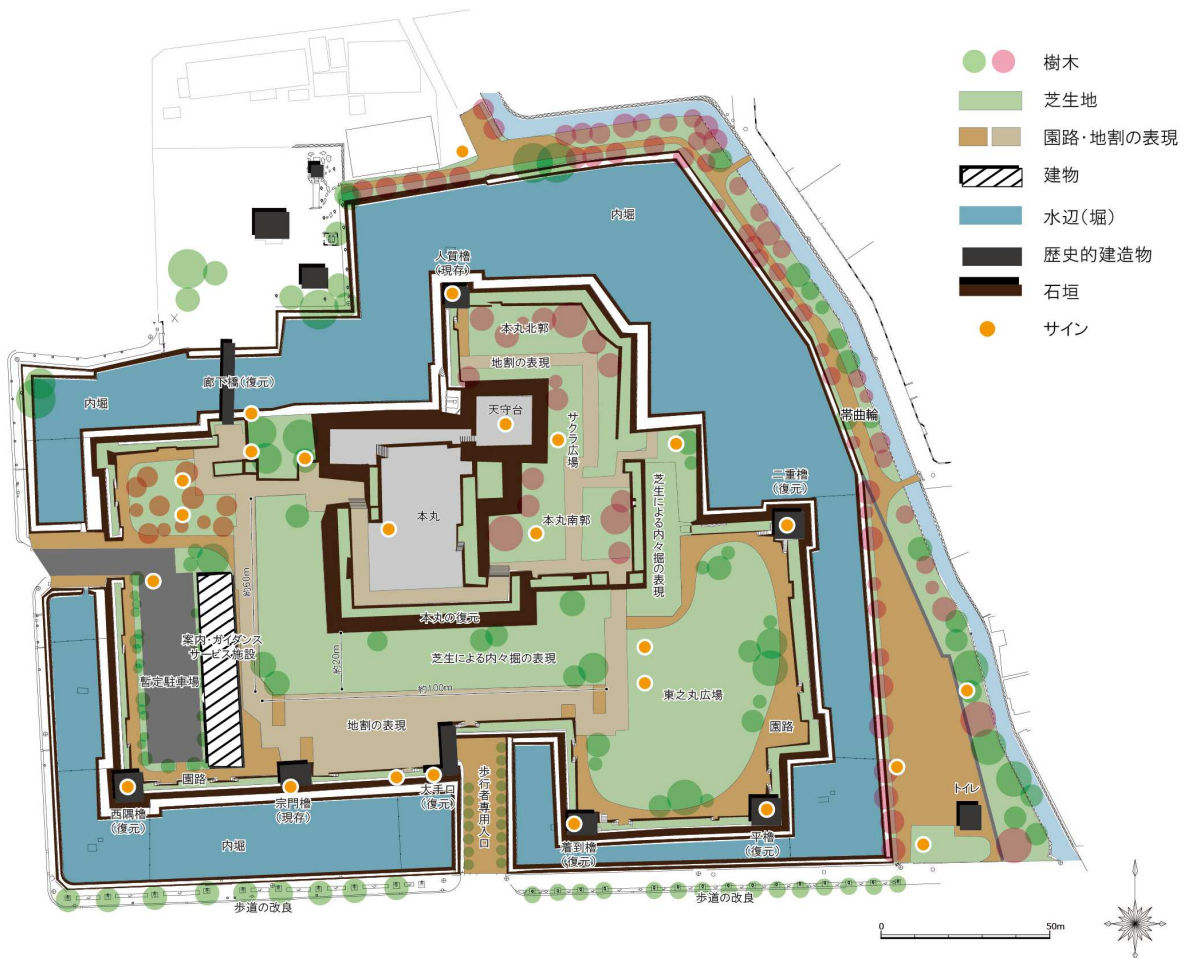


図 5-5 : 大分城址公園内の施設

表 5-6 施設ごとの維持管理の基本的事項

管理対象	主な特性や機能	維持管理の基本的事項	必要とされる管理項目
樹木	公園における豊かな緑陰や桜の名所の形成	樹木による修景、緑陰等の機能を維持するとともに、石垣へ配慮した樹木整理や剪定、桜の保全に努める。	剪定、施肥、病虫害防除、植栽地除草等
芝生地	中心市街地における貴重な広場空間の形成	芝生地においては、日常的なレクリエーションや集客イベント等などの利用に合わせた維持を図る。	芝刈り、施肥、病虫害防除、目土掛け等
園路・地割の表現	地割を表現と一体となった園路や広場の形成	安全で快適に利用できるよう点検・清掃を行い、破損等が確認された場合は早急に補修を行う。	点検・清掃・修繕等
建物	ガイダンス施設や休憩施設からなる拠点施設の形成	来園者が分かりやすく快適に利用できるよう、建物施設の点検・清掃・補修を行う。	設備点検・清掃・修繕等
水辺(堀)	堀の水辺が史跡の価値を顕在化するとともに豊かな水辺空間の形成	水質保全や生物調査を図る。	設備点検・清掃・修繕等
歴史的建造物	現存櫓や復元櫓、廊下橋等を中心として、歴史の学習拠点の形成	歴史性を損なうことなく、来園者が分かりやすく学習するための清掃・点検・修繕等を行う。	点検・清掃・修繕等
石垣	堀や本丸、天守台等の石垣	巡回点検による破損個所の速やかな発見と、定期的な除草等による保全を行う。	点検・清掃・修繕等
サイン	公園のガイドマップ等、来園者の利便性向上・公園利用の促進に資するもの	定期的な巡回により、来園者が公園を利用しやすいよう、破損の確認や清掃・補修を実施する。	点検・清掃・修繕等
工作物	柵等による来園者の安全確保や、利便性向上に資するもの、その他各種設備関連施設	公園利用の安全確保や利便性向上のため、定期的な巡回による破損の確認や清掃・補修・保守を実施する。	点検・清掃・修繕等

## 5-4. 地域連携・体制づくり

ここでは、今後検討する周辺地域との連携や市民との協働の体制づくり、管理運営が継続的に向上していくための取り組みのポイントを挙げ整理する。

### (1) 地域連携の方向性

城址公園の運営においては、歴史学習やオープンスペースとしての活用を中心とした、継続的なサービス提供の仕組みづくりを通して中心市街地の魅力づくりやにぎわいづくりへと展開していくことが重要となる。ここでは、その実現に向けた様々な地域連携の方向性を以下に整理する。

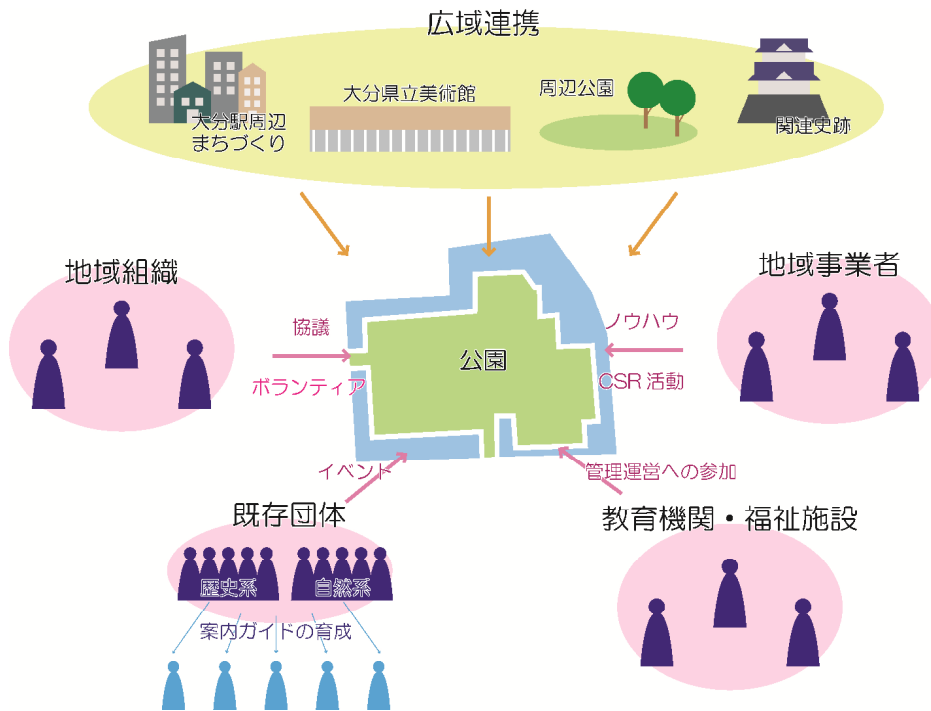


図5-6：地域連携の概念図

#### ①地域組織との連携

市民に愛され地域に根づいた公園としていくため、地元自治会をはじめとする地域の諸組織と連携し、イベントや広報活動を行うことが効果的である。連携にあたっては、公園管理者が日頃から地域の声を聴く機会を設けることも重要である。また、地域住民による清掃活動など、地域と連携したボランティアの仕組みづくりもあわせて検討していくものとする。

#### ②既存団体との連携

歴史や自然等に関わる活動実績を有する既存団体との連携による協働の体制づくり構築を目指し、イベントや案内ガイドの育成をはじめ市民のノウハウを活かした管理運営を検討する。

### ③教育機関・福祉施設との連携

子どもからお年寄りまで幅広い世代の市民が公園に親しむことができるよう、地元の教育機関や福祉施設と連携し、イベントや公園のマネジメントに参加できる仕組みづくりを検討する。

### ④地域事業者との連携

地域の商店街や地元企業、NPO等と連携したイベントの企画・運営を行う等、公園マネジメントに積極的に地元の民間のノウハウを取り入れることを検討し、まちの賑わいへの展開を目指すものとする。また、公園を企業CSR活動の場として活用される仕組みづくりを検討する。

### ⑤広域連携への展開

大分駅周辺のまちづくりや、大分県立美術館、周辺の公園等と連携したイベントやPR活動の取り組みの検討を行う。また、周辺に点在する関連史跡や、市内外の諸施設との連携を図り、拠点間の人の動きの活性化を狙うものとする。

## (2) 体制づくりの方向性

様々な市民が参画することで公園を育む連携体制を実現するための方向性を以下に整理する。

### ①公園内外の関係者が連携する体制づくり

公園の管理運営に関する協議や意思決定を行うために、関係者が協議する場の設立を検討する。この場は、行政や学識経験者、自治会などの地元代表、ボランティアなどの園内活動団体代表等、公園づくりに関わる様々な主体が参加できることが効果的である。公園の管理・運営には指定管理者制度の導入など、継続性の高い事務局づくりを行うとともに、民間活力を導入した体制づくりを検討する。

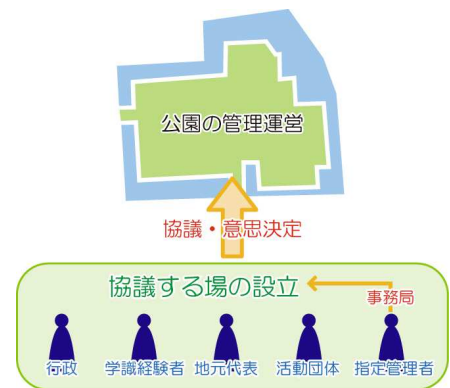


図 5-7 : 公園内外の関係者の連携

### ②協働を育むボランティアの仕組みづくり

ガイドボランティアや清掃活動など、管理運営へ市民が参加する仕組みづくりや、活動拠点となる場所の整備等を検討する。公園利用者への意見聴取やワークショップ等の協議の場を設けることにより、ボランティアの活動メニューに新しい意見を取り入れるとともに、新たなボランティア参加のきっかけづくりを行うことも重要である。歴史や自然などの分野ごとに講習会や交流会を開催し、参加者のやりがいやガイドの育成等を行うものとして検討する。

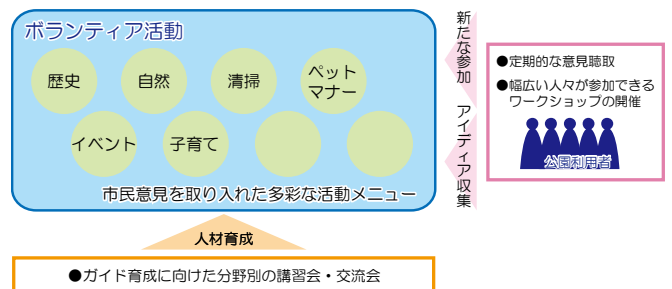


図 5-8 : ボランティアの仕組み

### (3) その他

今後の整備や管理運営に係る財源確保に向けて、将来的には様々な制度の導入を検討するものとする。

#### ①公園財源確保に向けた制度づくり

公園の財源確保の窓口を広げるために、公園の整備状況の周知と連携し、既存制度の拡充や創設を図る。

具体的には、市民や地元企業、来訪者等における新たな支援制度の導入を目指し、例えば寄付金額に応じて公園からの様々なインセンティブを受け取ることのできる仕組みづくり等、支援の枠組みを広げていくことを検討する。

#### ②料金徴収制度の導入

利用者の満足度の高い公園機能を提供するため、公園内の各施設の利用料金制度の導入を検討する。また園内での集客イベントの受け入れを促進し、占有料金や使用料金による収入増加を図ることも効果的である。

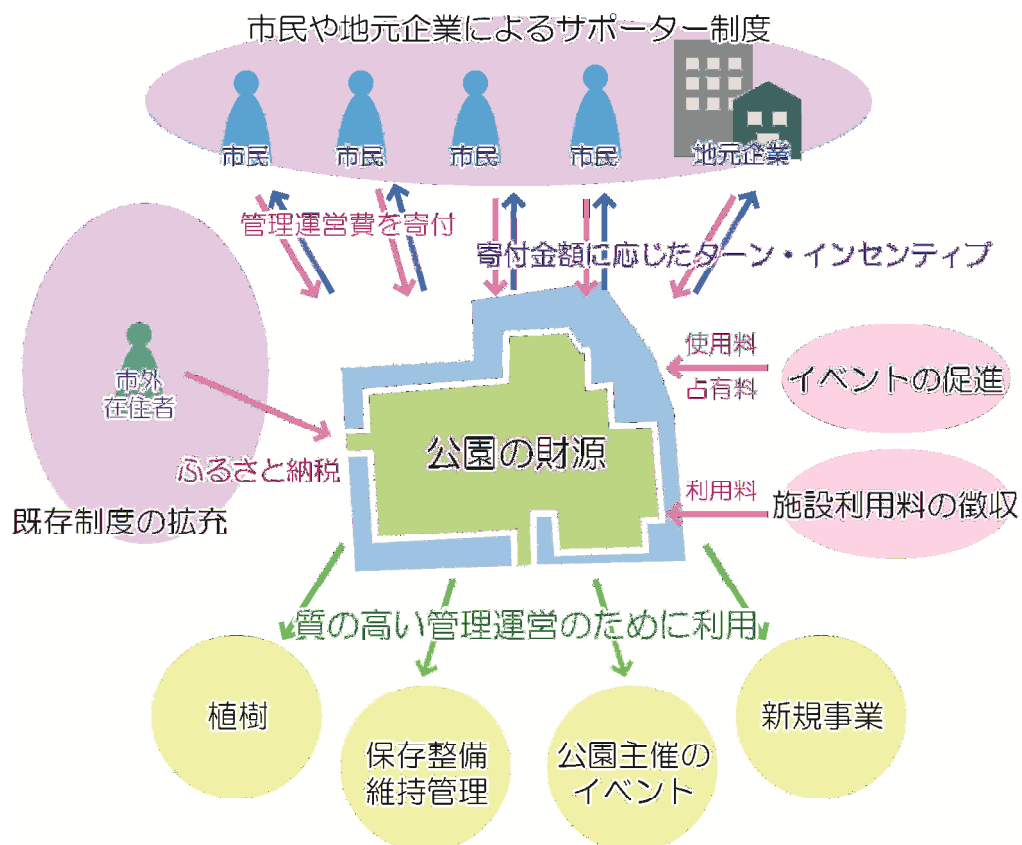


図5-9：公園財源確保に向けた制度づくりの概念図

## 6-1. 事業概要

本計画の短期整備、中期整備の事業概要と整備イメージを記す。さらに中期整備以降の将来整備については、整備活用に関する将来的な方向性を示す。

本計画において設定する各段階における整備事項は、今後の調査研究の進捗や社会情勢等を踏まえて取り組むものとする。

なお、史跡整備検討ゾーンにおいては、本丸部分の確認調査が完了した時点で、詳細な史跡整備計画の策定を検討する。

### (1) 短期整備

平成29年（2017）から平成31年（2019）までの3年間を短期整備とする。

#### 事業概要

- 本格的な整備を実施する前に発掘調査を推進する期間として、既存施設の活用を図りながら広場として利用できる空間の確保を行う。
- 発掘調査の範囲内にある構造物や舗装、植栽などは、調査の妨げになるものを撤去するとともに、調査範囲に干渉する来庁舎用臨時駐車場の縮小を行う。
- 老朽化した既存トイレを撤去し、ガイダンス施設の設置までユニバーサルデザインに配慮した新たなトイレを設置する。
- 国道197号側の出入口は、車両の通行を規制し、歩行者専用入口とする。ただし、歩道としての整備は国道197号の歩道の改良工事との調整を行う。
- 帯曲輪ではサクラの名所としてのサクラの再生を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した園路整備を行う。
- 遺構の保存に影響を与えている樹木や、石垣や櫓、塀への見通しを阻害している樹木の整理を行う。

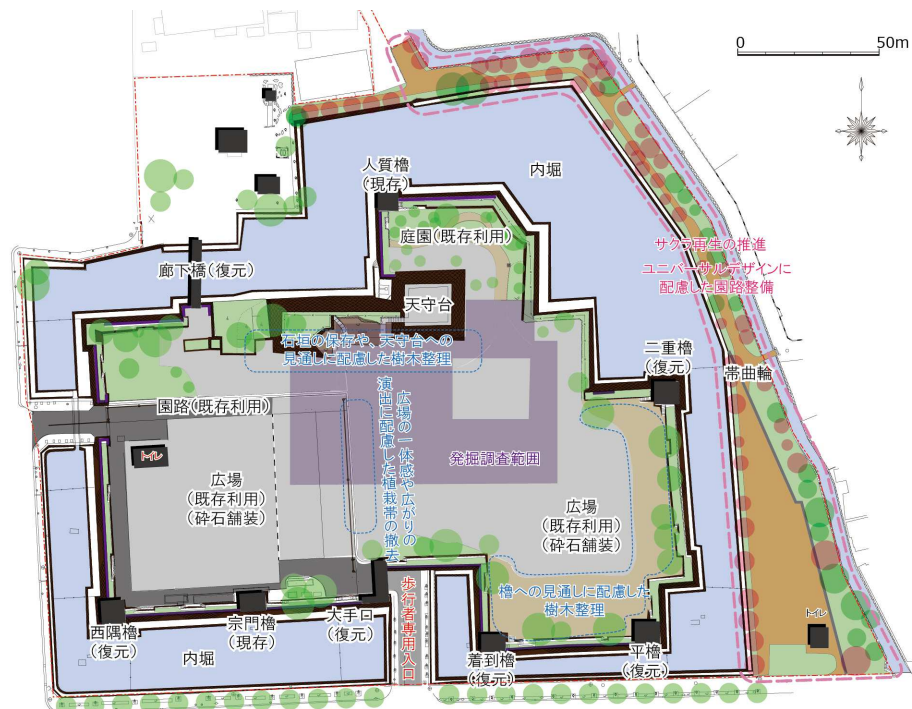


図 6-1：短期整備イメージ

## (2) 中期整備

平成32年（2020）から概ね7年間で中期整備とし、発掘や文献などの調査結果に応じて下記の整備を検討・実施する。なお、中期整備までの期間を本計画の対象期間とする。

### 事業概要

- 発掘調査の結果を踏まえて本丸の地形及び石垣の整備を検討する。
- 内々堀はその範囲を平面表示し、規模を伝えると共に広場的利用も可能な空間とする。
- 舗装材によって地割の表現を行い、当時の土地利用を伝えるための整備を行う。
- 西之丸は遺構面が破壊されていることが想定されることから、ガイダンス機能等を有した便益施設等の設置を行う。
- 東之丸は憩いの空間としての機能と合わせて、様々なイベント開催、災害時にも使用可能な広場としての活用を図る。
- 本丸北郭・南郭では桜を中心に配植し、帯曲輪と合わせた桜の名所づくりを推進する。
- 来庁者用臨時駐車場は史跡指定地外へ移転を図る。

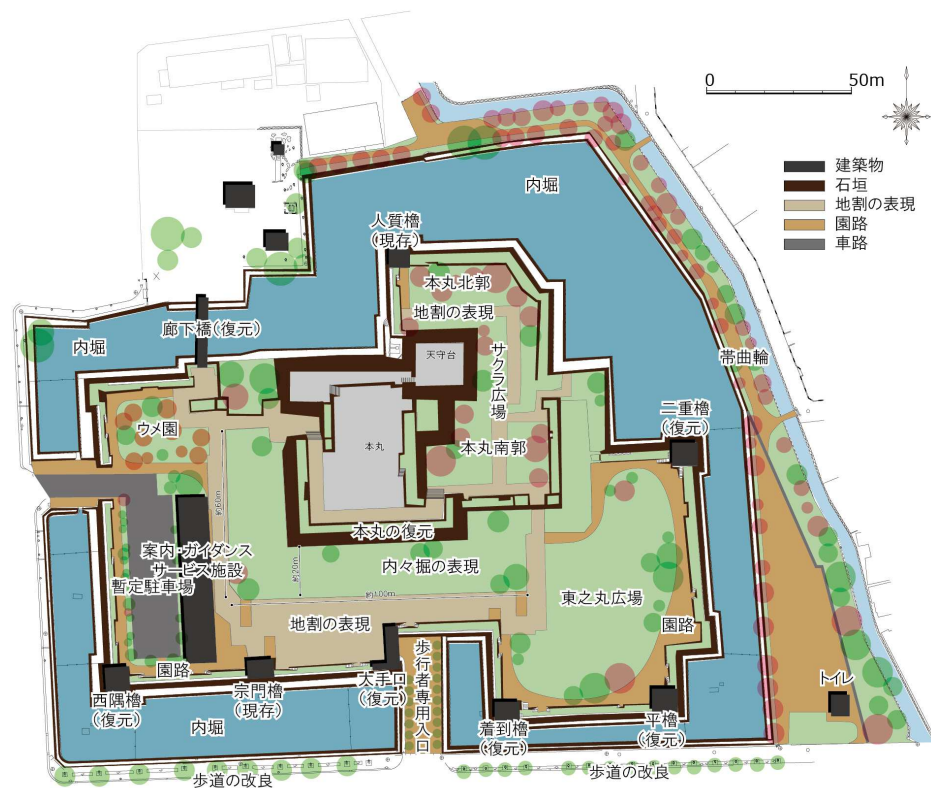


図 6-2 : 中期整備イメージ図



### (3) 将来整備

中期以降の整備を将来整備と位置づけ、城址公園の整備活用に関する将来的な方向性を示す。

整備目標 「調査研究の成果に応じて天守等の歴史的建造物を含む、城郭の復元・整備をめざす」

- 史跡の保全を前提とした公園の活用を図る。
  - 継続的な調査研究を推進する。
  - 平成5年の「府内城整備基本構想報告書」の長期整備の内容を踏襲し、調査・研究の成果に応じて天守等の歴史的建造物の整備をめざす。
- ※整備目標に掲げている天守等を含む歴史的建造物の整備にあたっては、現時点において情報が不足しているため、平成29年（2017）度以降に行う発掘調査や文献調査等の成果や、寄付金制度等の活用による財源確保の課題を整理し、総合的視点から判断する。

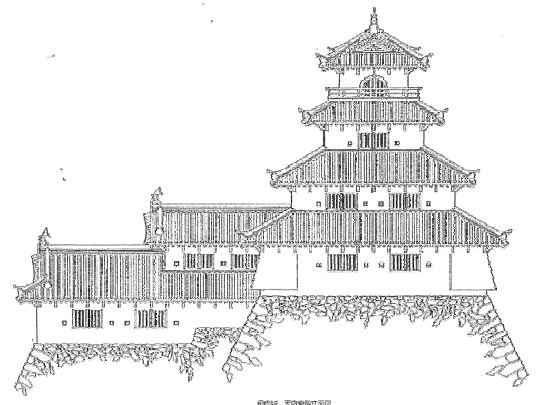


図 6-3：天守整備イメージ図

「府内城整備基本構想報告書（平成5年10月）」より

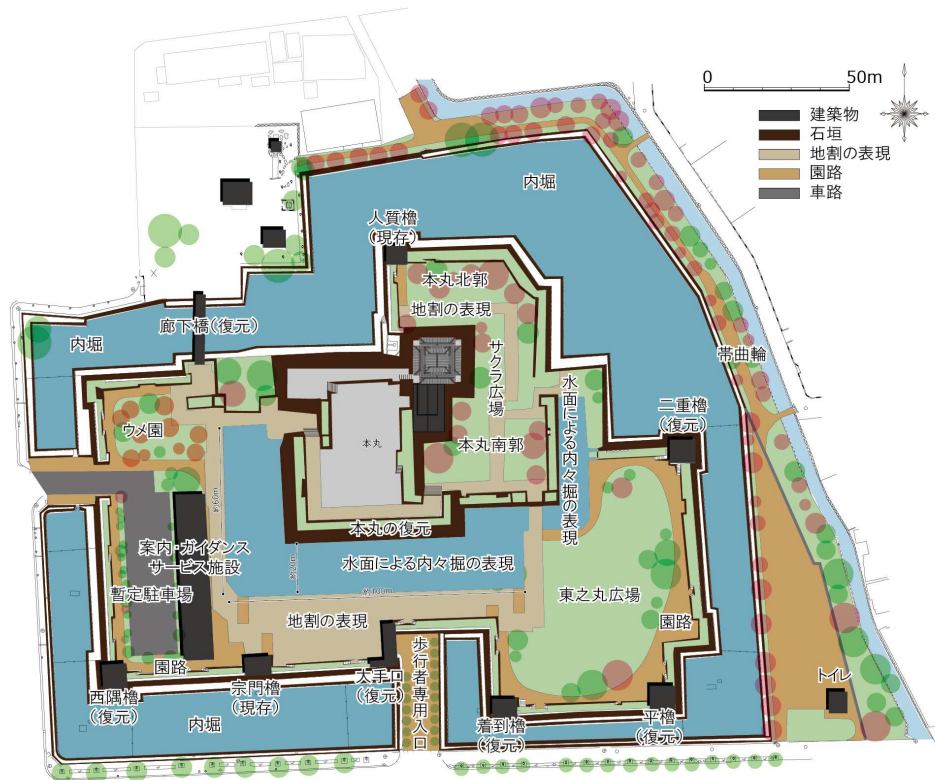


図 6-4：将来整備イメージ図



図6-5：将来整備鳥瞰イメージ図

参考資料－1. 豊後府内城関係年表

	藩当主	年	月	日	府内城関係	関連及び国内の事項		
安土桃山(織豊)時代	大友宗麟	1573[天正元]			宗麟、家督を子義統に譲る。	室町幕府滅亡する。		
		~1580[天正8] 1581[天正9] 1583[天正11] 1585[天正13] 1586[天正14] 1587[天正15]	6		このころ、大友館、府内町の大改修が行われる。 義統、臼杵から府内に移居する。 島津義久、日向国・肥後国方面から豊後国へ侵攻する。 戸次川原の合戦で、長宗我部信親戦死、島津軍府内に侵入、府内焼失する。 豊臣秀吉軍九州に入る。島津軍退く。 秀吉、秀長に11ヶ条の「条々」を下す。義統に豊後一國を与え、宗麟に日向国をあたえるが宗麟は辞退する。 宗麟、津久見にて卒す。 秀吉より、編諱「吉」字を受けて、吉統に改名する。	織田信長、安土城の築城開始(3年後完成 大名権力を反映した求心的な城郭の出現) 豊臣秀吉、大阪城の築城開始(15年後完成) 秀次、近江八幡山城築城[秀吉政権の城下町完成型] 秀吉、聚楽第の建築開始(翌年完成) 黒田孝高豊前6郡を与えられ、中津城の築城を開始(翌年完成：九州で最も古い近世城郭) 孝高の実弟利高、高森城(宇佐市)築く 毛利輝元、広島城の築城を開始(10年後完成) 秀吉、名護屋城築城を開始(翌年の3月完成) 文祿の役 秀吉伏見城の築城開始(4年後に完成)		
	早川長敏	1594[文祿3]			入部し、天正14年兵火で荒廃のため家島に家寓、大友屋形修理のうえ府内に移る。	このころ、岡城(中川秀成・竹田市)、臼杵城(福原直高・臼杵市)、高田城(竹中重利：豊後高田市)、富来城(垣見家純：国東市)、安岐城(熊谷直陳：国東市)、日隈城(宮木長次：日田市)、角牟礼城(毛利高政：玖珠町)築城の開始か		
		1596[慶長1] 1597[慶長2]			大地震・津波、沖ノ浜海没、同慈寺薬師堂残る。 木付城へ移る。			
		1597[慶長2] 1599[慶長4]	3 4	6 4	入部する。上野飯盛塚より城域とす。8町(または6町)四方に二三の壘を講張りする。 新城(府内城)の土台ができる。 三層の高櫓、諸臣舎宅大半なる。大友屋形より移る。	慶長の役 (広島城)		
	早川長敏	1599[慶長4] 1600[慶長5]	5		福原直高改易。再入部する。 大友吉統 石垣原の合戦で敗退。早川長敏 西軍に参加して改易される。	関ヶ原の戦い		
		竹中重利	1601[慶長6] 1602[慶長7] 1603[慶長8] 1604[慶長9] 1605[慶長10] 1607[慶長12] 1608[慶長13] 1609[慶長14] 1610[慶長15] 1611[慶長16] 1613[慶長18] 1614[慶長19]	6 3 2	31 秋 2	豊後高田より入部する。 徳川家康の許可を得て城の増修築、山海や旧館、寺跡の巨石を城内に運びせ、石垣や堀を築く。(加藤清正、石工数10人派遣、石垣を築く。大坂の大工・伏見の瓦師を招く。) 天守・櫓・櫓、三之丸の西口・東口・北口の門が築かれる。 市橋太郎兵衛(軍船提督)許しを得て砦を築く。(現みずほ銀行大分支店敷地) 東西10町、南北9町に40余町の町割り。大友時代の町人町を城下に移す。 惣構堀(大堀)を町屋の外側に掘る。 物や人の出入りを監視するため城下入口の笠和口・堀川口・米屋町口に門(三口御門)を設ける。 江戸にて徳川家康に謁見し、速やかに城を修築した功を称えられる。 城の北西に堀江(堀川)を開き、その入り口に港(京泊)を設ける。 笠和口から南へ通じる道をつくり、堀切峠(大道)を開く。	徳川家康、膳所城(藤堂高虎の計画による天下普請：滋賀県大津市)築く 徳川時代の二条城(天下普請：京都市)完成する 小倉城 藤堂高虎、今治城の築城始める 家康、江戸城の築城を開始(天下普請 慶長期江戸城～慶長17年まで) 今治城完成する 駿府城 家康 駿府城へ移る 丹波篠山城(天下普請) 名古屋城(天下普請) 大阪冬の陣	
	重義		1615[元和元] 1620[元和6] 1626[寛永3] 1629[寛永6] 1631[寛永8] 1632[寛永9] 1634[寛永11]	1		家督を継ぐ。 松平忠直、萩原より津守に移居する。 長崎奉行となる。 萬寿寺を現在地に移す。 笠和口前に新屋(木村某瓦師)、居住者増加により西新町を設ける。 長崎奉行罷免切腹。 岡城主中川久盛城番となる。 松平忠昭、丹波亀山から速見郡亀川に入部する	一国一城令の制定 大阪夏の陣	
			日根野義明	1634[寛永11] 1635[寛永12] 1637[寛永14] 1638[寛永15] 1639[寛永16] 1641[寛永18] 1642[寛永19] 1644[正保元] 1653[承応2] 1656[明暦2]	7 10 7 12 5 3	12 10 7 12 7 26	下野国壬生より入部する。 松平忠昭、亀川から大分郡中津留に移る。 門楼(北之口、西之口、東之口門)等を設ける。 日根野吉明、北之丸に枯山水を築き山里と名づける。 松平忠昭、中津留から大分郡高松に移る。 仙石橋の両岸を石垣にし、木橋に改造する。 死去、日根野家断絶。竹葉藩松平英親、日出藩木下後治府内城番になる。	島原・天草一揆起こる 浜の市始まる 鎖国制完成 国絵図、郷帳をつくらせる 山鹿素行「武教全書」
				松平忠昭	1658[万治元] 1660[万治3] 1667[寛文7] 1675[延宝3]	2 3 12	27 18 14	高松より府内に入部する。 奉書「帶曲輪築直普請許可 左近将監宛」(老中連署八松栄神社) 奉書「豊後府内城三之丸普請許可 左近将監宛」(老中連署戸松栄神社)北口之門多門櫓新規造営する。 仙石橋 改修する。

藩主	年	月	日	府内城関係	関連及び国内の事項	
江戸時代	近陣	1676[延宝 4]			家督を継ぐ	
		1684[貞享元]			仙石橋 改修する。	これより前、5人組制度始まる 伊賀武寛「城制図解」
		1691[元禄 4]				貝原益軒来遊(「豊国紀行」「城は町の東北の海の方に在願大也 天守在。城の入り口三処有り」)
		1694[元禄 7]				大火(出火元 西町)
		1694[元禄 7]	11	1	町数10町、家数232軒、寺2	大火(出火元 西新町)
		1698[元禄11]	4	22	家数38軒	戸倉貞則「豊府聞書」
		1698[元禄11]	9	18		地震
		1698[元禄11]	9	21	西口御門二階櫓が石垣とともに崩れる。	地震、府内藩に地震被害
	1703[元禄16]	11	23			
	1704[宝永元]	11		山里の普請のために地祭をおこなう。		
	近禰	1705[宝永 2]			家督を継ぐ	
		1707[宝永 4]	10	4	地震のため廊下橋門櫓、西ノ口二階櫓倒壊、天守兩櫓棟瓦・東ノ口櫓瓦落ち、所々の塙倒壊、城中石垣家中屋敷・町屋大破する	地震
		1710[宝永 7]			仙石橋 改修する。	
		1711[正徳元]	3	21	家数87軒・馬屋57・灰屋16・土蔵13・毀屋15	大火(出火元 生石村)
		1712[正徳 2]	2		本丸の多門櫓普請のため、郷中から人夫を集める。	
	近貞	1718[享保 3]			家督を継ぐ	
		1732[享保17]	6		廊下橋前助定方預失蔵を修復する。	
		1734[享保19]	11		4町程焼失	大火(出火元 唐人町)
		1734[享保19]			仙石橋 改修する。	
		1735[享保20]	正	14	24町及び城内家中とも、家数608軒・倉13・死者9・毀屋2	大火(出火元 堀川町)
		1735[享保20]				
		1736[元文元]	4		西之丸御書院御座敷御玄間共に大破のため取り壊す。鐘樓矢倉大破のため修復する。	大火(出火元 中上市町)
		1740[元文 5]	7	22	7町 家数91軒・納屋8・空家1・馬屋9	
	1743[享保 3]	4	7	西之口御櫓を設け、格納していた武器を中郷倉に移す。		
		7	7	本丸人質櫓・扇櫓以外全て焼失、家中71軒・土蔵12・寺2 町屋1079軒・土蔵37・死者3	大火(出火元 下柳町)	
		10		西之丸の普請。利兵衛ら東上市町櫓の再建を願う。		
	1744[延享元]	春		西之丸の普請、12月15日完成する。		
	近形	1745[延享 2]	12		家督を継ぐ。	
		1748[寛延元]	4	10	東之丸の普請。仙石橋大破	地震
		1749[寛延 2]			北之丸の普請。	
		1750[寛延 3]			仙石橋 石橋(眼鏡橋)に改修される。	
		1755[宝暦 4]	間11	27	4町 家数109軒・寺1・宮1	大火(出火元 後小路)
		1756[宝暦 6]	9	29	家数142軒・納屋8・馬屋23	大火(出火元 萩原)
	1760[宝暦10]	6		東之丸普請。		
	1769[明和 6]	7	28	地震のため二重櫓3か所・平櫓1か所・大門2か所が潰れ、その外二階櫓2か所・多門櫓4か所大破、また、平櫓1か所が倒れ、多門櫓1か所の棟木が折れる。さらに、大門2か所が傾く。	大地震	
	近備	1770[明和 7]			家督を継ぐ	
		1771[明和 8]	2	2	27町 家数606軒・土蔵25・納屋67・馬屋14	大火(出火元 下柳町) 学問所つくる
		1773[安永 2]	3	4	生石両側半分・駄原表側 王子宮前まで両側・裏町残らず	大火(出火元 生石)
		1774[安永 3]	4		西之口宗門櫓を廊下橋中矢倉に振り替える。	
		1777[安永 6]			城廻の普請。	
		1778[安永 7]			城廻の普請(石垣築直し、土塙長41軒築直し)。	
		1779[安永 8]	正	29	家数100軒余	大火(出火元 下柳町)
1782[天明 2]				城廻の普請(本丸乾櫓修復・西之丸土塙)。		
1783[天明 3]				城廻の普請(扇櫓・北之丸塙等)。		
1783[天明 4]		12	19	17町焼	古河古松軒来遊(「西遊雜記」)	
		8		北之丸の普請のため、町人から出銀を請う。	大火(出火元 東上市町)	
1783[天明 4]		12	1	家数601軒(家中77を含む)・納屋60・土蔵14・馬屋6・堂2・空屋1	大火(出火元 西新町)	
1787[天明 7]		6			松平定信、老中となる(寛政の改革開始)	
1791[寛政 3]		正	2	3町 家数35軒・納屋1・土蔵13・空屋1	大火(出火元 古川町)	
1791[寛政 3]	12	19	16町 家数301軒 納屋43 土蔵4	大火(出火元 竹町)		
1794[寛政 6]	5		北之口門櫓の修復のため、紀伊国屋伝右衛門から銀を借りる。			
	7		中上市町の櫓普請のため銀を借りる。			
1795[寛政 7]	10-11		北之丸御屋敷の普請。			
	11		東之口門櫓の普請のため木挽賃57匁の手形を、塩埜村新太郎に渡す。			
1801[享和元]	12	15	3町 家数114軒・納屋58・土蔵19・寺1	大火(出火元 勢家町)		
近義	1804[文化元]			家督を継ぐ。		
	1806[文化 3]	9		東之丸奥御居間脇の「御亭」を北之丸西北隅に建て替える。	レザノフ長崎に来航、貿易要求。徳川家斉の文化・文政時代始まる	
近副	1816[文化13]			家督を継ぐ。		
	1818[文政元]	12	21	二階櫓の一つの畳を替える。	大火(出火元 天神町)	
	1823[文政 6]	6		御城の修復を願いどおり仰せ付けられる。		
	1827[文政10]	11	11	家数241軒	大火(出火元 萩原)	
近信	1831[天保 2]			家督を継ぐ。		
	1834[天保 5]	3	30	笠和町 家数34軒	大火(出火元 鍛冶屋町)	
	1835[天保 6]			仙石橋 石橋に架替される。(石柱残る一資料館)		
	1838[天保 9]	2	21	家数43軒・死者1	大火(出火元 古国府町)	
		2		当時の櫓数、二階櫓6、門櫓5、平櫓4とある。		
	12	23	駄原勢家まで 家数647軒・土蔵199・寺1・庵1	大火(出火元 生石村)		
1839[天保10]				水野忠邦、老中首座となる(天保の改革開始)		

	藩 主	年	月	日	府 内 城 関 係	関連及び国内の事項	
江戸時代	近 説	1841[天保12]			家督を継ぐ。		
		1842[天保13]		4	北之口門櫓を取り繕う。		
				4	北之口門番所脇の塀・瓦、北之口門番所長堀屋根を取り繕う。		
				4~6	山里廊下橋を取り繕う。		
				5	北之口門・櫓の内片側南瓦を取り繕う。		
				5~6	西之丸櫓口を修復。		
		1847[弘化 4]		2	北之丸御亭の補修を行う。		
		1847[弘化 4]~		10	東之口番所、城米蔵の普請。		
		1848[嘉永元]		9	「御亭」普請。		
		1849[嘉永 2]		10	北之丸の所々修理。		
		1850[嘉永 3]~		9			
		1851[嘉永 4]		8			
		1851[嘉永 4]~		10	山里丸廊下橋を新造、東之口多門櫓の修復。		
		1852[嘉永 5]		9			
		1853[嘉永 6]		6			
		1854[安政元]		11	西之口御多門櫓上棟される。 地震のため、北之口多門櫓、山里櫓・人質櫓が潰れ、その外残る櫓・御殿・天守台石垣、家中・町郷ともに大破。	岡本主米、広瀬久兵衛による藩政改革始まる	
		1855[安政 2]		3	東之丸石垣普請のため番所外に仮小屋をつくる。		
		1855[安政 2]~		11	廊下橋多門櫓・二之丸櫓・馬具櫓・宗門櫓を普請する。この外北之口多門・小廊下橋・山里廊下橋・二階櫓など追々普請するとある。		
1856[安政 3]		10	御殿の普請。				
1856[安政 3]		12	遊馬館 城内北之丸(旧北之小丸川)設置(御殿をそのまま利用)される。				
		正月	「朱印蔵」九尺二間の普請の指示がある。また、北之口外東北側石垣修築の仰せ付ける。				
		2	柳町 家数27軒				
1857[安政 4]		3	白銀町・茶屋町 家数37軒				
		5	西之丸堀二四間半、本丸高堀一五間半及び瓦葺き替え三六間九(合)の補修を終える。				
		8	東之口多門櫓が消失する。				
		9	北之口多門櫓の普請の沙汰がある。				
		12					
1857[安政 4]~		10	北之口多門櫓普請(修復)、西之口平櫓新規に普請。				
1858[安政 5]		9					
1858[安政 5]							
1859[安政 6]			西之口平櫓・宗門櫓普請、西之口多門櫓修復。				
1860[万延元]		12	大書院取繕並びに小廊下橋の普請。				
		10	三番手御櫓上棟二付、小奉行始め中半まで酒飯被下相成「御普請方御役所日記」				
1861[文久元]		11	山里、人質櫓三ヶ所(一〜三番櫓)の普請。人質櫓棟札銘「文久元辛酉十月吉祥日」。				
1865[慶応元]~		10					
1867[慶応 2]		9	長廊下口門の普請、着到櫓新規に普請。				
1867[慶応 2]		10	14		府内藩 第2次長州戦争に出兵する 大政奉還		
明治		1869[明治 2]		2	北の口多門櫓屋根の修復。		
				6	17		
		1871[明治 4]		7	4		藩籍奉還 近説 知藩事に任命される 鹿藩置県 府内県が成立する 近説藩知事を免じ、東京に移り、華族に列する 大分県となる
				11			
		1872[明治 5]		3	県庁藩校遊馬館に移る。		
				5			
				9	県庁府内城内の旧藩主館に移る。		
		1873[明治 6]			中堀・外堀埋め立て(一部残る)られる。		
		1874[明治 7]					
		1885[明治18]			大給松平氏の遠祖、松平返正・一生を祀る松榮神社、牧・現護国神社地から堀川町に移される。		
		1886[明治19]			着到櫓に大分測候所(明治40年末まで)が設置される。		
		1900[明治33]		5	松榮神社がかつて祠があった府内城山里丸に移転される。		
		1904[明治37]		2	8		日露戦争始まる
		1907[明治40]		11	5	皇太子(大正天皇)東之丸御殿(県庁舎)を御旅館とする。	
		1911[明治44]					大分市 市政を施行する 第一次世界大戦始まる
		1914[大正 3]		7			
		1919[大正 8]					
		1921[大正10]		2			九州沖繩連合共進会会場建設のため(後の県庁舎)、本丸石垣を取り壊し、内々堀を埋める。 九州沖繩連合共済会開催 太平洋戦争始まる
1941[昭和16]		12	20				
1945[昭和20]		7	16	大分空襲により、西之丸西南隅二階櫓、着到櫓、多門櫓門が焼失する。			
		8	14				
		8	15				
1946[昭和21]					「大分都市計画復興土地区画整理事業」の施工により府内城跡を将来公園とすることが確定。城跡を大分市、堀跡を県が管理する。		
1953[昭和28]					城跡の南堀の一部を埋め立て国道用地に編入される。		
1956[昭和31]					県に城跡の明け渡しを申し出る。		
1957[昭和32]					蚊等の害虫の発生源であることから堀の埋め立てを発表。県は反対する。		
1960[昭和35]					市民等の反対から埋め立てを途中で中止する。		
1962[昭和37]					大手町に新県庁舎が完成し移転する。県庁の移転にともない「大分市城址公園」整備本格化。		
1963[昭和38]		2	15	石垣、土塀、堀(宗門櫓・人質櫓) 櫓跡1(天守台)が県指定史跡となる。			
1964[昭和39]		1					
1965[昭和40]					大分市、新産業都市に指定される。		
1965[昭和40]		3		西の丸跡の旧大分県庁舎解体完了する。			
1965[昭和40]		6		大分市民文化会館建設着工する。			
1965[昭和40]		10		多門櫓門、着到櫓、西之丸西南隅櫓(復元)、東之丸東北隅櫓・東南隅櫓(模擬)新築される。			
1966[昭和41]		10	12	大分市民文化会館開館する。堀の深堀、戦災で焼失した着到櫓、大手門櫓、西南隅櫓等が復元される。			
1998[昭和63]				堀水を公共下水道処理水を再利用し浄化する事業(建設省 アモニティ下水道モデル事業)完成。			
1993[平成 5]		10		府内城整備基本構想がまとまる。			
1994[平成 6]				「府内城再発見」事業始まる。30年構想(短・中・長期)			
1995[平成 7]		2	17	県指定部分を除く城跡が市指定史跡となる。			
1996[平成 8]				西之丸と山里丸を結ぶ廊下橋が復元される。			
1997[平成 9]					大分市 中核市となる		
2005[平成17]		1	1		佐賀関町及び野津原町が大分市に編入される		
2006[平成18]		4	6	日本100名城(94番)に選定される。			
2013[平成25]		10	31	大分市民文化会館開館する。			

## 参考資料－2. 府内城関係資料一覧

### 文 献

記 号	名 前	年 代	著者・作者・提出者	備 考	所 蔵
文-1	『豊府問書』	元禄11年[1698]	戸倉貞則	上・下	大分県立先哲史料館
文-2	『豊国紀行』	元禄 7年[1694]	貝原益軒	貝原益軒の紀行文 元禄期の府内城の描写有り	大分県立先哲史料館
文-3	『豊府指南』	天保 9年[1838]		「一、居城要害之事」に府内城の詳しい記述有り	大分県立先哲史料館
文-4	『雉城雑誌』	天保13年[1842]	阿部淡斎	二～十四 明治初頃写	大分県立先哲史料館
文-5	『府内藩日記』		松平府内藩	松平府内藩の公用記録「府内藩記録中」	大分県立先哲史料館
文-6	『御城諸道具改帳』	明暦 2年[1656]	日根野府内藩	城明け渡しの際の城内備蓄武器類等の改め帳	大分県立先哲史料館
文-7	『帯曲輪築直普請許可』	万治元年[1658]	幕府老中連署	帯曲輪修築の許可状	松栄神社
文-8	『豊後府内城三之丸普請許可』	寛文 7年[1667]	幕府老中連署	三ノ曲輪北ノ口改修の許可状	松栄神社
文-9	『府内城修理普請許可』	寛保 3年[1743]	松平近貞	寛保3年の大火に際し幕府に提出した被書届	松栄神社
文-10	『府内御城再築御願一件』	寛保 3年[1743]	松平近貞	寛保3年の大火後に幕府に提出した再建計画書	松栄神社
文-11	『東ノ丸御普請人簡帳』	宝暦10年[1760]	松平府内藩	東ノ丸御殿再建に関する記録「府内藩記録乙38-4」	大分県立先哲史料館
文-12	『御城修葺御願一件』	明和 7年[1770]	松平近形	明和七年の大地震後に幕府に提出した再建計画書	大分県立先哲史料館
文-13	『御普請銀勘定帳』	安永 6年[1777]	松平府内藩	建物修理に関する会計記録「府内藩記録 乙62」	大分県立先哲史料館
文-14	『御城廻御普請銀勘定帳』	安永 7年[1778]	松平府内藩	建物修理に関する会計記録「府内藩記録 乙62」	大分県立先哲史料館
文-15	『御殿御普請勘定帳写』	安政 3年[1842]	松平府内藩	東ノ丸御殿再建に関する会計記録「府内藩記録乙285-4」	大分県立先哲史料館
文-16	『御普請方御役所日記』		松平府内藩普請方	府内藩普請方の公用記録「府内藩記録 普請方日記」	大分県立先哲史料館

### 絵 図

記 号	名 称	年 代	著者・作者・提出者	備 考	所 蔵
絵-1	『府内絵図』	慶長10年[1605]附箋		内容は寛文七年[1667]以降のもの	大分大学付属図書館
絵-2	『豊後府内城之絵図』	正保元年[1644]	日根野府内藩	正保城絵図の内	内閣文庫
絵-3	『豊州府内之城之図』	日根野氏が城時カ		目付屋敷、御上使御宿の記述有り	大分県立先哲史料館
絵-4	『府内城図』	日根野氏が城時カ		目付屋敷、御上使御宿の記述有り 絵-3に類似	白杵図書館
絵-5	『府内城図』			絵-4に類似も目付屋敷、御上使御宿の記述なし	白杵図書館
絵-6	『豊後国府内城下町絵図』	天明 5年[1785]写		御目付衆、同慈寺の記述有り 三之曲輪内住人記載	大分県立先哲史料館
絵-7	『府内城図』			浅野文庫『諸国当城之図』の内 絵-6に類似	広島市中央図書館
絵-8	『豊後府内城図』			絵-6・7に類似	中根氏
絵-9	『豊後国大分郡府内城市街図 清水流規矩元法分間絵図』	享和 2年[1802]		三之曲輪(待町)内住人記載	大分県立先哲史料館
絵-10	『府内城下町絵図』	文久元年[1861]		寛保三年の大火以前の外観等を記載	大分県立先哲史料館
絵-11	『府内城下町絵図』			絵-9に類似	大分市歴史資料館
絵-12	『陸軍省城絵図大分城』	明治5年[1872]		東之丸御殿の配置図(1120坪)を記載(旧知事住宅を含む)	富原道晴(群馬県安中市)
絵-13	『豊後府内城図』		鳥羽藩主福垣家旧蔵	日本古城絵図 西海道之部(3) 347	国立国会図書館
絵-14	『大分県々府内城へ移転願 附属絵図』	明治5年[1872]7月		県庁を府内城内の旧知事住宅(東之丸御殿)へ移す件の伺文書に附属する絵図	国立公文書館

### 修理伺

記 号	名 称	年 代	著者・作者・提出者	備 考	所 蔵
伺-1	『豊後国府内城焼失付普請之覚』	寛保 3年[1743]	松平近貞	寛保三年(1743)の大火の焼失状況を記載	大分県立先哲史料館
伺-2	『豊後国府内城外曲輪堀埋之覚』	宝暦10年[1760]	松平近形	堀九升馬出部分	大分県立先哲史料館
伺-3	『豊後国府内城破損付修復之覚』	明和 7年[1770]	松平近形	明和七年の大地震の建物の破損状況を記載	大分県立先哲史料館
伺-4	『豊後国府内城石垣崩修復之覚』	明和 7年[1770]	松平近形	明和七年の大地震の石垣の破損状況を記載	大分県立先哲史料館
伺-5	『豊後国府内城三之曲輪櫓下 石垣孕修復之覚』	文政 5年[1822]	松平近訓	三之曲輪門付櫓台の孕みの状況を記載	大分県立先哲史料館
伺-6	『豊後国府内城三之曲輪櫓下 石垣孕修復之覚』	文政 6年[1823]	松平近訓	三之曲輪門付櫓台の孕みの状況を記載(伺いと別)	大分県立先哲史料館
伺-7	『豊後国府内城三之曲輪 東之口多門櫓普請之覚』	安政 5年[1858]	松平近説	三之曲輪東之口多門櫓再建に関する記載	大分県立先哲史料館

### 間取図

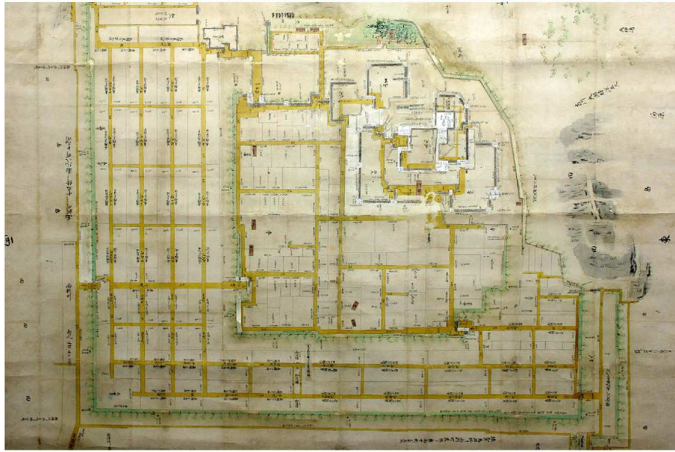
記 号	名 称	年 代	著者・作者・提出者	備 考	所 蔵
間-1	『府内城中間取指図』				大分県立先哲史料館
間-2	『元東之丸御殿図』			藩主居館である東之丸御殿の図	松栄神社
間-3	『北之丸仮御殿図』	嘉永 7年[1854]		安政元年の大地震後に建てられた仮御殿図	松栄神社
間-4	『下台所図面』			三之曲輪下台所の図	松栄神社

### その他(府内城の旧景観がわかるもの)

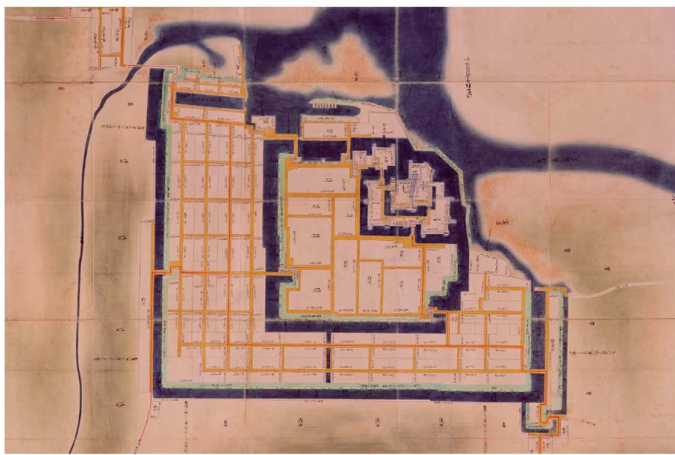
記 号	名 称	年 代	著者・作者・提出者	備 考	所 蔵
他-1	『御城下絵図』	江戸中期		藩主由原宮浜の市参詣行列巻巻 天守焼失前の府内城外観	大分市歴史資料館
他-2	『竹築府内間山水図巻』	化政年間	府内仙寿堂	天守焼失後の江戸中期後半頃の府内城・城下町鳥瞰図	大分市歴史資料館
他-3	『府内城諸櫓門等図』	安政 7年[1860]	松平府内藩普請方	安政元年の大地震後の再建・修理成った諸建築の姿図集	松栄神社
他-4	「松栄神社奉納絵馬」	明治19年[1887]	藤原政義筆	明治中期に松栄神社に奉納された府内城の旧観を描いた絵馬	松栄神社

「城のある風景」図録『豊後府内城』1995 大分市歴史資料館、大野康弘「府内城・城下町の曲輪間段差とその意義について」『大分・大友土器研究会論集』2001等を参考に作成

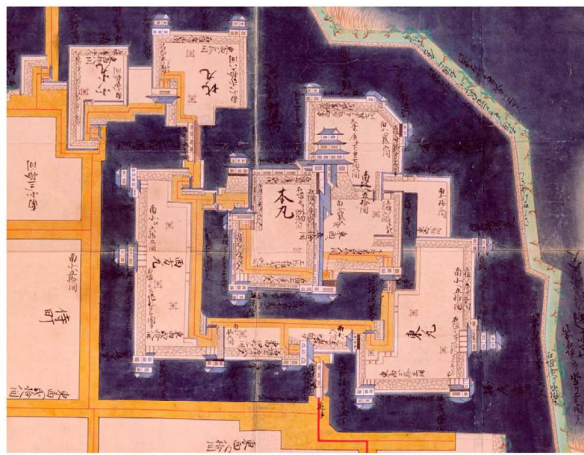
参考資料－ 3. 府内城の絵図資料



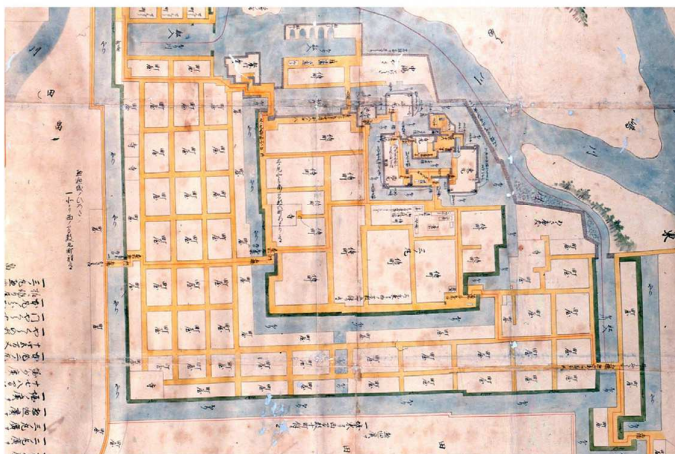
府内絵図（慶長十年付箋）  
大分大学付属図書館蔵  
絵 - 1 (p121 府内城関係資料一覧：以下同じ)



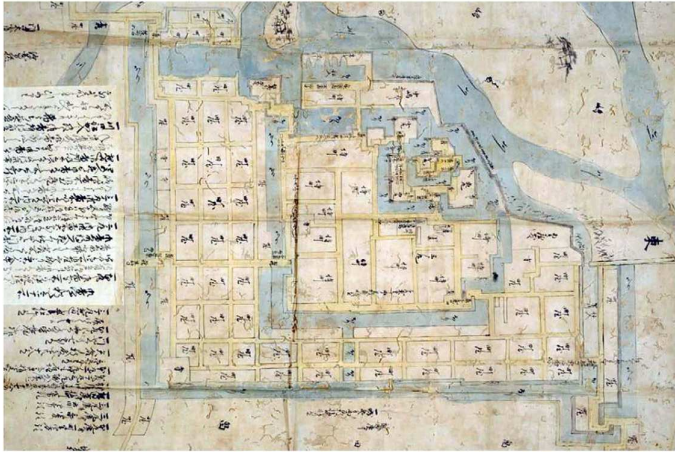
豊後府内城之絵図（正保絵図）  
（正保元年：1644） 内閣文庫蔵  
絵 - 2



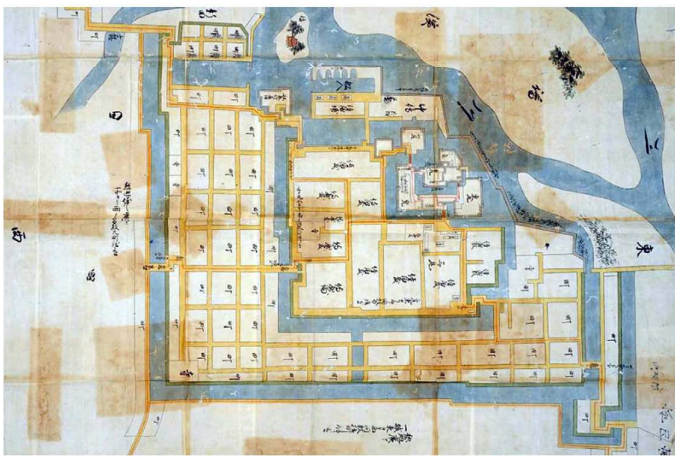
正保絵図に描かれた府内城中心部



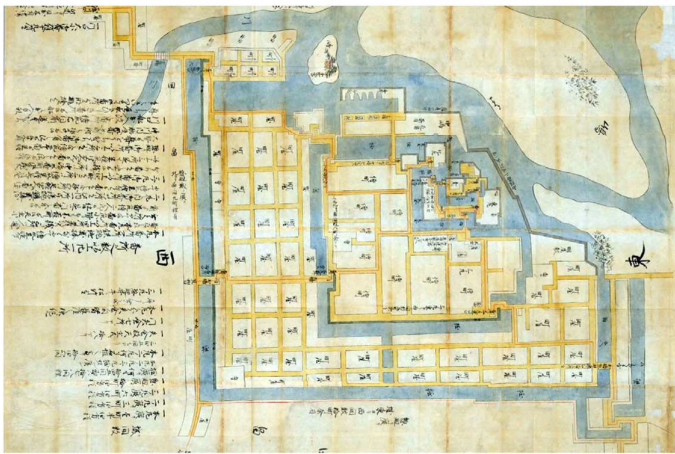
豊州府内之城之図  
大分県立先哲史料館蔵  
絵 - 3



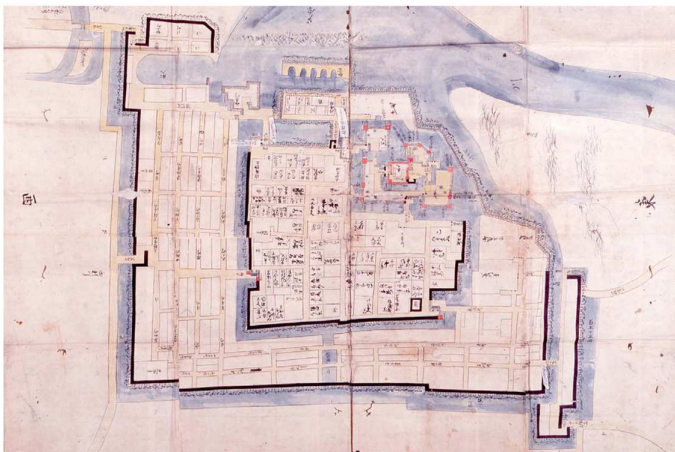
府内城図  
 臼杵市教育委員会蔵  
 絵 - 4



府内城図  
 臼杵市教育委員会蔵  
 絵 - 5

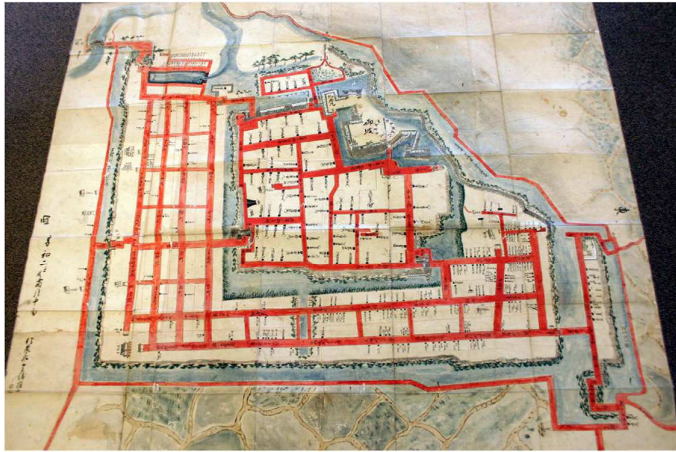


豊後府内城図  
 国立国会図書館蔵 (鳥羽藩主稲垣氏旧蔵)  
 絵 - 13



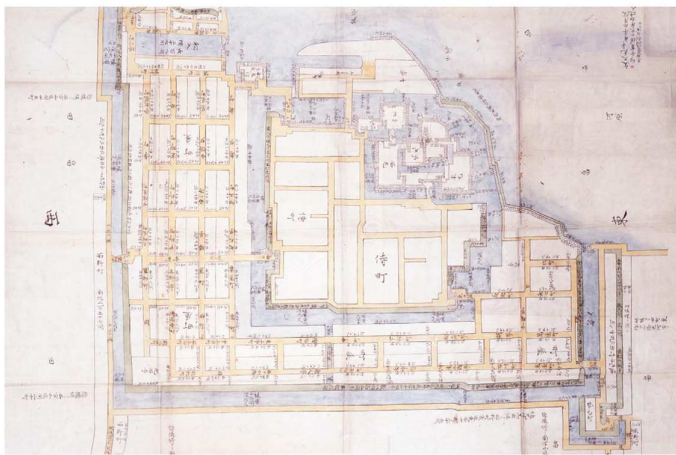
豊後国府内城下町絵図  
 (天明5年：1785写) 大分県立先哲史料館蔵  
 絵 - 6





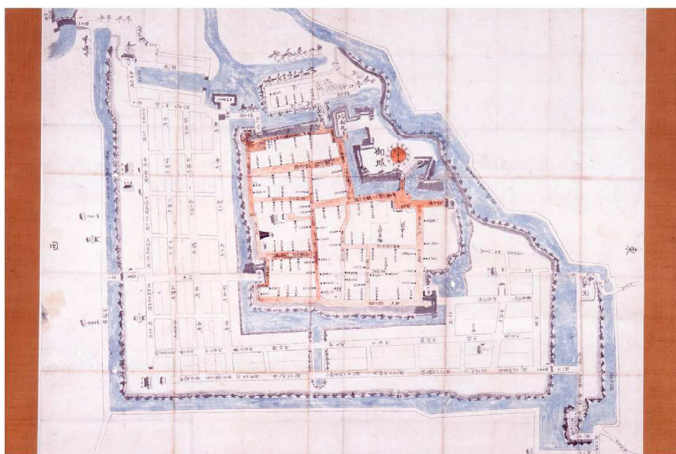
清水流規矩元法分間絵図

享和絵図（享和2年：1802）大分県立先哲史料館蔵  
絵-9



府内城下町絵図

（文久元年：1861）大分県立先哲史料館蔵  
絵-10



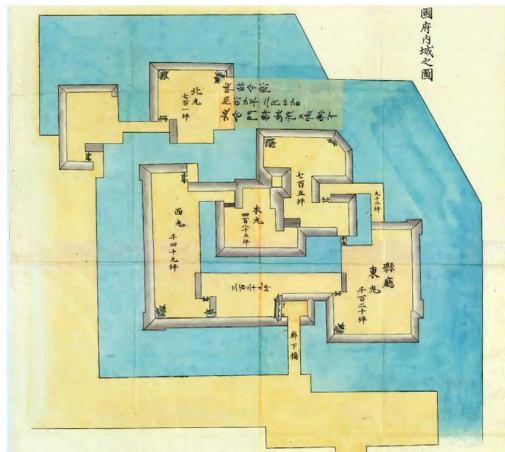
府内城下町絵図

大分市歴史資料館蔵  
絵-11

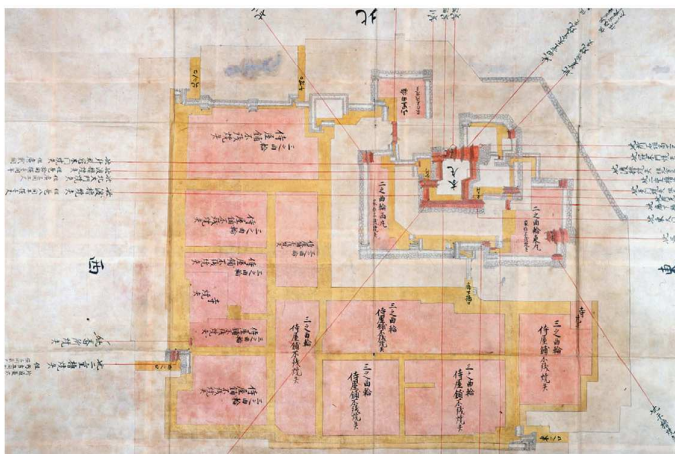


陸軍省城絵図大分城

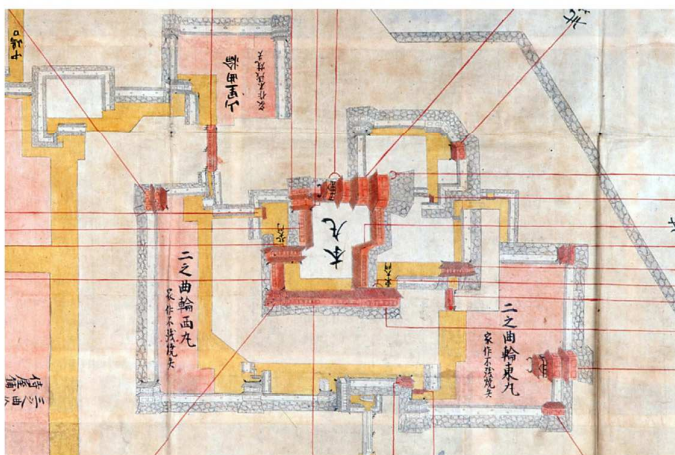
（明治5年：1872）富原道晴氏蔵  
絵-12



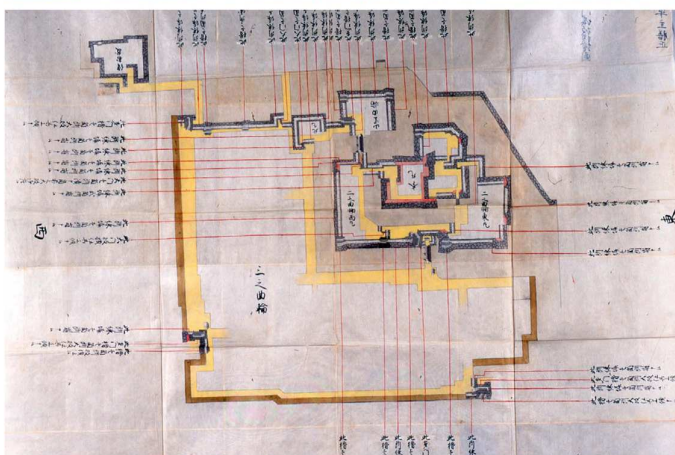
「大分県々庁府内城へ移転願」 附属絵図  
 (明治 5 年 : 1872) 国立国会図書館蔵  
 絵 -14



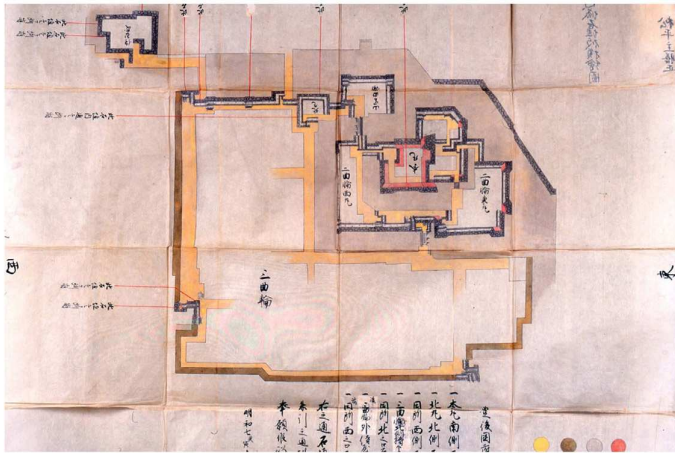
豊後国府内城焼失付普請之覚  
 (寛保 3 年 : 1743) 大分県立先哲史料館蔵  
 伺 - 1



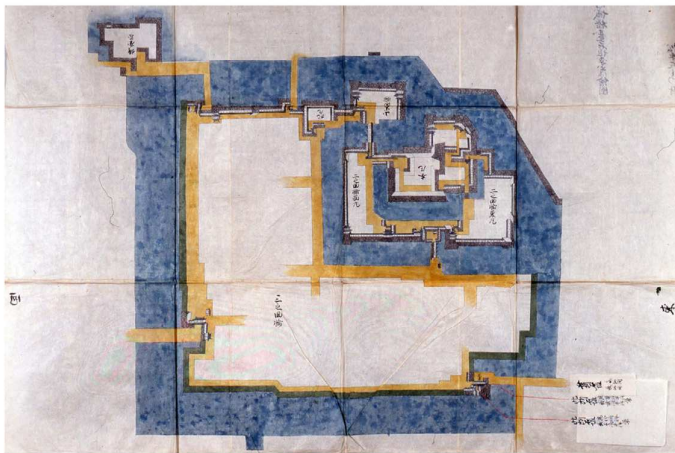
上記絵図に描かれた、寛保の大火による府内城  
 中心部付近の焼失状況



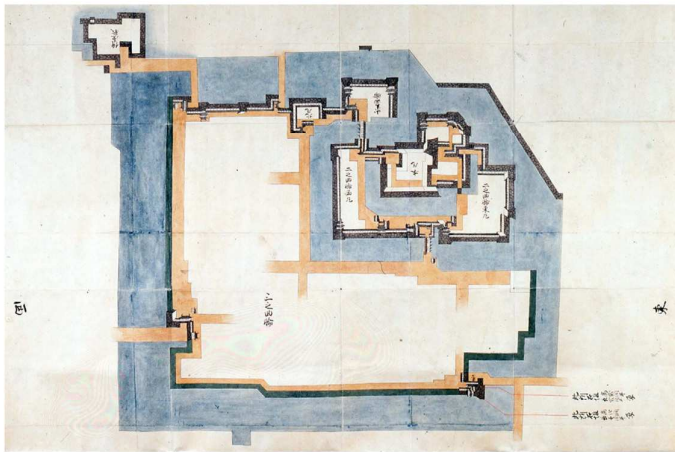
豊後国府内城破損付修覆之覚  
 (明和 7 年 : 1770) 大分県立先哲史料館蔵  
 伺 -3



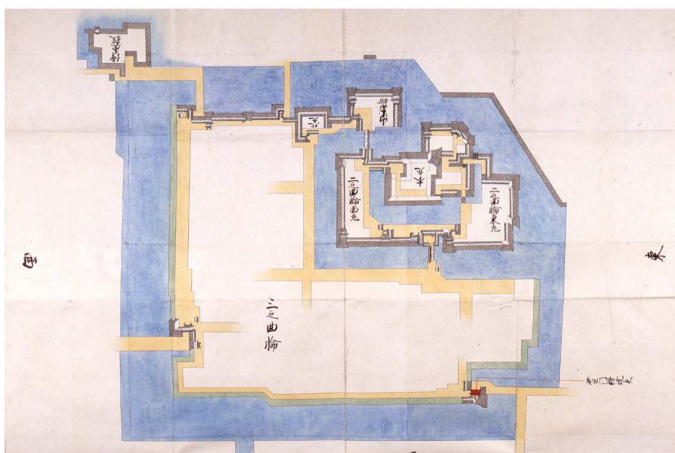
豊後国府内城石垣崩修覆之覚  
 (明和 7 年 : 1770) 大分県立先哲史料館蔵  
 伺 - 4



豊後国府内城三之曲輪下石垣孕修覆之覚  
 (文政 5 年 : 1822) 大分県立先哲史料館蔵  
 伺 - 5



豊後国府内城三之曲輪下石垣孕修覆之覚  
 (文政 6 年 : 1823) 大分県立先哲史料館蔵  
 伺 - 6



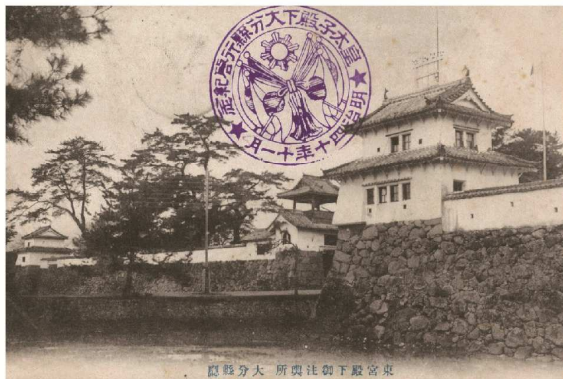
豊後国府内城三之曲輪東之口多門櫓普請之覚  
 (安政 5 年 : 1858) 大分県立先哲史料館蔵  
 伺 - 7

# 参考資料－４．府内城の古写真

※出典を明記していないものは、戦前の絵葉書である。



明治 30 年代の着到櫓付近



明治 40 年以前の大手門・着到櫓付近



明治 40 年頃の大手門・着到櫓付近  
大分真眞帖 (明治 40 年) 所収



明治 40 年～ 41 年頃の大手門・着到櫓付近



明治 40 年～ 41 年頃の着到櫓付近



大正 10 年頃の大手門・着到櫓付近



昭和 10 年頃 (1935 年) の着到櫓付近 (彩色写真)  
『大分名勝』所収



昭和 10 年頃 (1935 年) の着到櫓付近



明治末から大正期の府内城（内堀と西之丸隅櫓）



大正10年～昭和初期の府内城（大手門から西之丸隅櫓）



明治35年頃の西之丸隅櫓 大分縣案内（明治35年）  
『大分縣案内』（明治35年）所収



明治40年頃の西之丸隅櫓



明治40年頃の西之丸隅櫓



明治末～大正初期の宗門櫓付近



明治末～大正初期の西之丸隅櫓（2枚の写真を合成したパノラマ写真）



明治末～大正初期の西之丸隅櫓西側



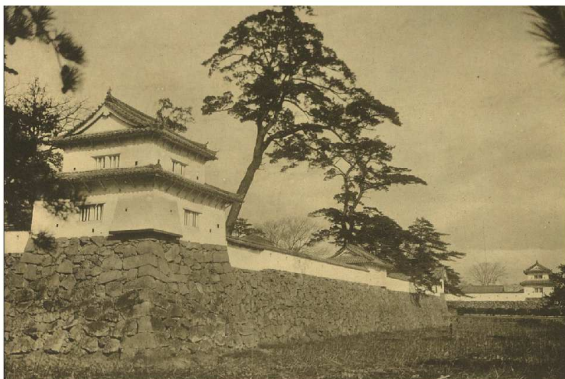
府内城西側の内堀と武家屋敷（明治末～大正初期）



大正初期の撮影と思われる西之丸隅櫓



大正期～昭和初期の宗門櫓付近



昭和 14 年頃の西之丸隅櫓  
大分高等商業学校卒業写真帖（昭和 15 年）所収



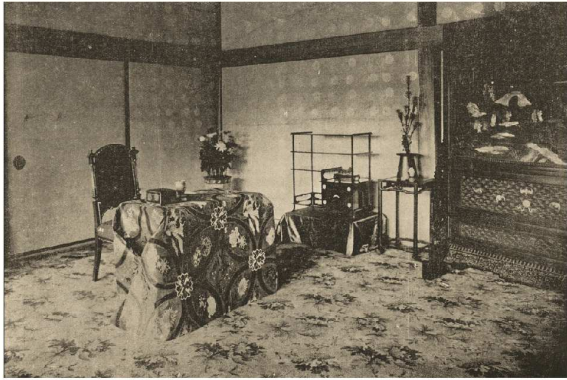
昭和 10 年代の西之丸隅櫓（彩色写真）



明治 40 年頃の府内城東之丸御殿正面  
行啓寫真帖（明治 40 年）所収



明治 40 年頃の府内城東之丸御殿  
行啓寫真帖（明治 40 年）所収



明治 40 年頃の府内城東之丸御殿内部  
行啓寫真帖（明治 40 年）所収



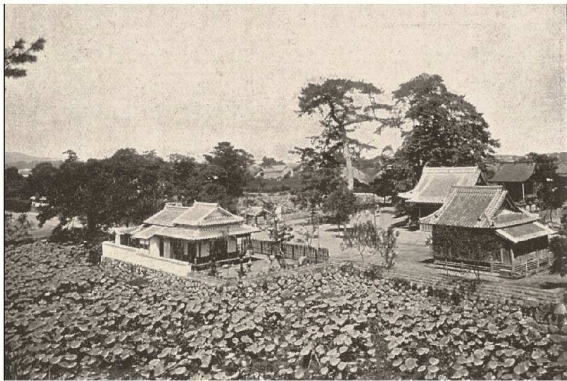
大正 10 年の府内城大手門入口風景  
第 14 回九州沖縄八県連合共進会写真帖（大正 10 年）所収



大正 10 年の府内城西口の風景  
第 14 回九州沖縄八県連合共進会写真帖（大正 10 年）所収



大正 10 年頃の府内城宗門櫓と県庁舎  
第 14 回九州沖縄八県連合共進会写真帖（大正 10 年）所収



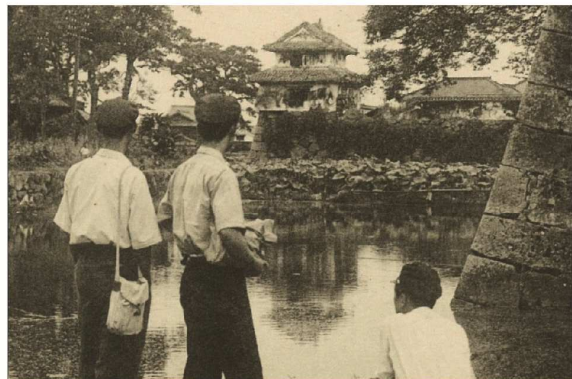
明治 35 年頃の松栄神社  
『大分縣案内』（明治 35 年）所収



明治～大正期の松栄神社



府内城西側 内堀と大分市役所（昭和 14 年頃か）



昭和 23 年（1948 年）頃の府内城人質櫓  
大分経済専門学校卒業記念帖（昭和 24 年）所収

史跡府内城跡県指定時写真



県庁新庁舎から見た府内城跡（旧県庁舎）



国道 197 号から見た宗門櫓と旧県庁舎



旧県庁舎側から見た宗門櫓



西之丸南西隅櫓台と西側堀



東之丸南東隅櫓部と東三重櫓台付近



松栄神社側から見た人質櫓と天守台付近



人質櫓近景



松が生い茂る北二重櫓台



帯曲輪から見た人質櫓と扇櫓跡



## 参考資料－５．参考文献一覧

- ・高橋学・足立みなみ「国東・原遺跡七郎丸1地区の地形環境分析」『原遺跡七郎丸1地区・口寺田遺跡』大分県国東町文化財調査報告書第一八集 国東町教育委員会 1999
- ・高橋 学「第4章 大分川・七瀬川流域平野の地形環境分析－玉沢条里跡を中心にして－」『玉沢地区条里跡』第8次調査報告 病院建設に伴う調査報告 2005
- ・千田 昇「大分平野のなりたち」『大分市史』上第1章2 1995
- ・山村亜紀「中世豊後国府の港湾とその周辺の景観」『農村空間の研究』（上）石原 潤編 大明堂発行 2003
- ・大分市教育委員会『史跡大友氏遺跡保存管理計画』2014
- ・大分市教育委員会『史跡大友氏遺跡整備基本計画』2015
- ・梅木秀徳『大分市今昔写真帖』地方・小出版流通センター2011
- ・大分放送『大分歴史辞典』大分歴史辞典刊行部1990
- ・大友土器研究会 2001 大野雅之著『シリーズ藩物語 府内藩』（株）現代書館発行2014
- ・大野康弘「城下町の曲輪間段差とその意義について」『大分・大友土器研究会論集』大分・
- ・木村幾多郎「豊後府内城下町移転と旧府内町」『大分・大友土器研究会論集』大分・大友土器研究会 2001
- ・加藤知弘監修『目で見る大分市の100年』郷土出版社2001
- ・木村幾多郎「豊後府内の城下町」『古文化談叢』第65集 2011
- ・木村幾多郎「豊後府内の城下町—中世から近世へ—」『古文化談叢』第65集2011
- ・小島道裕『城と城下—近江戦国誌—』新人物往来社 1997
- ・小島道裕「都市」『史跡で読む日本の歴史7』戦国時代 吉川弘文館2009
- ・児玉幸多・坪井清足監修「城郭研究便覧」『日本城郭体系 別巻2』新人物往来社1980
- ・千田嘉博『織豊系城郭の形成』東京大学出版会2000
- ・千田嘉博『信長の城』岩波新書1406 2013
- ・真宗大谷派四極山光西寺 光西寺 中央公論事業出版2006
- ・内藤 昌編『ビジュアル版 城の日本史』角川書店1995
- ・中井 均「織豊系城郭の成立要素」『織豊城郭5』1998
- ・中井 均「織豊系城郭の画期」村田修三編『中世城郭研究論集』新人物往来社1990
- ・中野 等『文禄・慶長の役』戦争の日本史16 吉川弘文館 2008
- ・仁木 宏『空間・公・共同体 中世都市から近世都市へ』AOKI LIBRARY 日本の歴史近世 青木書店 1997
- ・仁木 宏「寺内町と城下町 戦国時代の都市の発展」有光友學編『日本の時代史12 戦国の地域国家』吉川弘 文館2003
- ・渡辺澄夫著『大分県の歴史』県史シリーズ44 山川出版社1971
- ・大分市『大分市史』1915
- ・大分市『大分市史』中巻及び付図IV 1995
- ・大分市歴史資料館『豊後府内城—第14回特別展「城のある風景」図録』1995
- ・大分市歴史資料館『資料館ニュース33』1996
- ・大分市歴史資料館『資料館ニュース34』1996
- ・大分市教育委員会『府内城・城下町遺跡5 大分市保健所建設に伴う発掘調査』大分市文化財調査報告書第78集2008
- ・大分県教育委員会『府内城三ノ丸北口跡』—大分中央警察署本部別館庁舎新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—1996
- ・大分県教育委員会『大分の中世城館第4集』総論編 大分県文化財調査報告書170集2004
- ・大分県『大分県史近世篇Ⅱ』「府内藩」1985
- ・金沢市『城下町金沢研究Ⅰ』第1分冊日本の城下町と金沢城下町—発展過程と空間類型—2010

## 参考資料－６．提供資料

- ・府内城の古写真（森本卓哉氏提供）
- ・史跡府内城址県指定時写真（昭和38年：大分県教育委員会提供）



大分市 都市計画部 公園緑地課

---

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

T E L : ( 0 9 7 ) 5 3 4 - 6 1 1 1

F A X : ( 0 9 7 ) 5 3 8 - 1 2 4 9

E-mail : [koenryoku@city.oita.oita.jp](mailto:koenryoku@city.oita.oita.jp)

U R L : <http://www.city.oita.oita.jp>

平成29年2月 策定